

金光教學

金光教教學研究所紀要

9

1969

金光教教學研究所

金光教 学 一金光教教学研究所紀要一

1969

No. 9

- 金光大神御覚書の読み方について
.....金光 真整... 1
- 安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈
.....竹部 教雄... 31
- 三十七才の教祖 —その苦しみのとき—
.....高橋行地郎... 49
- 安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈
—伝承の世界と信仰の世界—
.....福嶋 義次... 72
- 信心・布教・政治 —金光大神御覚書、
明治六年「神前撤去」の解釈—
.....沢田 重信... 93
- 共同討議 和田登世雄編
金光大神御覚書の解釈 —教祖とわれわれ—115
- 彙報 —昭和42・4・1~44・3・31—134
- 研究報告一覧表 (5)
- 掲載論文・共同討議要旨 (英文)
- (第8号正誤表P.114)

金光大神御覚書の読み方について

金 光 眞 整

はじめに

御覚書の研究をはじめたときから、二十年あまりとりくんできて、どう読むのがよいかということがわからなかった。まったくおかしな話である。というのは、どのように読んでみても、一段落つくはずのところが続いておったり、続いておると思われるのに切れていたりするからである。昨年くれの会合で、御覚書の目次を作ったらという話があった。そのとき私は、とうていできることではないと述べた。それは、読み方がわからなかったからである。どこまでを、どのように区切って読むかということがわからないから、目次の作りようがないと考えたからであった。

それが、今年の四月のころから、なんとか読めそうな気がしてきた。読めるとすれば、目次も作れるはずである。こうなると元気がわいてでて、目次を作ることにとりくんだのであった。このときからの読み方は、二十年間読んできた読み方とは、ちがった角度からのものであった。それは、全体をおしての中から、部分部分の意を読みとる方法とい

うことができよう。新しい目が開けたといつてよかろう。うれしくてならなかった。この読み方で読んでいくと、日に新しいことに気がつく。こうして四月五月といろいろの方法で読みかえしながら、「金光大神御覚書目次試案」を作りあげ、六月十一日にその発表をしたのであった。このいきさつについて記しておきたいと思う。

読み方に気がつくまで

今年春、下谷教会の菱田氏からたのまれていた「金光教の死生観」の原稿として、「教祖さまの死生観をうかがう」という小論を書こうとした。そのために、教祖の資料で死に関係のあるものを集めた。もともと死を問題にした資料は少なく生をとりあげたものが多い。そのなかで死の資料を求めていくうちに、教祖の生きて行かれたなから、しぜんに死生観がうがわれることに気付いて、これについて書かせてもらった。その小論の筆をとるにあたっては、前から感銘をうけていた竹部教雄氏の取組んでいる研究の成果からヒントをうけた。そのことと、筆をとるために御覚書を読みかえしていたころ、私の長男が「はじめのほうは、ふしんのことと死のことが書いてある」ともらしたことがある。これらによってつぎつぎに目を開かせられながら、教祖の生きて行かれた姿を求めて何回も何回も読んでいくうちに、

ありがたし仕合せに存じ奉り候(28ページ)

ありがたし仕合せに存じ奉り候。御礼申しあげ候(34ページ)

とあることに気がついた。そしてここに大きな段落があった。

二八ページのは、四十二才のときのことと申さまから、「信徳をもって、神が助けてやる」との神伝があるところである。四十二才のときまで「どこへ参っても片びんで願いすてであろうが」(御理解5) という信心をつづけて来た教祖が神から「助けてやる」との神伝をうけられたのであるから、信仰の転機であり大きな段落があるべきところであろう。

三四ページは、金神からふしんの入用をたのまれてからのところである。ふしんの費用も出し、その手伝いまでしながら、自分がおかげをうけられた。そのうえ夫人の心得ちがいを神からさとされ、それを守っておかげをうけたのであった。自分だけでなく家庭の人が神伝のとおりにして、おかげをうけるということがあった。ここが教祖の信心の一つの区切りになっているのである。

こういうふうに読んでいくうち、御覚書は、

(1) そのころふつうに用いられていた方法で書かれていること、

(2) 教祖の生きかた、信心の進まれたその内容が記されていること、

このことに気付かされた。ふつうに読んでいって、しぜん段落のつくところまでまとまっておる。文のはじめは、行の改まったところであり、「一つ」と書きだしたところである。終りは文の終りであって、ときに「候」で結んである。一だん終ると行をあらため、ときにはページをあらためて年号干支年月日から書きおこされている。

また御覚書は、教祖が明治七年十月十五日の

この方一場立て、金光大神うまれとき、親の言いつたえ、この方へ来てからのこと、覚、前後とも書出し。金神方角恐れること、無礼ことわり申したこと、神祇信心いたしたこと。

とのお知らせによって書きおこしたものである。だから、この神伝にのべられた内容のことが記されているわけである。さらにいうと、御覚書には教祖自身の生き方、生きて来た事実が書かれてある。つぎの「年忌年忌」のところでもふれておいたが、一しようけんめいに真実を求めて生きてこられた、その姿が記されている。佐藤幹二氏が、

教祖の生きて来られた事実が、金光教である。何か金光教という、抽象的な教えがあると考えるのは違っていると思う。そう考えると御覚書は、金光教そのものである。

と語っている。私も、御覚書は、そういう性質を持っているものであると思っている。

これらのことから、だんだんと読み方がわからせられてきた。今までは、こちらに何となく考えがあつて、ここでは文がつづくもの、ここでは文が切れているものと考えて読んできていた。この読み方をつづけてきたから、どうしてもわからなかった。切れるはずのところがつづいておったり、切れておかしいところで文が切れていると考えられ、そのために、目次を作ることは、とうていできることではないとしていた。

それが、このたびは態度をあらためて、素直によんでいって、一段落ついたところで区切りをつけ、その区切られた理由を考える。そしてその内容によって題目をつけていく、この態度をとるようになって、はじめて目次を作ることができるようになった。気がついてみれば、当然すぎるほど当然のことである。書かれた御覚書の段落をもとにして、それに従っていくということである。この態度をとると、前に、文の切れるはずのところがつづいていと思つたのは、実はこちらの受けとりかたが不十分で、切れるはずと考えるのが、教祖の意とは違つていたのである。教祖は、つづいているものとして書いているのに、読むほうでその意図がわからずに、勝手に切れるはずであると解つていたのであつた。

この読み方にもとづいて、目次を作ることをはじめた。はじめから八〇ページぐらいまでは、第一章第一節として、内容によってわけていくことができたが、後半になると、そうはならず、年毎に章にわけることになつてしまった。それから、二回三回と書きあらため、五回目に、章節にわけず、一二三と大別し、さらに123と小わけにして目次試案を作つてみた。これが、後にかかげたものである。

このようにして、目次試案をつくりあげてみて、気のついたことを二三、つぎにのべてみたい。

○ 年忌年忌

七ページから八ページをみると、

弟鶴太郎の病死——父の病死——改名——結婚——ふるばに手水場建て——亀太郎生まれ——母おこりに——父子痢病——亀太郎死——私全快

これだけのことが一段落になっている。天保七年から同十二年まで、すなわち義弟と養父の死から、長男の亀太郎の死までのことがいろいろと書かれてある。一一ページから一四ページまでのくだりをみると、生まれてすぐに死んだ長女ちせのことから、二男楨右衛門の死のときまでのことが書いてあるのである。

さて、安政五年十二月には先祖のことについての神伝をうけられ、

私養父親子、月ならびに病死いたし、私子三人年忌年には死に。牛が七月十六日より虫氣、医師・鍼・服薬いたし、十八日死に。月日かわらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろかもなし。神仏願ひてもかなわず。いたしかたなし。残念至極と始終思い暮し。天地金乃神さまへのご無礼を知らず、難渋いたし。このたび、天地金乃神さま知らせくだされ、ありがたし。(54ページ)

と教祖の思いがのべてある。これによって、教祖は、病気のときには、医師にかけ、治療をされ、神々に願ひ、祈念をして、神仏に願われている。それがかなわず、死んでしまつて、残念至極と思ひ暮しておられたことがうかがわれる。これにたいして神は、

十七年のあいだに、七墓つかした。年忌年忌に知らせいたし。実意丁寧神信心のゆえ夫婦はとらん。(55ページ)とさとしたとある。

教祖は川手家に養子に行き、川手家は、不繁盛で子孫のつづかぬ家であるなどを聞かされた。そして、川手家の持っている運命をわが身に背負つて、真実の生きかたを求めていった。一ししようけんめいに働くから経済生活はゆたかになり、つぎつぎに田畑を買い、建築もできる。それなのに不幸はたえない。弟と父は、天保七年の七月八月と一月ばかりのあいだに死んだ。それから七回忌にあたる年に、長男の亀太郎が死んだ。これから七回忌にあたる年には長女のちせ

が死んだ。この年は、また、父の死からは十三回忌にもあたる。つぎの、二男榎右衛門の死も牛の死も、ちせのときから数えて三回忌の年であり、翌年の牛の死は一周忌である。七回あるいずれの死のときもみな、年忌の年にあたっている。神は「年忌年忌に知らせいたし」たのであったが、教祖は「年忌年に死に残念至極」と思いつづけている。

以上のような川手家の運命を一身にうけて生きて行かれた教祖の生活態度から考えて、七ページから九ページにかけての記事をよむと、ここは年忌年忌の知らせをうけられながらも、真の生き方がわからずに過していられた生活の中の、弟の死のときから、亀太郎の死にいたる七回忌のときまでのことを、記されてあるとわからせられる。つぎの一ページからのものは、ちせの死から三回忌にあたる榎右衛門の死にいたるまでのことが書かれている。一六ページと一九ページの牛の死の記事は、単なる牛の死の記事ではない。教祖が養子に行ってから川手家のすべてを背負って生きていったなかで、残念至極と思いつづけられた中の牛の死の記事である。だからこれらはみな行をあらためて一つの項目にまとめて記したものと考えられる。

○ 下葉の氏子と一の弟子

一ばんに気のついた「ありがたし仕合せに存じ奉り候」で終わっているところが、四六ページにもある。安政五年正月から、九月までつづいている記事のおわりのところである。この年の正月には、龜山の広前で拍手をゆるされ、金乃神の下葉の氏子との神伝が下がっている。そのときから香取彦助を養子にやるという一段の記事をさしはさんで、九月までつづいている、三四ページから四六ページにわたる長いものである。これを見ると、正月に拍手をうって神を拝することを許されてから、「神棚あらためて、ご信心いたし。朝晩かしわでうってご奉願、日夜のおかげうけ。」の生活が三月までつづいている。三月十五日からは、手に「お知らせ」をうけるようになって、「なにごともお伺い申しあげ」て、「日々のおかげをうけ」て行く生活になる。つぎに、七月十三日には自分の口から神伝を言うようになってからの

生活がはじまった。このときから、農耕作業も神伝のままにすすめ、「天に一家（しんるい）をこしらえてやるぞ」といわれたの生活がなされた。そして、「ありがたし、仕合せに存じ奉り候」と結んである。

文中には「ありがたし、お知らせください」「日々のおかげうけ」「おかげうけ」「ありがたしこと、日々のおかげうけ」「おためしなされ、恐れ入って、御礼申しあげ」「しんどし、恐れ入り」「仰せどおりに仕り候」「ありがたし、御礼申しあげ」「なにごととも仰せどおり」「御礼申しあげ」「ありがたし、仕合せに存じ奉り候」などとあって教祖の思いがうかがわれる。下葉の氏子の時代は、なにごととも仰せどおりにし、おかげをうけてありがたいとお礼をされる。おためしときには、恐れ入ってお礼をされる。このような信心態度であった。

この下葉の氏子のつぎに、金神の一の弟子の時代がくる。金神が、天照皇大神より「一の弟子にもらう」と言いわたし、教えをする、とあったときからである。このときから、母の病気が重いとき、神伝のままに入用の品を玉島へ買いにいふという記事をさしはさんで、十二月までのことが、四六ページから五六ページまで記してある。一の弟子にもらわれてから、「秋中行をせよ」との神伝のままに、はだしで農業にでて、「神の仰せどおり、なにかによらずそむかず、」という生活をすすめた。全くとれぬ田もある中に、上米が一反に三石もできるといふことがあった。稲刈り後の麦のことについても、つぎつぎにお知らせをうけ、そのとおりにして、天氣の都合がよく「恐れ入り、お礼申しあげ」と記してある。神前の施設などもでき、文治大明神の名を許され、その日に天地金乃神よりいろいろの神伝があり「知らせくださいありがたし」と思いをのべられ、「恐れ入って、ご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ」と終りに書いてある。

金神の一の弟子の時代には、稲がよくできたり、天氣の繰合せをうけられたときには、その生活の全部が「恐れ入ってお礼申しあげ」である。前の時代のように一つの出来ごと毎に、「ありがたし」とか「恐れ入る」とか「お礼申しあげ」ではない。段落の終りを見ると、前のときは「ありがたし、仕合せに存じ奉り候」であり、ここでは「恐れ入ってご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ」である。ここに、下葉の氏子としての信心生活と、一の弟子になってから

のものとの相違をうかがうことができる。

○ 神号

神号については、金光教学院研究部編集の金光教学第十五集に「神号についての問題二、三」というのを発表したことがある。これについて御覚書に、

- 1 同十二月二十四日、私名、文治大明神おゆるしくだされ候(53ページ)
- 2 安政六己未六月十日、おゆるし、金子大明神(71ページ)
- 3 金光大明神、壬戌十一月二十三日、おゆるし(100ページ)
- 4 金光大権現、一子明神妻こと、十月二十四日(108ページ)
- 5 辰九月二十四日、神号かえと仰せつけられ候

日天四

寅 丑

生 神 金 光 大 神

鬼 門 金 乃 神

月天四

申 未

大しやうくん、不残金神(126ページ)

とのべてある。教祖がそれぞれの神号をうけたときが知られる。これを見ると、はじめに、「私名、文治大明神おゆるし」とあり、神号がそのまま教祖の名前であることがわかる。のちに「金光河内」であった教祖の戸籍名が「金光太陣」となり、明治五年に「金光大陣」となった。言い伝えに、明治五年の戸籍の作られるときに、神伝のままの金光大神の名をとどけたら、役場で神の名前では許されぬから、金光大陣と改めて記し、「どちらも『こんこうだいじん』という読みかたであるからよかろう」と語ったという。それで、戸籍名は金光大陣で、信仰上では金光大神である。こうしてみると、神号とは、その人の名前と考えられる。

この神号の記事の書きかたは、123には「おゆるし」とあり、5には「神号かえと仰せつけられ候」とあり、4にはそれがない。また、12は年月日をはじめで神号があと、34は反対になり、5は年月日が前である。1は、前からの記事に引きつけて書いてあり、後にすぐ文がつづいている。2は行をあらためて書いてあり、次の記事がつづいている。3はこの記事だけが独立してあり、4は夫婦の神号だけが記してある。5は信心の目あてとして信者にさげる御書付けが書いてある。これは、このとき以前から信者にさげられていたものと同じ形式で、ただ、「金光大権現」が「生神金光大神」とかわっているだけである。だからこのとき「神号かえ」とあるのは、「生神金光大神とかえ」という意と解せられる。ただ神号だけを書かずに、お書付けが書かれている。

神号は、信仰のすすむ段階に応じさげられていることからして、以上のべたようないろいろの記されかたのなかに、それぞれに意味があるように感じられる。

なお、前のところでのべた「下葉の氏子」「一の弟子」の段階については、

戌の年は、神のいうとおりしてくれ、そのうえに神と用えてくれ、神もよろこび、金乃神が、戌の年へ、礼に拍手かしわでをゆるしてやるからに、神とあつたら、他領の氏神というな、大社小社なしに、拍手うって一礼いたして通り。金乃神下葉の氏子と申して、日本神々へ、とどけいたしてやるからに、神がうけ返答いたすようにしてやる。(34ページ)と、

戌の年、金神がその方もろうたから、金神の一の弟子にもろうぞ、と仰せられ。……戌の年、母、家内一同へ申しわたし。一の弟子にもらうというても、よそへつれて行くのじゃない。この方で、金神が教えるのじゃ。なんにも心配なし。(46ページ)

との記事が書かれていて、神号のときは、大そう書きかたがちがっている。とくに、「下葉の氏子」というときには、「拍手をゆるしてやる」とあり、そのあとに「朝晩、拍手うってご奉願」とあって、毎日朝夕に拍手することが信心の

形式となっている。このとき「拍手神門かしわてしんもんをゆるされた」という言い伝え、安政七年正月に「信者氏子、拍手かしわておゆるし」などあり、下葉の氏子の時代というより、拍手おゆるしの時代というほうが、あたっているのかも知れない。

この拍手おゆるしの時代は、前述のとおり、農業をいとなみながら信心生活をすすめ、つぎつぎにおかけをうけ、ありがたしとお礼をなされた時代である。金神の一の弟子の時代には、神伝のままに修行をかさねられ、この時代の最後には「文治大明神」という名前を許されている。文治大明神の段階のことについては、本号に竹部教雄氏の論文がのっているので参照してほしい。このときから神号がはじまるのである。

○ その他

このほか、気のついたことを挙げてみたい。

Ⅰ 「一つ」について。これには、二つの使用法が見られる。それは、

イ 一つ何々と、新しく書きはじめるとき、

ロ 一つ何々、一つ何々と、ことがらをならべて書くとき、

この二つである。例をあげると、

一つ、子供に申し渡し。反物あっても仕立てな、ときはやりがあるから。

一つ、綿木綿はすな。

一つ、白木綿ぎんじていたし、ためおきよし、

一つ、売り木綿はすな

(152ページ)

というのがある。この最初の「一つ」は、項をおこしたときのものであり、あとの三つの「一つ」は、ことがらをならべたものである。

2 教祖のよびかたについて。源七、文治、などの名前、私、戌の年、その方、この方、神号などいろいろある。これについては、十数年まえ「此方考」と題して発表した。

3 神名。はじめは大谷村の附近の神々、ついで金神、金乃神、天地乃神、天地金乃神、お書付けにある神名などたくさんある。金神は、安政五年以後はだいたい外部に向つてのときだけ。金乃神は、神伝の中にはほんのわずかで、金乃神様と用いるのが大部分である。天地乃神は、神伝の中ばかりで、天地乃神様とは用いてない。天地金乃神は、大切と思われるところに記してある。教祖のよびかたは、戌年、その方、この方などが、後には「この方」だけになり、ほかのものはなくなる。それに対して、神名は、はじめは金神で、後になってもなくならない。終りになるほど多くなる。

4 いろいろの文字が用いてあるが、それにはきまりがある。「願」は「ねがう」と「たのむ」の両方、「間」は「あい」と、「地」は、神名以外は、「じ」というふうにある。この「地」の読みかたについては、目次のつぎにのせた。

お わ り に

最後に一言のべておきたいのは、御覚書の研究は、これからであるということである。昭和二十二年教祖伝記奉修所ができて以来、本格的に研究にとりくんでき、教学研究所でもとりくんできた。そして、やっと公にすることができるようになったのが、今日の段階である。この小論で発表した目次についてもはじめての試みである。これから一そう立派なものができることを願っている。目次を作るにあたって感じた点を二三あげたが、実は気のついたことの一部にすぎない。昨春秋に立教記念式講演会るとき「金光大神御覚書について」と題して話したときにも申したとおり、今後の研究を期待している。

(教学研究所囑託)

金光大神御覚書目次試案

- 一 成人(文化二年〜天保三年) ページ
一
- 1 誕生……お生まれ、両親
 - 2 香取家にて……母の難産、唐がらし目に、ほうそう、はしか、母より聞く、虫腹
 - 3 川手家に入る……養子に、川手文治郎と改名、養子縁組式
 - 4 川手家にて……手習い、虫腹、参宮のとき、おこり、義弟鶴太郎生まれ、養母血の道、乳痛む、国太郎と改名
- 二 十七年のあいだに七墓(天保七年〜嘉永五年) 七
- 1 七回忌の年に長男が死ぬ……鶴太郎の病死、養父の病死、赤沢国太郎と改名、とせと結婚、風呂場に便所を建て、長男亀太郎生まれ、養母おこり、亀太郎病死
 - 2 五回忌の年まで……榎右衛門生まれ、門納屋を建て、文治に改名、延治郎生まれ、お四国まいり
 - 3 五回忌・三回忌の年にも病死……ちせ生まれ、ちせ病死、茂平生まれ、古家買入、小野光右衛門の方角あらため、仮小屋へやうつり、榎右衛門は病死、延治郎と茂平なおる、神田筑前らへ
 - 4 牛の病死と母屋ぶしん……牛虫気、牛病死、母屋ぶしん、金神さまへお断り、わたまし、ふしん成就のお礼、むかわりのとき牛病死、くら生まれ
- 三 信徳をもって神が助ける(安政二年) 一九
- 1 四十二の二歳子生まれ……宇之丞生まれ、年まつりかえ、厄晴れ祈念、鞆の祇園宮へ
 - 2 のどけ……吉備津宮へ、西大寺観音へ、のどけにかかる、石鎚へ祈念、新家の治郎へおさがり、おのずと悲し

ゆう、信徳で助けられる、五月一日験、全快

四 神々へ信仰(安政二、三年)

二八

1 四十三才まで身弱し、月の三日神々へ信仰

五 神のたのみはじめ(安政四年)

二九

1 金神のたのみ……繁右衛門乱心、普請入用金神が頼む、手伝い、腕のおかげ、遷宮、入用おくり、妻の妊娠にお知らせ、妻おかげうけ

六 金乃神下葉の氏子(安政五年)

三四

1 拍手をゆるされ……金乃神下葉の氏子、この生まれ、おみたな改めて

2 手にお知らせ……麦こなし、熱気頭痛、日々のおかげうけ

3 口へ言わせなされ……盆の精霊回向、ものがたり、八右衛門来る、祇園宮縁日、金乃神お知らせ、八兵衛、精霊お礼、客人大明神

4 仰せ通り……秋うんか、油いれる、蚊でおためし、とうない田、唐臼たて

5 香取彦助を養子に……久々井の清蔵へ、肴井酢のこと、コロリの年

6 天に一家のある農作業……新唐臼ひき、神のご、綿つみ、稲の刈り干し、牛使い一日天気、大降り、天に一家

七 金神の一の弟子(安政五年)

四六

1 天照皇大神よりもらいうけ……金神の一の弟子、母家内一同へ

2 秋中の行……はだしで農業、ざまが悪い、稲のうれいろよし、田並びのもち米、油いれぬのはよい、雨ふりに馬ぐわ、あすはしかけすな、大ぶり、麦まき肥

- 3 母の病氣……町へ買物、金ぶち茶くみ、母もおいおいよし
- 4 広前の整備……からかみに菊桐の紙を、上の正面へ神棚、置ごたつ、麦まき肥
- 5 文治大明神
- 6 先祖のことお知らせ……多郎左衛門屋敷、二屋敷とも金神ふれ、年忌^{どし}年に死に、神仏願いても、天地金乃神へ無礼、十七年の間に七墓、年忌年忌に知らせ、知ってすれば
- 八 隠居、信心生活による農業(安政六年) ……………五六
- 1 隠居、ほうそうのお知らせ
- 2 隠居手つづき……小野四右衛門に、帳面改め、浅吉へ
- 3 農業……粃種のこと、田植、肥、麦中つえ、五月五日節句、麦うれた、麦刈り日じまい、麦将棋だおし、日を入れず俵にし
- 4 いら、の病氣……病氣日々弱り、時々に見て、死んだらまま、日々家業に出、辻の畑、小麦頭ごなし、湯とも水ともいわん、心配なし、からだはつべたし、くら、死んだ、せなにぬくもり、お神酒のませ加持を、暮れ六ツまで験のお知らせ、死んでもおかげ、一口泣いても験、夜じまいに葬式、小用でる、本性に相成り
- 5 野へ行けい……ほうそうがでとる、おきへ行き
- 6 お知らせ……二十八日晚のお礼、くつろがせんため、大きな子から、しめおろし、祇園宮へ向くことならん、ごちそうにあげ、笹振りの不浄、二月ぼうそう、しめあげ、祇園宮祭り、床へ壇、子供にお礼させ、うえのばば、ほぞろい、氏神、観音様、赤てぬぐい
- 7 日中遊んでもどり……別條なし、お礼
- 8 お知らせ……出すな、厄にかかり、ほううみ、昼ばんにはくんだり、一人はしあげ、顔おもてがおも、手足はあ

ら、三日ぼうそう

九 金子大明神（安政六年）

1 金子大明神

2 お知らせ……祇園宮祭、厄守帰らせ、しめあげ、神の社へお供

3 宇之丞大病……次第に弱り、病難ぞ、守札流すか、虎吉と改名、水団子、ついでにぼうそう

4 このぼうそう……毒とりやすし、ぼうそう出

5 病気のおかげ……三人の子に守りいらす、不浄・けがれ・毒断てなし、仮祝い

6 お知らせ、綿肥、まこのせんとく、水あてな

7 まえの久蔵のまね……日をいれず、つみが出、弟今蔵のいいごと、たんといたまず、仕事のまねはだれでもで

き、つみも虫もおらん、踏んでいたま

8 綿つみ……堂東、小田三町、新家治郎、綿よし

一〇 取りつぎのたのみ（安政六年）

1 お知らせ……麦まき、倅に牛を使わせ、土手根の田札場の田、とびあるき、わが手にあわんでも、恐れいれ、

牛使いわたし

2 立教神伝……色紙五枚、七五三のちぢみ、二尺五寸、金子大明神、この幣、肥灰さしとめ、家業、両方のさし

つかえ、四十二才のとき、死んだと思つて、天地金乃神を助けてくれ、家内も後家に、此方のように、取次助

けてやってくれ、あいよかけよ。仰せどおり相つとめ仕る

3 広前の施設……床へ神棚二段、散錢びつ

一一 布教はじめ（万延元年、文久元年）

八四

- 1 神門帳……信者氏子拍手お許し、神門帳、願主歳書覚帳
- 2 田地を八百蔵へ
- 3 お知らせ……東長屋たてかえ、二間に四間にわ四尺、大工国太郎、こしらえできしだい、玉之丞、平吉、暑い、大夕立、ええまんにたった、お知らせ、五色の幣、祝儀三包と米一俵、此方広前で棟上げ、地をおさめ、末の繁盛
- 4 西戌へ便所を
- 一二 小幡彦助、はしか、山伏(文久二年) …………… 八八
- 1 彦助かん立ち……三日から、八日なおらん、上原祈禱、元の本身に、浅吉つれて来、十四日さしおこり、おさまり、全快、孫兵衛月代、再発、なおして帰す、二度に毒とり、朝やく肥をかたいだ、妻安産
- 2 二か所に大小便所
- 3 はしかの手本……浅吉祇園宮へ、つかれ、はしか、伴蔵大工、五人の子に守いらす、なり物・青物・毒断てなし、はしかの手本
- 4 山伏の儀……矢掛智教院、笠岡出社へ、智教院断り
- 5 妊娠はしか……久蔵妻、国太郎妻、六人助かり
- 6 益坂惣左衛門……験の時死んだ
- 7 久々井彦助……大病全快、はしかの時も
- 8 彦助変死……彦さん急変、変死じゃ、黒住へ信心、西原おば、裏毛地、信心すな、見限りた女
- 一三 金光大明神(文久二年) …………… 一〇〇
- 1 神号おゆるし

- 2 にわを一間ざしきに
- 一四 女の身の上こと(文久三年)……………一〇一
- 1 妻出産……明夜にのべ、ふるい付き、ぶけの知らせ、育たぬぞ、男子生まれ、七夜までうちに、水神社、土公神と此方
- 2 女の身上……月役妊娠、産後、お神酒いただき、平日のとおり
- 3 お知らせ……戸立てずに
- 一五 広前建築のたのみ(元治元年)……………一〇五
- 1 お知らせ……二間四面の宮を、其方の宮、正真氏子の、子供のことは、天地のごとし
- 2 村役場へ……願主浅吉、小野慎一郎
- 3 金神の宮の儀……棟梁と橋本卯平、棟梁は大峰より、白川家より許状、宮の儀は、苦しうなし
- 一六 金光大権現(元治元年、慶応元年)……………一〇八
- 1 金光大権現……妻は一子明神
- 2 金光浅吉……一の弟子
- 3 石之丞……剣術のけいこ
- 一七 母の葬儀、白川家(慶応二年)……………一〇八
- 1 朝のお礼延引
- 2 母病死……祈念やめること、八ッから、仮葬り、橋本を浅吉のところへ
- 3 信者氏子白川家……金子駒次郎以下四人、十両許し金、橋本へ
- 4 浅吉帰宅……京より下り、休息、指図までまてい

- 5 本葬式……石之丞お召し、本葬のお知らせ、石之丞名字帯刀、兄弟帯刀で供、にぎにぎしゅう、中陰までの回向、浅吉京へ
- 6 お知らせ……神名と命号、鬼門金乃神大明神―神力明賀命、金光大権現―人力威命
- 一八 神主補任、石之丞病氣その他（慶応三年）……………一一二
- 1 金神社神主……地頭の添簡、ご法どおりのことは、代人上京、六根の抜い心経、広前飾りもの、紋は丸に金の字、願いどおりの許し、金神社金光河内、代人帰宅
- 2 お知らせ……浅吉出世、お役所つとめ、めでたく
- 3 お知らせ……棟梁考え、ふしん成就せん、油買い
- 4 金光石之丞病氣……浅尾へ行く、久太郎病死、病気づき、今日より祭り、二十二日具合悪し、九死一生、年に一度のお祭り、死んでもだいたい、晩までとりつづき、お月待ち、ご飯茶づけに、寝床あげ、結い剃り、元の本身に、酉年十九才、萩雄
- 5 お知らせ……門の戸ひらき、敷居を
- 6 十一月二十四日早々お知らせ……一つ日天四の下に住み人間は、いたが病氣、身上安全、牛馬に、実意をもって。一つ月天四のひれい、子供児、月の延びたの、末の難、実意をもって、安心のこと。一つ日天四月天四鬼門金乃神取次金光大権現、神の助かり、安心の道、神の頼みはじめから、十一か年に相成り、神に用え、三神天地の神の、神が一礼
- 一九 生神金光大神に（明治元年）……………一一三
- 1 お知らせ……親子二人楽しみ、浅吉身上安心、江戸より浅尾へ
- 2 お知らせ……神の恩知らず、いとまだし、お上へ対し、三月に宿へ引き、米一俵使い喜十郎、荷物もて帰らせ、

- 向明神等ことわり、願うな叶わん、金神気ざわり、盆の内の作料、委細の儀
- 3 父子とも……浅吉へ徒士役、父に紋付袴
- 4 お知らせ……万劫末代、出世繁盛、日天四まわり、午の年には、天地三神悪事、さかやきのこと。わが身のすがたを
- 5 生神金光大神……神号かえ、お書付、天下太平ののぼり、神号とめ
- 6 くくりばかま……羽織さしとめ、年号かわりきき明治元
- 7 仰せつけられ……家内子供まで神号、十三か年先、天下太平願い、辰年まで
- 二〇 広前普請のすすめ（明治二年）……………一二八
- 1 紙買い……お洗米、歳書帳
- 2 先祖の祭りなど……九月九日十日。一つ祝い祭りは。一つ親類つとめは
- 3 お知らせ……普請のこと、待てい、してあげます、止め申さず
- 4 お知らせ……十七夜まら、拝むように
- 5 お知らせ……神号と命号、日天四月天四―両天惣身尊、大將軍不殘金神―土田命
- 6 祈念など……朝晩の祈念、総氏子の祈念は、ご飯はくらに
- 7 ふしんのすすめ……岡山出社氏子中、してあげましょう、向いで談示、笠岡金光大神、玉島金光大明神、総方へ、笠岡出社金光、手斧はじめ、樽肴あげ、作料月勘定、節季は
- 二一 天地のしんと同根（明治三年）……………一三一
- 1 お知らせ……大將軍縁日
- 2 申し渡し……ぼろせんたく無用

- 3 お知らせ……本家屋根がえ、雨もり置くさりても、祭り後、世話方へまかせ、道木伊勢、屋根屋組五郎・筆蔵
- 4 お知らせ……一つ日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神社生神金光大神社、十三年、天地のしんと同根なり、天地乃神がお礼。一つ諸事の儀、一分一分ましに
- 二二 世間に不評、その他(明治四年) ……………一三三
- 1 お知らせ……六角畳とりあげ、未より十三年なり、苦世話にすな
- 2 不評のはなし……西六信者先生、出社中おしかけ、なんにも知らん
- 3 お知らせ……保平の帳付け、お伺い、よくよくのこと
- 4 お上のしらべ……世間に不評、浅尾お上に聞きあわせ、なにのこともなし、うそなり、わが身に難、こなたのが実意、寺尾只一
- 5 お知らせ……棟梁はらわた、ふしん成就せず
- 6 お知らせ……運氣・運勢・普請・方角・縁談、宅がえ、理解でよし
- 7 日天四縁日
- 8 家のものへ……麦買うな、からうす、米を食べさす。手習い本読みそろばん
- 9 仰せつけられ……九月九日十日祭り(金光大神社祭り)、のぼり、ちようちん、新座敷、大ろうそく
- 10 お知らせ……淵が瀬になり、大水のとき。一つ備中逆川。一つ始終仕合、世話苦にすな、実意にいたし、こわい事もなし、逃げる事なし、頼むというな。一つ娘縁談、いかず後家、先を樂します、寿命長久、末繁盛
- 11 仰せつけられ……一つ金光大神社でき、神の理解、承服、親大切夫婦仲よう。一つ方角日柄見るばかり、天地の神に、氏子繁盛守りてやる
- 12 お知らせ……棟梁はらわた、橋本同様、神のヒレイがなし、金光煮だし、金光大神社の恩知らず、神は承知、

- 生神じゃ、金光あつての神、気ざわり、知らせおき
- 13 お知らせ……地形辻の畑、氏子心配、地所ひらくこと、さしずするまで
- 二三 お上かわり（明治五年）……………一四二
- 1 お知らせ……子供縁談、よそへやらん、法どおりにさせず、神がさしず
- 2 お知らせ……一つ盗人は貧から、両方の難。一つばくちは重々の罪、人をかける。一つ人にかけるは同罪。
一つおしとりは悪事者、末は刈られ
- 3 地震……天地金乃神きざわり、世の狂い
- 4 歳書改めなど……総氏子歳書改め、此方のは萩雄へ渡し。弥九郎守札だし
- 5 お知らせ……萩雄縁談棟梁、元神のさしむけ、神も変革、棟上することなし、正真まぎらかし、心改めたら
越後かたびら
- 6 お知らせ……天地乃神の道を教える、生神金光大神社を、拝むというな、氏子の心でたのめい、わが心におか
げはあり。時節をまち、金光神より、信者氏子。一つ海川かわり、世はかわりもの、宮立屋敷、驚きから
かたびらから白裕
- 8 お上かわり棟梁おいとま
- 9 お知らせ……朝のお礼、おとの朔日、正月朔日年に二度。一つ三日より一月一日。一つもちつきしめかざり、
のぼりは内へ、祝い祭り、氏子の供物で。一つ家内たべること、仰せつけられ
- 11 家族へ……一つ太鼓鳥居。一つ諸事の買物。一つ入用なら買え、値切るな。一つ生きたるもの。一つ衣類など
むたいに、神が買うて。一つ物見聴聞、時の見合せ、命のぼし
- 12 親夫婦子供五人神に用え……金光大神社・一子大神・金光正神・同山神・同四神・正才神・末為神、妻は神と、

- 鳥居のぼりとれば。一つこのうえはなにがまた、氏子の心で、書付いたし、家内中へ
- 13 小田島のふれ……神職立たん、家内中心配
- 14 天地乃神とは……日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神、神の事忘れな、人をたのむこと、神まかせ、心配すな世はかわり、五年の辛抱、うちわきげんよう、あなたこなた、あさくち申すな
- 二四 お広前ひき（明治六年）……………一五〇
- 1 閨大小なし
- 2 神の前片付け……荒れの亡所、戸長へとどけ、お広前ひき、休息いたせ、鳥居納め
- 3 生まれかわり……十年ぶりふろへ、生まれ日改め
- 4 子供に申し渡し……反物仕立な、縞木綿、白木綿、売木綿
- 5 お知らせ……閨六月を樂しみ
- 6 仰せつけられ……天地金乃神生神金光大神一心に願、書付いたせい
- 7 戸長内々の許可……内々では、お役場へご心配、ていねいすぎて、小宮どもは、大仙稲荷じゃあ、拜んでやらんと、拝みがかかり、さらに願うと、得心仕り
- 8 川手保平……お身がわりに、氏子助けに、ごやかかい
- 9 お厨子出し……おまつり、氏子願いの事、三十日休息、右の通り、袴かけて出
- 10 お上へ出ても……実意を立てぬき、以上
- 二五 広前の整備などのこと（明治六年）……………一五五
- 1 仰せつけられ……縁日、旧二月二十四日、新三月二十日より
- 2 仰せつけられ……迎え湯ふるへ、以後相ならず、寿命長久

- 3 仰せつけられ……天地書附、書つけはじめ、書きたためおき
- 4 仰せつけられ……今日より表口へ、日月縁日、天地乃神比礼、散錢びつ上^{かみ}へ。一つ絵馬ちようらん広前へ。一つ三文が一文、札が通らいでも
- 5 天地乃神のさしむけ……びっくりということも
- 6 夫婦、子供夫婦……千支の十二、末の楽しみ
- 7 参宮……宅吉この、二十三日ぶりには、お知らせ、仰せどおり、帰宅
- 8 お知らせ……何事もお上まかせ
- 9 お知らせ……衣類まちご、浅吉どおり、迎えに、ぜひうちへ。一つ使いものしてよいものに、神がさしず
- 10 備前札……中井村金子未年、此方へ納め、預りもどし
- 11 お知らせ……家内中もめん着、一反も売るな
- 12 申しつけられ……じゃの目傘、からかさ、丸にこん字、大本社印、萩雄に
- 13 お知らせ……平人なりとも、ひれい、五年ぶり、世のおさまり
- 14 気にかかりたこと……お伺い、かわることなし、月日と潮の、右のとおり。火難中天毒害等別条なし
- 15 申しわたし……娘子もめん着、此方^{こなた}に買取り、代をもて、綿は此方から、麦米は買うに及ばず
- 二六 天地金乃神と申すことは（明治六年）……………一六〇
- 1 お知らせ……出社神号、一乃弟子改め、金光大神の一乃弟子、天地金乃神と、おかげを知らず、方角日柄ばかり、巡り合せて難、信心いたして、今般生神金光大神さしむけ、理解、末々まで繁盛、上下たつ
- 2 仰せつけられ……向明神はじめよりの信者、命かぎり根かぎり、一心に願え、金光向大明神、うちわ安心、総氏子のため

- 3 鬼門金神……知らん人なし、結構なおかげ、おかげをうけん人
 - 4 神号と命号……お書付、尋ねる氏子あれば
 - 5 申しつけ……子供四人へ、祭りにおかがみ、仲よう末繁盛、相談して、此方広前は、はきそうじ、心の安心
 - 6 海川山でも……大社でも、船着場に、世のくるいに、先樂しみ
 - 7 おさしず……何事も安心
 - 8 お知らせ……早々お礼、子供五人五か所宮立て、夫婦十二の干支、神守役、氏子願い事
 - 9 お知らせ……金光大神縁日に、酉の一才、月三十日に、新旧日をくり。一つ諸けいこの事、きまりかたの書付
 - 10 子供四人縁談……古川、向金光、安部
- 二七 家庭と広前と（明治七年）……………一六六
- 1 世を渡し……金光山神へ、不安なことは
 - 2 金光正神……人なみに、浅尾立ち
 - 3 お知らせ……氏子願い直筆、うけあい
 - 4 天地書付……萩雄宅吉へ、ためおき
 - 5 三年の辛抱
 - 6 両日仰せつけられ……子供縁談こと、直もらい、かえこと
 - 7 屋がえのこと……普請小屋、三年まで、すすめても、めけてもくさりても、何事も神に
 - 8 朝焼け……雨ふり、大風、小屋屋根はぎ、ふる木に、わら一わも、くさろうと、三年先
 - 9 十日縁日
 - 10 胡麻屋金光まいり、向明神親子、くらさんを、なこうどと。神は一口に承知、此方も変革、三軒同姓、神の分

家、病氣につき医師祈念、辛抱してくれ

- 11 お知らせ……金光大神祭り、ちようちんともさず、例の客だき、宵朝のこと
- 12 お知らせ……お祭り、平生のとおり、大すすはらい、散錢びつ、手しよく、ちようちん、のぼり立てな
- 13 お祭り……世話方来ず、八右衛門夜に、谷中の若葉、胡麻屋講中、毎年のこと
- 二八 覚、子供縁談など（明治七年、八年）………一七二
- 1 お知らせ……一場立、生まれ時、言い伝え、来てから、覚前後とも、金神方角無礼ことわり、神祇信心
- 2 お知らせ……子供三人縁談、かえこと、ひきうけ、向いもきまり、いっこに客、世話方巳年、新家忠、世間の
こと言うな、神のさしず、十日の日のべ
- 3 てるはれ……おてまいり、母まいり願ひ、追願ひ、時節を待ち、針どもたてな、くぜる、つえる
- 4 参作まいり……ご理解、かえこと、入用せんよう、おきぬ、はれ所つえた
- 5 このつれて行き……保命酒、太白、にぎやかし、新家忠三郎たのみ、ゆき、ひきうけ、客しただき、つれて来
て、どぶくり
- 6 宅吉酒屋へ……さそわれ、南浦酒屋へ、兄へ相談して、ぶじで勤め
- 7 若連中へ……樽開き、八ツ半ひきとり、兩大ぶり
- 8 嫁のよろこび……上下よろこびに、七ツ前ひきとり、にぎやかし、きげんように、酒二斗五升
- 9 母萩雄……このつれ、うえ出、よばれてもどり
- 10 お知らせ……月三度、口ほうひげ
- 11 お知らせ……唐天竺、くぼい所へ、子供のこと神にまかせい、義理をいうな
- 12 お知らせ……祭り、平生のとおり、うむし、隣家よび、紋付羽織きい

- 13 大ろうそく……賽銭びつそばへ。川手戸長・津の小野氏・このまわり、おもちやり
- 14 お知らせ……病患など、親類までのがれさす、一心に願え
- 15 百日修行……お知らせ、ぶじに相たち、御礼
- 16 宅吉……高梁丸屋
- 17 子供五人身上……神がよきように、三備州
- 二九 金光正神、家庭など(明治八年、九年)……一七七
- 1 金光正神……入り厄、楽しみに
- 2 金光正神お礼まいりに……使った金子、まわしとる。三畳敷の内、三年辛抱、神を願い、人を助けて、じゅうえき場、手習い、借金払い
- 3 お知らせ……明治五年、一般おはやし、ご一新、五年ぶり、十年あとさき
- 4 かやつるな……蚊がくうて、血みどりに、三年三月、かや免、さわらず
- 5 袴羽織きな白衣でよし
- 6 このにひま……古川酉年、姉が頼む、才吉に得心、言うこと聞かねば、飽いて飽かて、離縁、帰縁
- 7 ひやけ……谷中氏子、水ふり、田植えよし
- 8 大將軍縁日
- 9 お知らせ……上中下三とおり、つけ分け、あとのしょうやく、鍬でけずり
- 10 早う植えたは秋よしとれ
- 11 金光正神まいり……言うとおりに、女他所つとめ、病氣入用

以上

△付▽

御覚書中の「天」と「地」との読み方について

天地金乃神という神名を、昔の教師のなかに「てんちかねのかみ」とせず、「あめつちかねのかみ」と読む人があった。どちらがよいかと鳥取の山崎一男氏からの質問があった。そこで、御覚書の中から「天」と「地」との読み方について考えてみた。

1 天について。これには「あめ」と「てん」との二つの読み方がある。「あめ」はだいたい「雨」の意で、一つだけ「天土の如し」と用いてある。「てん」は、天地金乃神・日天・四・天照皇太神など神名のとき、天・天保・天下太平などいろいろある。

2 地について。これには「ち」と「じ」の二つの読み方がある。「ち」は、まえの「天」と関連があつて、天地とつづいて用いられる。これは、次のとおりである。

イ 天地金乃神

ロ 天地乃神、天地三神

ハ 天地の信戸、天地の間、天地書附

ニ 天地く(天竺)

イ、ロ、ハの天地は、「てんち」と読むものであることが知れる。ニ、は天地くで、天竺にあてられたもので、天地

ではない。天と地とを別々に使ったものが、ここではたまたま同じ文字の使い方になったと見られる。だから、これは「天地」とつづいた例ではないと考える。

次に、「じ」は、作地つ（昨日）・地病（持病）・地頭などである。寿命長久に「地明長久」とあるのは、「じみようちようきゆう」と発音されておったからであろう。大谷のあたりでは、今日でも「寿命」を「じみよう」と使っている。「地」と書いて「ち」とも「じ」ともどちらにでも読めるものに、次のものがある。

イ 伴地かい（晩近い）

ロ 地おさめんと

ハ 此方には地をおさめ

ニ あく地かりとり

この四例は、イロハは「ち」とも読めるけれども「じ」の方がよいと思われるものである。ニは「あくじ」（悪事）で、「あくち」とすると悪血となり、意味がわかりにくい。

これらからして、どちらにも読めるときには、一定にした方がよいと思う。御覚書の文字の使い方には、前述のように、「天」は「あめ」と「てん」の二つで、「あま」とは読まない。「間」の字をみると、「あい」と読むところに使っている。「あい」とも「ま」とも読める例が一例だけある。このどちらにも読めるものも「あい」とよんで、読み方を一定するのがよいと私は考えている。

以上から、次のように考えられる。

1 天 イ 「あめ」は、雨のときが大部分

ロ 「てん」は、いろいろとある

2 地 イ 「ち」は、天地とつづいたとき

ロ 「じ」は、天地以外のとき

はじめの、山崎氏のだされた「あめつちかねのかみ」の読み方は、覚書の中にはないのである。なお、御覚書の中で、「つち」と読むのは、「土」の字で、これはまた「ど」とも読んでいる。

使 用 例 (数字は御覚書のページ数)

1 天

イ あめ₍₅₈₎ || 天おいし₍₅₈₎、天大ぶり_(45 175)、天がふる₍₅₁₎、天に風そう₍₅₈₎、天ふり_(51 59 85 168)、天ふり風ふき₍₅₉₎、天ふりこむ₍₈₅₎、天ふり出し_(45 45 86)、天ふりふり_(18 44)、天ふりもり₍₁₃₂₎、天もつても₍₁₃₂₎、天土の五とし₍₁₀₆₎

ロ てん || 天をうけ₍₅₎、天下太平_(127 128)、天き₍₄₄₎、天木_(45 85 86)、天木に名っ手₍₆₀₎、天きまんで₍₅₉₎、天地く₍₁₇₅₎、天照皇太神₍₄₆₎、天にいっけ_(46 46)、天保_(6 8 8 9 10)、明お天き₍₅₁₎、う天でも₍₄₄₎、栄お天き₍₅₁₎、日天四月天四_(121 122 125 127 129 133 149 162 163)、日天四お入時₍₁₂₆₎、日天四が戌の年あたまの上を₍₂₇₎、日天四様御円日₍₁₃₇₎、場かの天上₍₇₇₎、よい天き₍₅₂₎、兩天₍₁₂₉₎

ハ てんち || 天地書附₍₁₇₆₎、天地金乃神_(1 25 55 55 63 65 67 71 81 82 82 94 105 113 141 151 152 155 156 159 161 165)、天地乃神_(105 106 133 140 143 144 149 156 157 161 170)、天地三神あく地かりとり₍₁₂₆₎、天地乃間ニ₍₁₆₁₎、天地乃信戸₍₁₃₃₎、三神天地神の日れい₍₁₂₂₎

2 地

イ ち || 天地の部参照

ロ じ || 地行_(12 18 85 142)、地所ひらく事は₍₁₄₂₎、地慎入₍₁₄₃₎、地世津をまち₍₁₄₅₎、地頭_(113 114 115 160 161)、地明長久₍₁₅₆₎、作地つの事₍₃₁₎、

諸地(147)、外地まい(66)、田地売渡し(84)、夜地まいに(66)、天地く(175)、うらけ地(100)、お地儀いたし(91)、お堂地(2126)、
 銀地手いたし(152)、金神の地所(161)、東な屋の作地(95)、ふしん作地(137)、娘の地病につき(99、100)、村方段地之上(107)、紋は
 丸に金之地(115)、地おさめんと(87)、伴地かい(53)、あく地かりとり(126)、此方には地を納(87)

3
土

- イ つち || 土田命(129、163)、天土之五戸し(106)
 ロ ど || 土手根(84)、土てねの田(79)

安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈

竹 部 教 雄

序

はじめに、『金光大神御覚書』から、ここで解釈を試みようとする、安政五年十二月二十四日の記述の全文を記しておく。

同じく(安政五年)十二月二十四日、私名、文治大明神お許しくださいませ候。先祖のことお知らせ。「前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへりにしばのいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一両二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四足埋もり、無礼になり」お知らせ。

私養父親子月並びに病死いたし、私子三人年忌年には死に。牛が七月十六日より虫気、医師、鍼、服薬いたし、十八日死に。月日かわらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念々々におろかもなし。神仏願いてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮し。天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いた

し。

このたび、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし。「うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。年忌々に知らせいたし。実意丁寧神信心のゆえ、夫婦は取らん。知ってすれば主から取り、知らずにするれば、牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと」とお知らせなされ。恐れいりてご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ。(よみくだし、句読点等は筆者)

安政五年十二月二十四日のこの記述は、次のように前段、中段、後段の三つの部分に分けて考えてみる事ができよう。

前段は、教祖が、「文治大明神」との神号を神から許されたことに関連して述べられたもので、教祖の家の先祖の不仕合せの事実と、それが金神への無礼によるものであることを明らかにしたお知らせである。中段は、これを受けての教祖の述懐で、苦難な人生を生きぬく道を求めあぐねた過去の悩み苦しみと、それが神への無礼に気づきえぬわが生き方であったことの表白である。後段は、この述懐をふまえて成り立っているもので、過去の苦難な人生を支えた神の心を教えるお知らせであり、これを受けての教祖の心事の記述をもって結ばれている。

このような前段のお知らせと、後段のお知らせと、その間に挿入されている教祖の述懐とが、内容的にどのようなつながりをもっているものであるか、又、これらが教祖の生活の上にもっている意味を明らかにすることが、このたびの解釈の意図するところである。

このような意図を適切に果すことができるならば、この安政五年の年末において教祖の生活の上になんかという生きる上での問題が生じていたか、その問題に教祖は一体どのようなことにとりくんだか、そのことによって、教祖の生活はどういう方向に向くことになったか、といったこの時点における教祖の生き方が把握され、このことをとおして、教祖の生涯全体を貫く生き方を把握する一つの視点も得られるのでなからうかと考えている。

一 文脈上の問題——問題提起

前段、後段のお知らせと、その間の述懐との文脈は一体どういうことになっているのか、このような観点からそのすじみちをたどってみて、問題に感じることとは、この前段のお知らせに示されている内容が、教祖のこれまでの人生に深いかかわりをもっている事柄でなかったかという点である。つまり、この内容は、この時点に至って突如として、教祖が知り得たものではなく、すでに過去において、ある意味で教祖が知っていたものであると考えられるのである。

このように考えられる根拠は二つある。

その一つは、「養父親子月並びに病死いたし」に始まり、「残念至極と始終思い暮し」におわる述懐の内容にある。この記述は、ごく表面だけを読み流すと、一家の度重なる不可思議ともいべき不幸の生起と、それについての追懐の念が述べられているにすぎない、というふうにとれるのであるが、西洋医学の恩恵に浴することのなかった当時の庶民の生活に身をおいてこの記述を読むならば、およそ違った理解になる。当時の人々の生活においては、あらゆることとが神仏との関係において考えられていたのである。病気一つを例にとってみても、『金光大神御覚書』にしばしば記されているほうそうなどは、今日とは違って命にかかわる疫病であったのであるが、これなどはその疫病を司っている神がはやらせるものであり、又治すものであると信じられていたのである。このような考え方が土台になって生活が営まれている世界にあっては、教祖が出会ったような不可思議な災厄が次々と起こるといふことは、神仏の祟り障りによるものと畏怖の念をもってうけとめざるをえなかったであろう。教祖といえども、そのような考え方の埒外において生活を営みえたはずがないのである。

以上のような見方をおりこんで、後段のお知らせの文章の調子をみると、これは明らかに、金神七殺の俗信をふまえ、

これに対応しての表現であつて、このことは、教祖が過去の不幸を金神七殺の掟にふれる無礼によるものとしてうけとめていたことを暗々裡に物語っているものと考えられるのである。このように解すると、この述懐は、金神七殺の俗信にかかわつての不幸の記述として理解しなければならぬであろう。

このような観点から、あらためて四十二才までの教祖の生活をみてみると、次のごとき疑問が生じるのである。『金光大神御覚書』によると、教祖の三人の子女と二頭の飼牛の死は、後述するように、教祖が、家督相続後に次々に行なつた建築と建築との間に生じているから、その意味では、教祖がこれら五つの不幸の出来事を、金神の方位をおかしたという金神への無礼にかかわる問題としてうけとめる、ということは一応理解できるのである。しかしながら、養父親子の二つの不幸に関しては、そういう金神の方位にかかわる問題があつたとの伝承はない。又、『金光大神御覚書』の中にも、それらしい出来事があつた記述は見当らない。であるのに、教祖はどうして養父親子の死までを金神七殺の問題にかかわらせて問題にせざるをえなかつたのであろうか。この疑問に一つの答を示してくれるのが前段のお知らせの内容であると考ええる。

教祖において、過去にうけとめられていた金神への無礼の問題は、これまで一般に理解されているような、教祖が家督相続後に行なつた建築にかかわるものだけではないか。前段のお知らせに示されている先祖からの金神への無礼の内容は、恐らく養家が過去から背負つてきている伝説であつて、教祖も養家の一員として当然このことを知らされていたであろう。そして養父親子の死は、この伝説にかかわりをもつ事件として受けとめられていたのではあるまいか。そうであるとするならば、養家の抱えている「四つ足埋もり無礼になり」という因果な金神との関係の問題を基盤として、その後の金神とのかかわりが生じている、と考えられるのである。このように考えを設定してみると、養父親子の死までが、金神への無礼にかかわる問題として、教祖に受けとめられていたことが理解できるのである。

以上のように述懐の内容を考えるならば、前段のお知らせの内容は、この安政五年十二月の時点においてはじめて知

り得たものではなく、過去においてすでに問題になっていたものと解してよいであろう。

前段のお知らせが、すでに過去において知らされていたと考える今一つの根拠は、後段のお知らせの中の「年忌々々に知らせいたし」との一句にある。この一句の意味を考えてみようとする、年忌々々に、神は一体何を知らせたのかということが問題になる。ところが、その「何」にあたる内容が後段のお知らせの中には見あたらない。そこで、その「何」にあたる内容が前段のお知らせの内容であると考えてみると、「内々のこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。年忌々々に知らせいたし」までの文意は、次のごとく解することができる。△これまでの生活をよく考えてみよ。家督相続以後これまでの間に、七墓を築くという不幸を重ねさせたが、そうなるまでには、神としては、度々そのような不幸を招く原因がどこにあるかを知らせてきている。つまり、このような不幸の原因が、「海々のとき四つ足埋り無礼になり」という金神に対して犯している先祖からの無礼によるものであることは、年忌年毎に知らせてきていたのであって、このたびはじめて知らせることではない▽と。

以上のように前段と後段のお知らせの関連を理解すると、この前段のお知らせの内容は、この安政五年十二月をまつまでもなく、すでに過去の年忌年毎に教祖は神から知らされていたことになるわけである。

前段のお知らせの内容が、すでに教祖において知られていたという根拠を右のごとく記したが、ここから次のごとき疑問が生じるであろう。

一つは、第一の根拠にかかわってのもので、過去において教祖の承知されている内容が、ことあらためて、この安政五年に神のお知らせとして示されるということは、どういうことなのか、このお知らせが教祖の生活の上にもっている意味は一体どういうものであったのであろうかという点である。

二つは、第二の根拠にかかわってのもので、ここでの年忌年というのは、教祖が神のおかげを受けるようになる前のときのことであるという点である。神のおかげの何たるかもいまだ分らないその時点において、神が知らせたというの

は一体どういふことなのか。教祖が過去の生活を顧みたときに、そのときとしてはそれと気づく由もなかったが、今日になってそのように知らされてみると、成程、あれが神のお知らせであったのかとうなずかされるものがある、ということの意味しているものであろうか。又、このように思いあたる内容が果して教祖の生活の中に実際にあったと考えられるであろうか。

前段、後段のお知らせにかかわつての以上二つの問題点を手がかりにして、本題の考察に入ることとする。

二 前段のお知らせ——養家の立ち行く道

前段のお知らせの意味するものについて、結論からまず述べれば、このお知らせは、この年九月、教祖が神から一乃弟子に貰うけられて信行生活に入った段階を経て生じてきた、生きるうえでの新しい問題について、それに対処する道を与える、という意味内容をもっていると考えられる。

その生きるうえでの問題とは、端的にいえば、人間としての現実の生活を大切にすることと、信心を進めもし深めもするということが、一乃弟子に貰い受けられるまでの生活においては、農業を生業とする生活基盤の上に両立してきたのであるが、安政五年九月からの信行生活を経てこの十二月に至ると、そのような生活形態のままでは両立しがたい事態が生じてきた、ということなのである。以下少しくその内容をくわいて考えてみることにする。

現実生活を営むうえで、当時の庶民にとっての関心事は、なんとといっても各自の家の維持存続とその繁栄であったであらう。養子の身分である教祖にとっては、このことが一層深く切実な問題であったことは想像に難くない。事実、教祖の代になっての養家の田畑の増加^①、及び風呂場^②、門納屋、母屋の建築等はその努力のあとを物語っている。又、安政五年七月の盂蘭盆会の際に、教祖を通して、先祖精霊が「戌の年さん、おまえがきてくれられたで、この家も立ち行く

ようになり、ありがたし^⑧」と礼を述べている事蹟をみても、その背後には、どれほど切実に教祖が養家の維持存続に心をくだいていたか、その思いの深さを推し計ることができる。このような、養家の維持存続と繁栄に力をいたすという教祖の生活の方向は、四十二才以後神のおかけをうけることができるようになってからも基本的には変わっていない。一家の家長としての責任の立場からは、その方向に向いて生活を営む努力をおろそかにすることはできなかつたことであろう。ところで、信心生活の面はどうであったかといえは、四十二才の大患を契機に、はじめて神のおかけをうける道が開け、四十五才の正月には神から下葉の氏子にとりたてられ、その年の九月、さらに一乃弟子にひき立てられ、この十二月に至って文治大明神という神号を神から許されるに至っている。この神号が、なにを意味するかについては、大淵千仞氏が述べているように「実生活のうえでおかけを受けるといっただけでなく、さらに深く人間のあり方の根源というか、道というかを求める信心の段階、したがって自分が助かるだけでなく、他の人が助かる、人がおかけを受けるといっ働きが現われてきた段階^④」に依じて許されたものと考えることができ。そうであるならば、ここには、教祖のもとに助かりを求める人々が参って来はじめているという新しい生活の状況が想定されるわけである。

以上の点からうかがえるように、この時点における教祖は、一方では一家の存続と繁栄の上に欠くことのできぬ生活者であり、他方では、现实生活の苦悩を抱えて助かりを求める人々にとっての頼みの綱のごとき宗教者でもある。さらに今一つみておきたいことは村との関係である。翌年三月、隠居願いの手続きの際、庄屋が、「もう、うちらも用事をたのんでも来てはくれまいのう^⑥」ともらしているが、この言にもうかがえるように、教祖は庄屋の用務にとって、信頼のおける村民でもあったのである。このようにそれぞれの立場の人々から教祖はその働きを求められておりながら、現実の身は一つなのである。しかも、そのどの一つの営みについても、心をこめて行届いての動きをせざるをえないのが、これまでの教祖の生活に対する基本的な姿勢であった。このような生き方が、ここにおいても貫かれるからには、生身をもった人間としては、心ならずもそのどれかがおろそかになることは避けられないし、又、結果としてどれもがおろ

そかになるおそれもなしとしない^⑥。それであって、そのどの一つも教祖の一存だけでやめるわけにはいかないものばかりなのである。そのどれ一つもおろそかにしないで、これに対処しようとする限り、この事態は、人間的にはどうにも判断のしようのないことになる。どういう方向に道を見出せばよいか、その方向が見定めがたいという事態に直面することになっていると考えられるのである。

教祖が養子に来てから、ここまでの生活のなりゆきを追体験的に考察してみると、以上述べたような進みも退きもならぬ事態が現出していると想察されるのであるが、このような事態に処する判断のよりどころ、決断すべき方向を求めて神に願ひ、その教えを乞うところに生れたものが前段のお知らせであると考えられる。このように解するとき、前段のお知らせの意味するものは、次のようなものであったと理解されよう。

この年七月、おまえに神から、養家の先祖が大橋八兵衛であることを教えた。その八兵衛に始まるこの家には、川手多郎左衛門をもって断絶した川手家の位牌と、その位牌をひきうけて廃家となった家（赤沢家と推定^⑦）の位牌とを祀り、それらの土地と屋敷を引継いできているが、この二つの家は、いずれも金神にふれて廃絶した家々なのである。そういう神への無礼という問題をはらんでいるこの家の家督を相続するということは、一体なにをどうすることなのか。ただその土地と屋敷とをひきついで世間並の維持繁栄をはかるだけで果して事足りるのかどうか。この家を相続するということは、実は先祖以来今日まで四百三十一両二年にわたって金神に対して無礼になっているということ、そのことに本当に気づき、その無礼をわびる生き方を貫くことがこの家を相続する者にとって最も大切なことになるのではないか。にもかかわらず、今まで誰一人としてそのことを真剣に問題にしたものもなく、そうとしての生き方を求めたものもない。そのことが、おまえによって、はじめて果されることになったのである。今お前に具現されつつある文治大明神としての生き方こそが、他の家々とは異なるこの川手の家を相続するものの真のあり方である。前段のお知らせの意味するものは、このような内容であると考えられる。

ここにおいて、教祖は一家の繁栄を大切にするとどまらず、それをこえて、神に無礼のない、神に基く生活を一段ととりすすめ、さらにその生き方を悩み苦しむ人々と共に求めていく方向こそが、この家の養子としてのあり方をより一層果していくものであることを納得せられるに至ったと考えられるのである。

三 述 懐——難儀の自覚

前段のお知らせの意味内容を、前節のごとく解すれば、教祖が前段のお知らせで知ることになった意味内容と、それまでにすでに、人間的には知っていた無礼の意味内容と、そこにはどういう性質の違いがあるのかという問題に考察の焦点を移し、それを手がかりとして述懐の意味を考えてみたい。

養家にまつわる金神への無礼の問題を教祖がはじめて耳にしたのは、養子に来て間もない頃、十三、四才頃のことであって、おそらく養父母から伝え聞かされたものと推定される^④。そして、このことが教祖の脳裡にきざみつけられることになったのは、養父が病死の際、その病床で川手の姓をやめて赤沢の姓を名乗るように遺言した時点であったであろう^⑤。すでに述べたように、病気、病難というものが神仏の世界につながって考えられていた当時であって、このような神に対する無礼にまつわる伝説を知るといふことは、単に知識として知っているというようなものではなく、なんとなく不気味な怖ろしさを覚えずにはおれぬ性質のものであったに違いない。このことが、教祖の人生に与えたものは、おそらくいい知れぬ不安であり、将来の人生へのおそれでもあったであろう。その不安とおそれは、家督相続当初はきわめて漠然としたものであったであろうが、次々と家族の不幸に出合うことによって、それは教祖の人生の上に次第に重苦しくおおいかがぶさっていったものと想像される。

家督をついでからの教祖の生活をみていくと、経済生活の向上に応じてとりすすめた建築と織りなすごとくに家族の

不幸がうちつづいている。二十三才で家督をついだ翌年の天保八年には風呂場と便所とを建て増し、天保十四年三十才の時には門納屋を建てたが、この間に長男と二男が生まれ、長男は門納屋の建築の前年に四才で死亡している。ついで、嘉永三年三十七才の年に母屋の改築を行なっているが、門納屋と母屋の建築との間に三男と長女と四男が生まれ、そのうち長女が母屋の建築の前々年わずか二才で死亡している。そして母屋の建築中に二男が九才で死亡、飼牛が斃死、さらに、母屋の建築が成就した翌年に二頭目の飼牛も斃死しているのである。

金神方位にかかりをもつ建築とそれによつてまつわるかのごとき家族の不幸との関係は、以上のごときものである。次にその不幸の姿をみていくと、それは丁度「知ってすれば主からとり、知らずにすれば牛馬七匹、七墓築かする」という金神七殺の所説に符節を合わせるがごとくになっている。教祖夫婦を除いて、長男、長女、二男と、家族の上の者から次々と亡くなり、ついにはその災厄は家畜にまで及び、飼牛が二頭死んでいるのである。しかも長男の死は養父親子の七年忌に、長女の死は養父親子の十三年忌と長男の七年忌に、二男の死は長女の三年忌にそれぞれあたっており、二頭目の飼牛の死は、前年の飼牛の死と月日を同じくするという全く不可思議な不気味な様相を呈しているのである。

このようにみえてくると、養父の七年忌、十三年忌等の法要の際、過去を顧みる教祖の思いの中には、おそらく川手家にまつわる金神無礼の問題が気になりなものとして念頭を去来し、一体どういふあり方をしたら神に届くものであるのかとの反省がなされたに違いないと思われる。後段のお知らせの中の「年忌々々に知らせいたし」の一句は、このような教祖の反省をふまえて示された内容と考えられるのであるが、その意味は後でのべる。しかしながら、このような反省はあくまで教祖の心中深いところでなされるだけであって、現実にはどこにも持ち出して尋ねようのない問題にとどまるほかはなかったと思われるのである。その点からすると、過去における問題の知り方は、決して教祖の人生を仕合せに導びく働きにはならなかったわけである。すなわち、これまでに知っていた先祖からの金神無礼の問題は、教祖の内面を深く掘り下げ、一層真剣に神とのかかわりを求める働きにはなったであろうが、それだけに又、その不安と苦悩

を増すことにもなっていたのではあるまいか。述懐の記述は、これを物語っている。

これに対して、この安政五年十二月において、神から知らされた、その同じ無礼の内容は、前節に述べたように教祖の人生の新しい方向を定めるよりどこを示す働きをなしているのであって、ここで知らされた先祖からの無礼の内容は、教祖の人生に心のひらけるような思いを与えるものであつたらうし、又得心のいく有難いものでもあつたであらうと推察されるのである。

このように、知っている無礼の内容は同一であつても、その知り方において、全く違った受けとり方になるのは、どういう生き方のちがいによるものであるのか。その問題性を明らかにしたのが、述懐の意味するものであると考えられる。

「私養父親子月並びに病死いたし」に始まり「残念至極と始終思い暮し」におわるこの述懐の前半の部分においては、教祖の前半生の人生のゆきづまりの状態が表白されている。残念至極という思いは八一体、神にどのように信心をすれば、その加護をうけて一家が立ち行くことになるものであるか、その生き方がわからないVというように解してよいであらう。さらに言葉を足すならば、八神仏にかかわって生きねば生きようがないにもかかわらず、どうしてもそのかわり方がわからない。けれども神仏にかかわる道が得られないことには、この人生が根本から立ち行くとは思われぬVそういう教祖の生き方それ自体のゆきづまりを意味するものであつたと思われる。そのゆきづまりの原因はどこにあつたかという、金神といわず凡そ神仏と名づけられるものの存在が、当時の一般の人々と同じように、教祖の生とは全く別の存在としてうけとめられていて、そのうえにたつてのかわり方を求めていたところに生じたものであつたのである。神と教祖とのかかわり方がこのようなものである限り、たとえ生活が安定していたとしても、その人生の根底には不安な思いがひそんでいたであらう。ましてや伝え聞かされていることは、先祖からの金神への無礼の問題であり、しかも現実に暗い影さえ落しているのである。その人生はまことに不気味なものであり、限りなく不安なものであつた

ということができよう。

ところで、この述懐の後半の部分にあたる「天地金乃神様への御無礼を知らず難渋いたし」とある記述は、四十二才までの人生のゆきづまりが上記の点にあったことを、四十二才以後ここまで求めてきた信心の中身をもって把握するに至ったことを明記したものであろう。もはや、この時点では、神と教祖とは別の存在でもなく離れた存在でもない。神は教祖の生の根源を支えるものとしてうけとめられている。ここに記されている「天地金乃神」の神名は、明治六年に至って初めて表現を与えられたものである。そのような神名が、この安政五年において記されているということは、その後の信心生活の展開によって明らかにされることになった天地金乃神の内容そのものは、右のごときものとしてすでにこの安政五年十二月において、大体教祖に体得されていたことを意味する。又、教祖が、一乃弟子に貰いうけられて教えをうけたということは、このような神をその身に体得する信心生活を意味するものであったと考えられる。

神と教祖とのかかわりがこのようなものであるならば、そこに知らされること、たとえ好ましくからざることであっても動揺することはなかったであろう。事実、この安政五年十二月に知らされたことは、今後の生活の方向としては全く未知な世界である。それは、信心を中心に一家の運営をはかるといふ生活の仕方なのであるから、教祖にとっては全く予想のつかぬ生活の相なのである。それ故、人間的に考えれば、そこには限りない不安と困難が感じられたであろう。にもかかわらず、教祖にはそれが得心のいく思いでうけとめられているのである。このことは、その後のなりゆきに一層よくうかがうことができよう。

四 後段のお知らせ——神、そのあり方

述懐の意味するものを、前節のごとく理解するとき、後段のお知らせの意味は、次のごとくに解されよう。

この安政五年において明らかになってきた神は、ここにはじめて現われたものではなく、実は教祖が家督相続以来、難儀を重ねてきたその生活の営みの根底において、その人生をいとおしきも、みちびきも、守りもしてきたことを明らかに示したものである。換言すれば、教祖が、「天地金乃神様への御無礼を知らず難渋いたし」と把握した過去の人生の問題性を、神の側から把え直して神の心を示すことによって、その自覚を一層徹底せしめる意味をもったお知らせであると考えられる。そのような意味のものとして、後段のお知らせの内容を解釈してみると、およそ次のごときものとなる。

おまえの生そのものは、おまえの力や働き以上のものによって恵まれているものであって、本来おまえの自由になるものではない。人間の生というものが、そういうものであることを知らないことが、神への無礼ということであって、そのことに気づかない限りは、神といえども十七ヶ年の間に七墓を築くというような不幸を、どうしてやることもできなかったのである。神としてできるせめてものは、先祖以来、そういう無礼なあり方になっていることをなんとかして気づかせることであって、それが年忌々々における知らせであった。年忌々々の法要の際、不幸な事態を顧みて、これは先祖からの金神への無礼によるものではなからうか、そうとするならば、真に恐れ入ることであり、相すまぬことであると苦慮を重ね、どのように信心させてもらったら思召しにかなうものであろうかと、思い悩んだであらうが。その悩み苦しきは、お前の考えや力をその根底において支えている神の願いに基くものであって、それこそ神がお前を助け導びく働きであったのである。であるが故にその導きのままに、本当に人間としての助かる道をひたすらに求めてきたおまえたち夫婦の生活は守ってきているのである。以上のような道理を知るよしもなかったところに、ここまでの不幸を重ねさせたわけがあったのである。

後段のお知らせの内容をこのように解するならば、この神の教えによって、教祖としては、現在信心している神が、これまでの教祖の人生全体を貫いて、教祖の生を支えておる働きそのものであることを把握せしめられたわけである。

又、家族としては、長年にわたって暗くわが家を押し包んでいた無気味な運命ともいうべきものが、明るい方向へ切りかえられていく思いをもつことができるようになったことと思われる。「恐れいりてご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ」との結びの記述もおのずとかならずかされるであろう。

結 び

以上述べてきたところを要約してみると、次のようになる。

前段のお知らせは、教祖が養家を相続することの意味を問題にしているものであって、それが神に無礼のない生活を営むところにあることを明らかにすることによって、今後の生活の向うべき方向を示したものである。これをうけての述懐は、このように教え導く神のあることを知らず、神というものを自分とは離れた別なところにあるものと考えていた、そのような生活の営み方に過去の苦難の真の原因があったことの自覚を物語るものである。後段のお知らせは、このような教祖の自覚に基いて、人間と別の存在ではない神の具体相を、過去の苦難な人生の歩みに即して示すことによって、人間生活の究極のよりどころを明らかにしたものである。

前段、後段のお知らせとその間に挿入せられた述懐との内容的なつながりと、それぞれが教祖の生活の上にもつ意味を以上のように解するならば、安政五年十二月二十四日というこの時点は、農業を主とするこれまでの生活から、人間が助かる道を明らかにすることを主とする生活へと、現実生活の営みの型態が大きく転じるその生活の基盤と方向とが定まるという意味をもっていると考えられるのである。

このような見方を手がかりとして、改めてここに至るまでの教祖の信心の成立過程と、ここからの展開過程を求めていきたいと願っている。

補遺

なお、本論にもりこみえなかった問題二点を、補遺として記しておきたい。

その一つは、「残念至極と始終思い暮し」という教祖のこの思いは、いつ頃よりその内面にきざしたであろうか、という点である。この点については、後段のお知らせの中にある「十七年の間に」というこの年数が手がかりになる。

この年数は、養父親子の死んだ年から二頭目の飼牛の死までの年数を指すものと一応解せられるのであるが、そうだとすると十六年にしかならない。そこで、家族の年忌に着目してみると、教祖の長男と長女が養父親子の七年忌と十三年忌にそれぞれ死亡していることは、三節で述べたところであるが、養父親子の次の年忌は十七年忌であって、それは二頭目の飼牛の死の翌年嘉永五年なのである。そしてこの年は二男の三年忌にもあたっている。以上の点からして、この「十七年」という年数は、おそらくこの「十七年忌までの間に」ということを意味しているのでなかろうか。そうだとすれば、「残念至極と始終思い暮し」までの前半の述懐の内容は、養父親子の十七年忌の法要を営んだ時点において、教祖の心中深く去来したものであって、それ以後四十二才にはじめて神のおかげを体験するまでの教祖の心事を支配した想念であったと推察されるのである。

ところで、このような三十八才頃から四十二才頃までという幅をもっている教祖の想念を「十七年」という年数に限定されているのはどういうことであろうか。この点については次のごとく考えられよう。

養父親子の次の年忌は二十三年忌であり、その年はこの安政五年にあたっているのである。この安政五年に至って明らかになってきたおかげの世界に照らして過去を顧みると、それと対照的に浮かび上がってくるのが苦難のどん底にあった十七年忌の際の想念ではなかったであろうか。このようにみると、「残念至極と始終思い暮し」という述懐の内容は、大体において教祖の三十八才の時に教祖の内面にきざした想念と理解してよいと思われる。

今一つの問題は、金神無礼にかかわる多郎左衛門屋敷に関してである。この多郎左衛門屋敷については、御伝記『金

光大神』に「本来、この「川手」という家は亡びてすでになく、わずかに一畝歩（三〇坪）ばかりの畑地が「多郎左衛門屋敷」として、養父の宅地の前（南隣）にのこっていた」と記されている。ここに記してあるごとく、養父の桑治郎が川手家の家督を相続した当初は、多郎左衛門屋敷は畑地として所有されていたのであるが、その後家運が挽回され、次第に田地を購入して手広く農業が営まれていくにしたがって、おそらくその畑地は農作業のための広場になっていったであろうと想像されるのである。そして教祖が三十才の時に建築した門納屋の位置は、大体、多郎左衛門屋敷にふれているものと考えられる。^①

そうであるとすれば、この多郎左衛門屋敷は、教祖の屋敷内ということになる。この事實は、教祖になんら問題にならなかったであろうか。養父親子の年忌法要の際、川手家にまつわる金神無礼の問題に教祖は思いをひそめていったのではないかと、前に記したが、その思いのなかにこのことは全然ひっかかりになっていなかったとはいえぬであろう。経済生活の向上が多郎左衛門屋敷の地所の上に成り立っているというこの事實は、金神への無礼の問題について反省を深める具体的な契機になってはいなかったであろうか。いまは、このことを明らかにするまでにいたっていないのであるが、後年、明治六年十月十日のお知らせで、神より「神仏の宮寺社、氏子の家宅皆金神の地所、そのわけ知らず、日柄方角ばかりみて無礼いたし」と指示される背景には、なにか右のごとき生活事実についての反省が教祖において加えられているように思われてならないのである。

（教学研究所所員）

注

① 養家は養父桑治郎の代において、すでにその持高が百二十二人中二十八番目にまでなっているが、教祖はさらにこれを増やし、安政元年四十一才の時には、百二十五人中九番目となっている。しかし教祖より上の八人は、庄屋、代官、地主等の特殊

な地位にあった人ばかりであるから、村内で実際に百姓をしていた者の中では、一番上位になったわけである。（三矢田守秋、「教祖一家の所有田畑の移動について」金光教学第六集）

② 当時、農家で風呂をもつというのは、経済的にゆとりのある家であることを意味し、普通は、風呂のある家に行つて貰い風

呂をしていた。そこで、風呂のある家には大勢の人が集ってき
て次々に入り、何時になろうが皆が終るまで一緒に談合し、夜
の更けるのを知らぬという風景がよくみられたということであ
る。(金光真整、「教祖の家の経済状態とその建物の変遷について」金光教学第
七集)

③ 御伝記『金光大神』七五頁(新書判)

④ 「本教の教義について」三六、三七頁

⑤ 御伝記『金光大神』九〇頁(新書判)

⑥ 一例をあげるならば、この十二月二十四日の翌日、教祖は村
の用務で伊勢御師に従って、近村の黒崎、占見、佐方の村々を
廻っている。この用務は養父の代から教祖の家が受けもってい
るもので、勝手に他の人に代ってもらうわけにはいかない。こ
のように村の用務で他村へ出向いている時に、教祖のところへ
参ってくる人があった場合、これに応ずることはできないわけ
である。

⑦ 註⑨参照。

⑧ これは、前段のお知らせの「四百三十一両二年」という年数
からの推定である。この年数は、多郎左衛門屋敷の起源からこ
の安政五年までの年数を示すものと考えられる。『御覚書』に
は、過去の伝承にかかわるものとして、このほかに同じ安政五
年の七月、精霊回向の際の事蹟において、客人大明神の起源に
ついて、「八百三十一両二年」という年数が記されている。こ
の二つの年数は、いずれもお知らせの中に示されているもので

あるが、これを考え合せてみると、そこに「三十一両二年」と
いう共通の端数のあることに気づかせられる。この三十一両二
年という年数は、この二つの伝承(多郎左衛門屋敷と客人大明神の起源)
を養父母より伝え聞いたときから、この安政五年までの教祖自
身の人生の歩みを加算したその年数である、と考えられる。こ
のような伝承にあたっての年数の加算の仕方は、大谷地方の古
老が昔話を伝える際用いるものなのである。伝説が単に昔語り
として受けとめられるのではなく、自身がそれを背負って生きね
ばならぬものとして受けとめられる故であろう。これらを考慮
し、三十一両二年という年数を安政五年より逆算すると、十三、
四才の頃、即ち、養子に来て間もない頃になる。

⑨ 養父が、その死にさきだつて、家の苗字「川手」をやめて、
もとの「赤沢」にもどすように教祖に遺言したことは、『御覚
書』に記されているところである。その理由については、御伝記
『金光大神』に次のごとく記している。「これは、『川手』を
なっていることが、とかく同姓のものらに、こころよからぬ
感をあたえ、かねてから、陰に陽に、圧迫がくわえられていた
ので、文治が、他村からきた養子の身ではあり、かたがた、そ
の将来を、きづかつてのことであった、と推測せられる」この
同姓のものらの陰に陽にの圧迫の原因については、次のような
ことが考えられる。

1. 教祖の養家が名のついていた川手の姓は、村で最も由緒の古
い格式の高い家であったこと。

2 前段のお知らせの中にある、川手の家の位牌を引きうけて廃絶した今一つの家を、養父の「元の赤沢氏申しおき」との遺言に結びつけてみると、この家が赤沢家であったと推定される。教祖の養家の元である大橋八兵衛がこの川手と赤沢の二つの家を引きうけたとき、赤沢姓を名のる方が妥当と考えられること。

3 養父は、傾いていた家を興して、その持高において、文化二年には村民九十八人中六十九番であった地位を、天保七年(養父死亡の年)には、百二十四人中二十一番目にまで高めた。

村での地位がこのように向上することであったにせよ、天保三年に村では最も格式のある川手多郎左衛門の名を名づけたことは、「身の程知らず」との印象を村民に与えたと推測されること。

以上のようなことによって、同姓の人々も心よからぬ感情を抱

いていたと考えられるのである。このような事情の中で、実子蘆太郎が天保七年七月に病死し、養父自身も翌八月、命にかかわるような疫病にかかるといふ事態を招くと、それらは多郎左衛門屋敷にまつわる金神の祟りをうけたと取沙汰されたであろう。このように考えると、養父の教祖の将来を思う心の奥には、村人の陰に陽にの圧迫だけではなく、せつかく再興はしたけれど、金神の祟りとまで取沙汰される川手家の運命を気づかう思いがあつたと考えられる。改姓の理由については、『金光大神』に記されたことのほかに、以上のべたような金神の祟りからいかにしてもこの家を守りたいという願いがこめられているものと推測されるのである。

⑩ 御伝記『金光大神』には「十六年の誤りか」と註記している。

⑪ 三矢田守秋「教祖一家の所有田畑の移動について」(金光教学

第六集、二二五、二二六頁) 参照

三十七才の教祖

—その苦しみのとき—

高橋行地郎

一序

教祖は、『御覚書』の安政五年十二月二十四日の条に、三十七才前後のことを述懐して、次のように表白している。^①

医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろかもなし。神仏願いてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮し。^②

これは養父親子、子女、飼牛を連続して失うという、いわゆる金神七殺に出会った頃の教祖の生活態度と心情を端的に表現しているものと思われる。^③ 教祖はこの苦難を生きるについて、病氣病難を主体的に担うべく、医師の診断と神仏への祈願という実際的方途を可能なかぎりなした。それにもかかわらず、事態の結果はことごとく死という結末となっ

て現われている。このように、自身の努力が事実によって否定されたことは、教祖にとって、どれほど痛恨であったろうか。その心情が「残念至極と始終思い暮し」と表白されている。

しかし、われわれはこの表白をこの点だけの理解に留めておいてはならない。その真の意味を把握するについては、教祖が内面にかかえていた金神無礼の問題を考慮に入れる必要があるからである。

教祖はおそらく家督を相続する前後から、自らの家が金神のいかりに触れた家柄^⑤であって、その問題を自身が担っていかねばならない、と承知していたと思われる。後で述べるように、教祖は方角日柄を忠実に守ることで、金神に相対している。ところが、現実には不幸の連鎖を体験している。その場面において、教祖は自身が金神に無礼しているであろうことの結果として、七殺を受けた事実を認識しなければならぬ、と観念していたにちがいない。ところが、現前する事実の意味するところやその原因が心底から受けとれないとともに、そこでの生のあり方が具体的に打ち出せないという、生のもどかしさを教祖は覚えたことであろう。そのことこそが、まさに「残念至極と始終思い暮し」の内容ではあるまいか。

つまり、教祖は金神に対する関係や態度に、何か問題を感じながらも、その核心が十分把握できないために、その問題に具体的に対応することができず、その問題場面に生きざるをえなかったのである。もちろん、そうするなかで教祖は、金神に無礼しているのではないか、という生の問題について、氏神はじめ諸神諸仏へ祈願をこめたと考えられる。教祖にとって、諸神諸仏は、もはやすでにあるもの^⑥であった。そのもはやすでにあるものに、生の問題を持ち込んだことは当然であろう。しかし、そうすることによって、もはやすでにあるものがその存在と働きを顕してくるとは限らないのである。

氏神はじめ諸神諸仏は、教祖において、病氣平癒や農作物の豊作を祈願する対象ではあった。ところが、金神無礼という内面の問題を求めていくについては、おそらく直接的には何の働きもしなかったのではあるまいか。そのことにつ

いて教祖は後年、「此方は参って尋ねる所がなかった」と語っている。

それでは、教祖は金神とかかわっての内面の問題をどのように担い、どこへ求めていったのだろうか。そして、その生は教祖の生涯において、どのような意味と位置をもち、いかなる契機によって新たな境位へと導かれていったのだろうか。それらの点について、「残念至極と始終思い暮し」ていた頃の教祖の生の構造、特に三十七才の事蹟を中心に解釈していくのが本稿である。

二 慣習と教祖

嘉永二年の大晦日、教祖は古家を買わぬかとの相談を受けた際、方位家である小野四右衛門に方位の吉凶を正したところ、承諾の回答を得ることができたので、その保証のもとに契約を締結して、買収の運びを整えた。ところが、翌三年正月、その旨を四右衛門が父の小野光右衛門に相談したところ、鑑定の結果は意外にも契約の締結を破棄せしめるような否定的なものであった。そこで、教祖は再鑑定を懇願したところ、きびしい方角日柄の条件を付されたのであるが、ともかく許可の解答を得ることができた。教祖はその指示を形式的にはなく、忠実に仮移転のことなどをとり進めていくのである。

この一連の動きにおいて、まず着眼されねばならない点は、教祖が住宅の改築を進めるについて、方位家の指示を仰ぎ、それを徹底して守っているということである。当時は、普請、旅行、結婚などの場合、方角日柄、年まわり、相性などをみてもらうことが普通であった。⑩それらは生活万般を律する、いわゆる生活原理ですらあった。教祖も天保八年、風呂場と便所を増築する時に、日柄を改めているし、天保十三年門納屋建築については、方角を正している。教祖はこのような時代状況に生きていたのである。その世界を理解し、その世界へ参入するために、われわれにとって慣習とは

一体何なのか、そしてどのような意識でそれに従っているのか、という点について考察しておきたい。

およそ、人の行動にはなんらかの基づくべき一定の基準として、約束事が定められているものである。その一つとして慣習がある。慣習は、本来人々の意思と了解によって成立した行為の規準である。したがって、そのはじまりは、生活の知恵から出たものであって、自己の決断を省略してくれるか、あるいは代理してくれるか、という性質のものであった。少なくとも自己と生命のかよったあたたかい親しい中身のものであったであろう。ところが、それに歴史の重みが加わってくると、それは行為に際しての依拠すべき生活原理や規範力としての性質をおびてき、本来慣習にこめられていたところ、とでもいえるものが次第に喪失して、単なる形式として、慣習はわれわれに位置づけられるようになる。

そのような慣習にわれわれが従うのは、自己の判断というものさし^⑩が、それほどあてになるほど信用のおけるものではないこと、そのものさしによって、一定の規準から逸脱した行為をすると、そのことが危険な結果を招来せしめるかもしれないこと、などのおもわくがあるところからなのである。さらには、依拠すべき行動様式がない場合、多くのなしうる可能性がありすぎて、いかにするべきか、その方向決定に迷うというわずらわしさを伴うので、そのおもわくがわれわれをして、基づくべきところを外に求めさせることになるのである。自己の自由な選択権の行使が拘束されるという点からいえば、たしかに慣習は疎ましいやっかいなシロモノではあるが、所詮われわれはそのことを重々承知したうえで、あるいは「悪いことがおこらぬだろう」という消極的な推量をもって、慣習に従うことになるのである。そして、慣習ののっとして物事をなせば、一応間違いのない結果が保証される、と予想もしくは断定するようにすらなる。したがって、われわれにとって慣習は、自己と隔絶した冷たい力という性質よりも、既成事実の累積された過去の判例であり、だいたいにおいて信用すべき法則である、という性質をもっているのである。

それでは、教祖の生きた時代の人々の行為を外から規制した因子である方角日柄や年まわりはいかなる性格をもって

いたのだろうか。

そもそも、方角日柄はそれを遵守しない場合、金神七殺というたたりさわりを受ける、と前提されていたところの、慣習化された禁忌^⑩であった。何人であろうと、結婚や普請作事を契機としての将来の運命、成行きに、不幸が惹起しないように、願わぬものはなかりう。そういう願いが、方位家へ鑑定を仰がしめ、その指示に違反しないように、それを忠実に守らせたのであろう。ところが、方位家は行為についての指図はするけれども、その指示によって、その行為は義とせられたり、あるいは保証が付与されたりすることはない。さらに、方角日柄を守ったからといって、そのことが直ちに幸福な世界の到来を約束するものでもない。いわば行為の安全や結果の成功を約束したり、ひいては行為主体の身の安全を保証するといったプラスの要素が全然ないといってもいいほどのものなのである。それでいて、当時の人々は、金神のたたりさわりを意識するところから、方角日柄にことごとく縛られていた。

以上の論述はわれわれに、当時において方角日柄という慣習が、生活の内容とでもいえるほどの重い意味をもっていたことを明らかにしてくる。実に教祖はこのような時代に生きていたのであるが、はたして教祖は、どのような態度で方角日柄を守っていたのであろうか。以下その点について、具体的にみていこうと思う。

教祖は住宅を買収するについて、小野四右衛門の示唆を乞うたところ、「よし」との保証をえた。ところが、その保証が光右衛門のところでは、「当年は成年、三十七才年まわり、普請はならん^⑪」とのことで否定されるのである。その指摘は、住宅を改築する願いの面からいえば、否定的モメントが投与されたことを意味するが、その場において、教祖は「あんばいいいたし候。なにかお繰合せ願ひあげ^⑫」ている。この思索を経て、そこでの態度決定がなされるについては、どのような問題が問われ、そして何によって方向を得るようになったのだろうか。かりに、教祖が方角日柄を、行為するについての単なる便法として正したり、恐怖心を緩和させるための便宜的打算的な意識のみ、見てもらって

たとするならば、小野光右衛門が否定的な回答を打ち出して、住宅改築にかける教祖の願いに、暗いかげや不吉な材料が呈示されたことになり、ために方位家相互の見解の不一致を問責する態度に出るだろう。そうでもなくとも、方位家に対して、自己の身に被害のないよう手段を講じてもらうか、あるいは住宅改築という目的達成のために、うまい方法を強要するかの態度をとるであろう。しかし、教祖の場合は、そのいずれでもないように思われる。

ところで、教祖の出会っている事態は、一般的にいえば、方位家の指示を受け入れるか否か、という二つの方向が同時に発生し、その選択に苦悩し、どちらに決断すべきかわからなくなるほどの事態であろう。二つの逆の方向は、ほとんど同じ程度の強さと重要さとを有しているところから、同時にそれらを満足することはできない。また、いずれの方向についても、それ相当の根拠と理由があり、否定し除去することのできないほどのものであって、その根拠のもっともらしさゆえに、かえって選択が容易ではなく、決断が鈍るのである。

教祖にとっても、この事態は普請をすることに関して、続行するか中断するかを決断が迫られている事態であった。ところが、住宅を改築することの願いを放棄し、行為を中断することが可能であれば、それも一つの方向ではあるが、教祖の場合、それすらも不可能な状況の迫りといわねばならない。なぜなら、願いを放棄するだけでは、もはや事態は解決しない、というほどの重みをもった事態であったからである。具体的には、現実にすでに古家を買収する契約の締結を完了しており、もはや中断を許さぬ事情をかかえているからである。さらに、教祖の内面において、以前から課題的に追求されていた問題があるからである。すなわち、それは、金神に無礼しているであろう自らの生が、無礼を犯さないでの生のあり方を求める場合は、現実に無礼しているであろうその当の問題場面においてしか、つまり方角日柄を遵守していくことにおいてしかないのではないのか、という問題である。

そのような内外の事情があるので、教祖はあれこれと「あんばい」したであろう。教祖の思案した時間は、おそらく僅少であったろう。そこで、核心的に問題にされた内容は、単に普請への願いを中断するか、続行するかという当面の

問題ばかりではなくて、住宅改築にかける自身の願いとかがわって、事態における生のあり方はどうあるべきか、という問題をも含んでいたと思われる。むしろ、その場において教祖は、金神に対していかにかかわっていくべきか、という先に述べたところの、以前から持続して模索してきた問題を、集約的にかつ具体的に問題にしたのではあるまいか。したがって、教祖においては、方位家の否定的鑑定を承服するか否かという点が不決まりではなく、あくまで正受していこうとする態度なのである。その基盤にたつて、方位家に「何とかお繰合せ願ひあげ」ているのである。この表白は、住宅を改築する願ひをことさら主張して、目的充足のために当面の問題を解決する燭光を強要したのではもちろんないし、自己の判断のつかなさから、問題そのものを放出して、自暴自棄的になったり、事態に困惑して現実を逃避しようとする態度を意味するものでもない。教祖のところでは、自身の徹底してすることが面倒臭いと思ったり、人の協力を得ることによって、自身の労力を省略することができるといふ計算などがあつたとは思えない。

そこでの教祖は、金神に無礼をしないでの生き方を求めながら、そこをどのように求めていくべきか、わからないという自覚に立っており、その生にあつてさえなうることはないか、と懇願しているのである。そのことは、「なんとか」という表現に、端的にシンボライズされていると思われる。しかも、「お繰合せ願ひあげ」ているのであるから、「ならん」ことを重々承知した上でのことであろう。そこを押し願っているからには、どのような指示が方位家から呈示されてくることになるうとも、それから先の保証なり方向などは不問のこととして、その指示された世界を担って生きていこうとする態度が、教祖にはあつたとみななければならない。

ところが、こういう場合、とかくどうにもならぬ具体的事柄の解決のみに意識が集中し、どうにもできぬ自己の生については問題の眼が向かないのが一般であろう。およそ、人に懇願する以上、そのことでは願ひが熟していかない結果が招来しようとも、それを担っていく覚悟がなければならぬはずであるのに、それほどまでには願ひが熟していかないことが少なくな

にかかわる根源的な問題は、依然として未解決のままであるはずなのに、その問題も事柄が解決したと同時に解決した、と錯覚されるものである。もともと、願う主体の生そのものに問題があるからこそ、人に願ったはずなのに、その願いの出所^⑩がえてして揺ぐ場合が多い。ところが、教祖の場合は、その根本が金神との関係で常に問われていたので、方位家の指示が自身に都合のよい救いの手でなければならぬと前提したり、その方向を予め規制したりすることにはなっていない。

かくて、教祖は住宅改築という一代の大仕事を、方位家の厳密な条件のもとで実践していくのである。その指示は教祖の懇願に基づいてなされたもので、それは次のような内容である。

そんなら、三月十四日辰巳の方小屋がけいたしてわたましいたしており、八月三日より下家取り、四日地形、六日棟上げいたし、二十八日わたまじよし^⑪。

まさに微に入り細をうがった制限的許可といわねばならない。鑑定の見直しは、その筋にあって許されぬことではなかったらしいが、右の指示が可能となったのは、教祖の懇願が方位家をして感応せしめうるほどのものであったからだろう。そのことが「そんなら」という表現に端的に示されている。この方位家の発言は、教祖にとって、住宅の改築が成功するための具体内容の提示としてよりは、失敗しないための最低限にして唯一の守るべきものとして、厳しさと重さをもって迫ってきたであろう。ここでの事態は、自身の願望が全面的に否定された後、ふたたび願望の遂行が、たとえ厳密な条件付きの許可であるとはいえ、可能になったという事態なのである。だから、事態が一応打開されたことに意義をおいて、そこで安堵の胸をなでおろし、一息いれようとする衝動にかられるところであろう。ところが、教祖はむしろその条件付きの指示を、従うべき道であり、頼るべき法として受け取っている。したがって、自身のなすこと

として、従いかつ頼るべきものが残されていること、そしてそれをなすことでどれほど道の開ける思いのしたことであろうか。その思いがあったところから、教祖は指示のとおり、徹底して方角日柄を遵守していくのである。そのことは次のように記されている。

正月二十八日に、須恵村へ右の家とりこしにまいり、二十九日までに。三月十四日にわたまし。やうつりがいをたき。せがれ榎右衛門九才の年つれて、父子寝泊りいたし。¹⁹⁾

ここにみられるように、教祖は方位家の指示を忠実に履行していくのである。当時は、仮移転などは単に形式的にすることですます方が、むしろ常識的であり、既成事実ですらあったのにもかかわらず、教祖は二男榎右衛門を帯同して、「小屋がけ」を実行している。¹⁹⁾このように方角日柄を徹底して守っていくこうとする動きは、弘化元年、門納屋増築に際しての普請用材の二重購入に、その顕著な例をみることができる。すなわち、日柄を遵守する途中で、材木の注文を委託した舟が延着して、方位家の指示した日にその材木が間に合わぬかもしれぬという出来事が惹起しても、教祖は指定された日を変更することなく、厳守しているのである。²⁰⁾

実に教祖がこういう一貫した態度をとっているのは、既述したように金神に無礼しているかもしれないという内面の問いを、現実には、方角日柄を遵守することを通して、求めていこうとする自覚が、その基盤にあるからである。ここまでみてきた教祖の姿も、金神に対する生のあり方を、方位家の指示に随順していくなかで問うている姿である、と理解されなければならない。

ところが、そのように志向する途次において、教祖は連続して不幸な出来事を体験している。その出来事を教祖は金神との関係でどのように担っているのであろうか。その点をうかがうことが、われわれに教祖の「残念至極と始終思い

暮し」ていた頃の生の構造を明らかにしてくるようになるであろう。

三 苦難と教祖

不幸な出来事は、二男榎右衛門の病死、引き続いて三男延治郎の疱瘡の発病、さらに飼牛の斃死とまことに連続的に起こっている。しかも、それらは人間にとつての最大の苦悩であり、不安をもたらす病・死に関するものばかりであつて、ことのほか住宅改築の準備期間中わずか二か月余りの間に、教祖の身にふりかかっている。このくだりにおける『御覚書』の記述は、詳細を極めているが、二男のことについては左のごとく示されている。

五月十日ごろより、榎右衛門当病にて病氣まし、医師服薬。(中略)それから驚き、祈念、裸まいり、総方神々願いあげ。祈念成就せず、死に申し候。²¹⁾

この事態の推移は、最初は「心配なし」という楽観的状况であつたが、次に「あんがいむつかしい」という悲観的状况へと急変し、遂には死という形で絶望的状态へと陥落せしめられている。病氣の時、医師の保証ほど人をして安堵せしめるものはなからう。ところが、病状は急に悪化して、医師は治療の方法がないと診断する。教祖にとっては、嗣子である二男の病状が悪化する、という厳然と迫り来る当の事実を承認しなければならぬこともさることながら、文字通りのち綱である医師の治療が、効果なしに終わった事実を受け入れざるをえぬことの方が、直接的にはどれほどの重みをもった不安として感じられたことであらうか。その心情が「それから驚き」という表現となつてみるとみるべきではないか。病氣の治療を媒介とした医師との関係が切断されるという事実は、神仏への祈願を除いては何も他になすこと

のないことを意味してくる。このなすこと、のなさほど人をして、不安に陥れるものはなかりう。事実教祖は、「祈念、裸まいり、総方神々願いあげ」²²ている。この「裸まいり」は、病気が平癒する望みの全く絶たれた状況において、最後手段としてなされる風習であって、なすこと、のなさを形式化して現わしたものとみるべきであろう。

ところが、この結果は「祈念成就せず、死に申し候」ということで終結する。神仏へ祈願するといっても、事態が好転するか悪化するかが不決まりであるのにもかかわらず、悲観的な面は考えないで、期待しうる方向のみを無根拠のままに想定する場合が少なくない。そういう場合の神仏への態度は、自己の力の足らなさに神仏の力を付け加えることで局面が打開されうる、という前提を基盤にしている²³。だから、事態が悲観的な結果をもって落着する時、その結果を承服することは容易でない。教祖の場合は、「神仏願いてもかなわず、いたしかたなし」²⁴との表白が端的に示しているように、結果のよしあしにのみ意識が集中することなく、自身にとっての結果の意味を問い、事態における生のあり方を反省的に吟味していると思われる。しかも、そのことは金神無礼の問題とかかわっての、自らの生の思いのままにならなさと思いの足らなさを、その基底にしているとみるべきであろう。

榎右衛門が五月十三日、九才にして夭逝した直後、三男延治郎に疱瘡の兆候がある、との指摘を受けるのであるが、この新たな事実に見着した教祖は、そこでどのような態度を示しているか。ここでの状況は、二男の死去に伴う葬式の準備と、三男の疱瘡に対する看病という二つの避けることができない事実が、同時に切迫している状況である。教祖は葬式のことについては、「死人を長屋へつれて行き、兄弟親類、しまい見送りしてくだされ候」²⁵という記述にみられるように、周囲の人々に葬送の営みを委託している。そうせざるをえなかったのは、疱瘡という子供の病気に對して、當時の風習である「しめおろし」²⁶を実施するためである。しかし、だからといって教祖は生への可能性を内包している方へのみ重きをおいて、死の事実を軽視しているというのではない。二つの事実は事実としてそのまま教祖に受けとられており、そのことは「しめあげ」²⁷を行ない、「一人は死んでも神様へごちそう申しあげ」²⁸るべく、神職を請じて神主へ

の礼遇をあつく尽くす、という動きをみることで了解のつくことである。

「一人は死んでも」の表現に、楨右衛門の死に対する教祖の愛惜痛恨の情がうかがえるが、「二人やすし」²⁹という表現は、ともかく一人は瘡瘡を軽症ですますことができ、そのうえ、一人はかからなくてすんだ現実を、感慨をこめて受けとっていることを示している。それは、自らが金神に無礼していると思われるところから、そのたたりさわりとして、子供が助からなくてもいたしかたないのに、よくも助かったものである、という性質の思いであつたらう。

そこで、教祖は神田筑前³⁰はじめ神職をねぎらうべく、祝宴をひらいたが、その席にあって、神職達は教祖の態度を觀察して、次のごとく感嘆の言を発している。

なんと思いわけのよい人じゃのう、うちらにはみなそろうてしあげても、そのような礼をうけたことなし。³¹

右にみられるように教祖の態度は、まことにユニークなものとして神職に驚嘆され、感応されている。その内容は直接には、教祖の神職への「喜ぶようにお礼いたし」たその尽くし方であり、二男の死という状況下における三男への看病のしぶりであろう。ところが、そのように教祖が態度をとっていくについては、金神に無礼しているであろう自らの生は、どれほど神々への礼を尽くしても足りない、という自覚がその基盤にあるからである。その教祖の自覚内容が主にひびいたのではないか。そのことが「ご心配くだされ候、かたじけなく存じ候」³²と神職をして表白せしめることになるのである。

さて、楨右衛門の死後二ヶ月余にして、家族同様の飼牛が虫気をおこして斃死するという新たな事態が、教祖に迫ってきた。二男の死去も飼牛の斃死も、住宅を改築している状況のなかでの、しかも方角日柄を忠実に守っているなかで惹起した不幸の連続である。その上、この飼牛の死は、建築を着手すべく指定された日が切迫している状況のなかで起

こっている。この飼牛が発病した時、教祖は「医師を迎え、鍼、服薬、療治いたし」^③ている。獣医の昼夜にわたる看病の効果があつてか、病状は好転したので、建築の用材を購入におもむいた。しかし、その帰途牛の訃報を古川参作（義弟・妻とせの弟）から受けているのである。その場での会話は、その事態における教祖の心情や態度を想察するについて、まことに示唆深い素材をわれわれに提供してくれている。すなわち、「死んだとてどうなりや」という発言である。これは悲觀的事実に対するあきらめを意味する、と解するよりも、むしろ内容的には、死の事実を主体的に担うていこうとする態度のあらわれと考えるべきであろう。この態度が参作にひびき、「そう言われりやあよい」と、死を報告しなければならぬ責務に伴う緊張感を、緩和せしめる働きをするのである。そして、教祖は飼牛の死を知らされた時点と場において、次のような思いを記している。

私は、帰りても、牛をみるもいじらしし、思いわけいたし。うゑ頼みおき、すぐに益坂へ木を買いに出。^④

この「牛をみるもいじらしし」という表現は、牛に対する教祖の関係が、単に家畜と飼主というだけのものではなく、いわば生命的な関係として成立していたことを示唆していると思われる。さらに加えて、そこからわれわれは、金神に無礼しているであろうことが、牛までも死なせることになったか、という教祖の痛みの心情がこめられていることを汲みとらねばならない。それでは、なぜその心情が教祖において、「益坂へ木を買いに出」という具体的行為として示されることになったのだろうか。それは端的には、「思いわけ」がなされているからだと思われる。教祖は現前している牛の死という事実を、自らが金神に無礼していることの結果として受けていくには、無礼に直接関係しているであろう普請をすすめていくこと、具体的には材木を購入に行くことをおいては、と決断したにちがいない。

以上によって、われわれは教祖が住宅の改築をすすめるなかで出会った不幸の連鎖と、そこでの態度について逐一み

てきたのであるが、それらの点について、ここで少しまとめる方向で考えてみたい。

教祖の出会った状況はいずれも、自身の生のあり方を否定してくるような厳しい状況であって、いかに最大限の努力をなそうとも、事態そのものは好転することのない状況である。おそらく、教祖はその状況において、現前する事実の意味するところは何か、を問うたであろうし、それが金神のたたりさわりであるのではないか、との疑念も生じたであろう。しかし、次々とそういう事実を起こさせてくるその根を、結局自らの金神に対する関係や態度にある、とどこまでも自らの内に求めようとしているのではなからうか。そして、その自覚内容を具現する場を、方角日柄という当時にあつての常識的社会的な方法を徹底して遵守すること、あるいは可能なかぎり、医師への治療を依頼し、神仏への祈願をすることに求めている。しかし、教祖は金神に無礼しているのではないのか、という内面の問いに導きを与え、現実の場を求めれば求めるほど、その問いそのものがより一層とぎすまされていき、ひいては、その問いを担っている生そのものの定点がなく、浮動していることを知らしめられているのではあるまいか。

四 金神と教祖

われわれはこれまで、教祖が母屋を改築する途次に、楨右衛門と飼牛の死などに逢着しながら、方位家の命令を忠実に守っていった、その生の姿勢をたずねてきた。その姿勢は、「本家をこうして取りのけ」る作業にとりかかるに先だつて、金神を直接名指して「お断り申しあげ」る態度へ集約的にあらわされている。その内容については、『御覚書』に次のように記されている。

方角はみてもらい、何月何日で仕り候。小家、大家にいたし、三方へ広め仕り、どの方へご無礼仕るとも、凡夫

相わからず。普請成就仕り、早々おみたな仕り、お抜い、心経五十巻ずつおあげます。⁵⁵

この表白こそ、教祖の生の構造を端的に示すものである、と解されねばならない。教祖の三十七才の事蹟における意味的把握は、この金神に対する「お断り」の内容を発掘し、その構造を分析し、解釈することで充たされる、といっても過言ではないくらいである。

ところで、八月三日といえば、方位家によって「下家取」ることを命令されていた日である。この時の状況は教祖にとっては、養子として文政八年に入家して以来、天保七年に義弟と養父を、天保十三年に長男を、嘉永元年に長女を、そして嘉永三年に二男と飼牛を次々に失ってきたが、その過去の苦難の体験によって、不安な日々を送ってきた家がまさに解体されようとしている状況である。その旧居の撤去は、反面では新居の落成を約束するものであろう。ところが、教祖はいかに旧い家が解体されることになろうとも、その家にまつわる先祖以来の暗い運命とその歴史は消え去ることはない、と思ったことであろう。したがって、今後の幸福を切願し、新生活の到来を希求する意識と、将来までも不安な状態が継続しはすまいかと危惧する意識とが、複雑に混在し、錯綜するのを教祖は覚えたと思われる。

これまでみてきたように、教祖は、少なくとも養父より家督を相続した前後から、川手家にまつわる金神無礼の問題を問い続けてきた。ことに住宅を改築するについては、金神に無礼のないよう無事落成させるために、方角日柄を綿密に遂行した。そのことは、「方角日柄はみてもらい、何月何日で仕り候」の表現に示されている。ところが、上述のごとくその途次、苦難の連鎖を体験させられている。このような事情があるところから、教祖はこの「お断り」の場において、これまで金神に無礼しないよう方位家の指示を徹底して守ってきた、これからも守ろうとしていること、しかし現実には、度重なる死を経験しなければならぬ苦難にみまわれたこと、以上の二つの事実について、その連関と意味を問うたであろう、と推察されるのである。この二つの事実の意味的連関を問う姿勢は、あくまで金神に無礼しているであ

ろう生の自覚を、その基底にもっている。もちろん、その自覚は、苦難の連鎖という外からの契機によって、その深みをより一層増したことであろう。しかし、その上に、教祖の内面からも、これまでとってきた金神に対しての生の姿勢が、「小家、大家にいたし、三方へ広め仕」という立場にたってみる時、実は無礼を犯してきたことになっているのではないか、と鋭く問われることになっている。先に少し触れたように、金神に無礼がないように、方角日柄を忠実に遵守すればするほど、すなわち、その世界に生を参与せしめていけばいくほど、無礼をしないでのあり方を求めようとしている、その内的要請に従えない自らの生の確認を、次第に新たにせしめられてくるのである。その生の実体をありのままに金神に吐露したのが、「どの方へご無礼仕るとも、凡夫相わからず」という「お断り」^⑧なのである。

その教祖が、住宅改築の工事をいよいよ着手しようとする時、金神へ祈誓することといえば、「普請成就仕り、早々おみたな仕り、お被い、心経五十巻ずつおあげます」という表白しかなかったであろう。この内容は、普請を成就させるための形式的実利的な態度を示すものでは断じてなく、無礼の自覚をその時なりに具体化した内容なのである。ちようどそれは、金神に無礼しないでの生き方を方角日柄を遵守していくことで求めようとした、その生の姿勢に通じるものである。

ところで、われわれは以上の「お断り」が直接金神を指名してなされていることに注目しなければならない。なぜなら、金神がたたりさわりの神であり、事実教祖もその制裁を苛酷なまでに受けているからであって、それなのに、なぜその金神を「お断り」の対象にすえたのか、という問題である。「御覚書」に金神の字句が見い出されるのは、この個所が最初である。しかし、そのことが直ちに、この時点に突如として教祖が金神を意識し始めたことを意味するのではないことはもちろんである。

そもそも、金神は周期的に遊行し、金神の滞在する方位を犯すと七人が殺され、家族で人数が不足する場合はわざわざ隣人や家畜にまで及ぶという、いわゆる「七殺」のたたりさわりを本来の機能とする神であって、ことのほか畏怖

や忌避の対象とされていた。³⁸したがって、人々はこれを回避するために、「金神除け」や「金神封じ」³⁹という手段を祈禱師に依頼して講じたり、あるいは方位家に方角日柄を改めてもらったりしていた。当時では、普請などをする時、その意思の決定や行為の規準として慣習化された禁忌であった方角日柄や、悪神邪神とされていた金神を格別意識したであろう。その意識ははたしてどのようなものであったろうか。

本来的に言えば、金神の基本的性格は、金神方位を守らない者に対して、生命的処分をする権利と権威を有する、ということである。そうであるにもかかわらず、当時の人々によって、金神はその方位に抵触しないように方角日柄を改めたり、それを守ったりすれば、そのことでたたりさわりを解除してくれる神でもあるのだ、という性格をも付与されるようになる。そのように敷衍するのは、人々の金神に対する拡大解釈にすぎない。本質的に言えば、金神の性格は前者のみであるはずなのに、後者をも導いてくることになるのは、人々にとって前者の性格だけではあまりにも、その意味が重く、現実に対応することができないからであって、むしろ両者を癒着せしめて金神に関係していたのが、一般の意識ではなかったろうか。⁴⁰このことは、金神の存在と機能が異常におそれられていたことを示す何よりの証左であると思われる。所詮そのことは、金神のたたりさわりから逃げようとする人の心に、その根をもっているのである。

それでは、教祖はどのような姿勢で金神とかわかっていたのだろうか。結論的には、金神の立場に即そうとしている、ということがいえようか。これまでたびたび述べてきたが、教祖は、金神の明方を求めての方角日柄という指示を、身の安全を保証する唯一絶対の命令的なものというよりは、むしろその指示以外のことをなさぬように、という禁止的な性質の方が強いものとして受けとっていたであろう。したがって、教祖にとっては、その指示は守るべき最低限にして唯一の指示ではあるが、しかしその指示をいくら十全に遵守しようとも、そのことは金神のたたりさわりから逃れうることを保証するものではない、と考えられるようになっていたのではなからうか。

実に教祖が金神を直接名指して「お断り」したのも、内容的には、右の点にまで自覚が深まり、問題化されていたか

らであろうと思われる。当時において、金神の方位に抵触し、違反した時に、祈祷師にその無礼を詫びてもらふことがなくはなかったらしい。しかし、教祖の場合は、金神に無礼しているであろう自身の生が、どれほど方角日柄を改め、それを忠実に守っていかうとも、方角日柄を改めたりみたりするまさにそのことが、金神の無礼になっているのではないか、という自覚があるところから、すなわち金神に対するこれまでの生の姿勢そのものの全体が、内容的に問題化されつつあるところから、「お断り」がなされているのではなからうか。

かくて、教祖は金神に祈願をこめた後、「普請へとりつきかかり、すぐに地形いた^⑩し、雨天が連日続く悪天候に困惑しながら、かねての方位家の指示どおり八月二十八日、移転のことを無事完了することができた。そして、金神の神棚を新たに設置して、「こしきの物^⑪」を供え、はじめの祈誓のごとくに被い、心経をあげて、報さいの礼を尽くしたのである。ここにいたって、教祖は長年狭隘を感じていた旧居から、広々とした新居に起居することができるようになった。

しかるに、翌嘉永四年七月十六日に次の飼牛が発病し、獣医の昼夜兼行の治療もむなしく十八日には斃死している。その発病と死亡の月日は、前年と全く同じであった。この牛の死は量的にいえば、養父親子の死以来教祖の身にふりかかってきた不幸とあわせて、あたかも「金神七殺」を裏づけるものであった。この事態に直面して、教祖は一層鋭くかつ厳しく金神無礼の問題を問うていったことであろう。

五 結 語

以上の論究によって、われわれは教祖三十七才の事蹟全体にわたって解釈を試みてきたわけである。この時点におい

て、教祖は文字通り、「金神方角恐れ」ながら、「無礼断り申し」ている。そして、自身の生の問題、つまり金神無礼の問題とかわかって、「残念至極と始終思い暮し」ていたのである。

その金神無礼という内面の問題は、教祖においてその内容と意味が漸次推移している。もともと、教祖は川手の家にかかわる歴史的な金神への無礼の事実を養父から提示されていた。そのことを教祖は、金神のたたりさわりに触れないように心掛けながら、家運を挽回する向きで求めていった。ところが、伝承された金神への無礼の問題を主体的に担って、金神に無礼のなきよう方角日柄を遵守していく途次、不幸な出来事を連続的に体験している。この不幸を重ねることによって、内面の問題も、実は方角日柄をみるというそのラディクスにおいて、金神に無礼をおかすことになっていくのではないか、という生の根源にまで及ぶ問題としてとぎすまされることになっていくと考えられる。それでは、内容的に生の根源まで問題化され、自覚が深まりつつある教祖は、一体何をどのように「残念至極と始終思い暮し」たのであろうか。

後年になって教祖が、この金神無礼にかかわっての自らの生の問題については、「参って尋ねる所がなかった」と述懐していることは先に述べた。ここでいう「所」は「片便で願ひ捨てで」ないという、いわば内面化していた問題に解決を与えたり、直接に受け返答してくれるような単なる空間的な場所だけを意味するのではない。むしろ、問題性を自覚し、問いつめていきながら、そこを打開することもできず、その問題性の場面において生を営むことしかできない、そういう自らの生をそのままおいてくれる生の定点^④とでもいえる「所」である、と解されねばならない。三十七才前後の教祖は、そのような場にまだめぐりあってはいない。いかに内容的に、生の深みを問題化し、その生を自覚しようとも、その生こそが、金神のたたりさわりを直接我が身に受けないで生を営み得た、という側面からの自覚、ひいては金神のゆるしの中で実は生かされてきた、という生を支えるものの自覚、そのような自覚にまで及ばぬ限り、新たな生の次元へとは進みえないのである。三十七才前後の教祖の生はそういう自覚には至っていなかった。そして、そのことが

後年「残念至極と始終思い暮し。天地金乃神様へのご無礼知らず、難渋いたし」と述懐されることになっているのではあるまいか。

実は生の自覚がどれほど内容的に深まっても、この無礼とゆるしの両面からそれはなされるのでなければ、いずれの自覚も十全であるとは言い難い。なぜなら、この両面は生の自覚の表裏をなすものであるから。したがって、一方で一方をうらうちするのでなければ、生の根源は真に開示されてはこないのではないか。そのことを抜きにして、いかに自らの生についての問題性にまで自覚の眼が打ち込まれようとも、それはそのままでは決して自らの生に働きを及ぼしてやることにはならない。つまり、そのことで問題場面が展開したり、あるいは新たな境位が開かれることにはならないだろう。

教祖三十七才の生は、金神無礼の問題とかかわって、種々の問題性が浮上し、それを自覚しつつも、その自覚が必ずしも現実生活のなかで出会わされる問題を解決し、方向づけていくことにはなっていない。しかし、その生があったからこそ、「ご無礼知らしめる契機によって、自らの生についてその根源を真に自覚することが可能になり、新たな生へと展開しうることになるのである。その契機は、教祖においては四十二才であった。すなわち、それは「普請わたましにつき、豹尾・金神へ無礼いたし」という、嘉永三年の住宅建築にかかわっての、石鎚神からの指摘なのである。

既述したように、「参って尋ねる所がない」ほどに問題化していた問題、つまり金神とかかわっての生の問題を、教祖は氏神や諸神諸仏へ祈願したに違いない。まさしくその氏神が、四十二才の時教祖に対して、「氏神はじめ神々は、みなここへ来とるぞ」と名乗り出ることになっているのである。このことは、教祖の三十七才前後の生のあり方や問題の求め方こそが、神からの働きを導いてくることになるのである、との神自らの指摘であろう。

そのことから、われわれは次の問いを担うべく要請される。すなわち、はたしてわれわれには自身の生にかかわっての根源的な問題について、「参って尋ねる所」があるのか、ないのか。あるならば、それはいかなる意味と内容をもつ

のか。もしないとするならば、そこをどのように求めているのか。そして、「参って尋ねる所」は与えられるものとしてあるのではなく、その問題に關しての自らの求め方に応じて生れてくるものではないのか、と。

(教学研究所助手)

注

1 この述懐は、金乃神が教祖に対して、家の祖先が歴史的に金神に無礼している、とさとしたお知らせを受けてものされており、金神七殺という過去の不幸の出来事やそこでの態度が感慨をこめて語られている。しかし、本文に引用した部分については、嘉永四年に二頭目の牛が死んだ時の内容を中心的に表わしたものでないか、という解釈もなくはない。

2 『金光大神御覚書』P.55

3 注1参照

4 教祖の養家である川手家が、金神に無礼している家柄であることを知らされた時期が、養子にきた直後か、それとも養父の死去する時(遺言によって)であったか、について直接答えてくれる記述は『御覚書』にはみられない。

5 川手家は代々その家運が安定せず、断絶すらししたが、その因を金神のたたりさわりに求めたことは、当時において当然のことであった。『金光大神』縮刷版(以下縮と略)P.36参照

6 もはやすでにあるものとは、歴史的にその働きが継承されてきたものであって、現実に存在するもの意。因みにわれわれ

にとつてのそれは教会、取次などということになるうか。

7 御理解第六十四節

8 なぜ四右衛門が光右衛門に改めて相談したのか、という点については、直接答えることはできないが、少なくともこのことから次の二つのことが伺える。すなわち、第一には、教祖が四右衛門の鑑定に疑念を懐いていなかったこと。第二には、小野家親子が教祖を大切に扱っていたこと。これらのことについて、金光教学院教材係編『高橋正雄先生を頂く』No.1・P.103~104参照

9 『金光大神御覚書』P.11~13、『金光大神』縮P.51~52参照

10 金光真整「教祖と神との關係についての一考察(一)」金光教学院研究所紀要『金光教学』No.2・P.47参照

11 和歌森太郎「日本人の生活と習俗」筑摩書房編『現代倫理講座』No.6・P.79参照

12 大藤時彦「民間信仰」角川書店編『郷土研究講座』No.6・P.304~307参照

右論文は禁忌について、「俗信中、最も多きを占めるものは禁忌である。禁忌は一口にいえば作為の禁止である。(中略)禁忌

は、これを犯すと制裁を受けることになっていた」と記されており、禁忌の種類として、日時の忌、方角の禁忌、土地に関する禁忌、行為の禁忌をあげ、それぞれに説明を加えているものである。

- 13 『金光大神御覚書』P. 12
- 14 同右書P. 12
- 15 金光教学院教材係編前掲書P. 106 参照
- 16 同右書の同ページに、生きることにおける願いの位置と性質について述べられている。
- 17 『金光大神御覚書』P. 12～13
- 18 同右書P. 13
- 19 『金光大神』縮P. 52 参照。金光教学院教材係編前掲書P. 109に、今日における仮移転の実例が報告されている。
- 20 『金光大神御覚書』P. 9～10に、「巳午の方角、門納屋思いつき、二間に六間半、間半ひさしつき。方角改め。卯十二月十八日吉日、ちょうなはじめ仕り、辰正月八日よりはじめ、同じく二十六日までに建てるように、方位の方で申され。柱木は羽口の人を頼み、紀州へ注文いたし。船もどらず、日限りにて間にあわず。玉島に出、柱木買いいれ、二十六日に建て」と記されている。『金光大神』縮P. 47～48 参照
- 21 『金光大神御覚書』P. 13～14
- 22 金光真整前掲論文P. 46、『金光大神』縮P. 59 参照
- 23 石津照塵『宗教哲学の場面と根底』P. 52～53 参照
- 24 『金光大神御覚書』P. 55
- 25 同右書P. 14
- 26 金光真整前掲論文P. 45～46、『金光大神』縮P. 59 参照
- 27 注26 参照
- 28 『金光大神御覚書』P. 15
- 29 この時痘瘡にかかったのは、三男と四男の二人である、と解釈する論拠に、この「二人やすし」があげられる。その解釈の代表に、『金光大神』縮P. 53がある。しかし、この表現からのみ、四男が発病していたことを導くのは、問題があるのではなかろうか。
- 30 『金光大神』別冊人物志P. 33 参照
- 31 『金光大神御覚書』P. 15
- 32 同右書P. 15
- 33 同右書P. 16
- 34 同右書P. 17
- 35 同右書P. 17～18
- 36 三十七才の時の「お断り」についての解釈は、岡開造「教祖の信心の基本的性格—四十二才を中心として—」金光教学院研究所紀要『金光教学』No. 4・P. 110～113、瀬戸美喜雄「教祖の信心の基本的特性—现实生活との関係を中心として—」金光教学院研究所紀要『金光教学』No. 7・P. 42～44等がある。
- 37 『金光大神御覚書』P. 18
- 38 『金光大神』縮P. 25～26 参照

- 39 注38参照
- 40 瀬戸美喜雄前掲論文P.38参照
- 41 『金光大神御覚書』P.18
- 42 『金光大神』縮P.60参照
- 43 御理解第五節
- 44 石津照璽前掲書の同ページに次のごとき論述がある。すなわち、不安について「適応すべくして適応できぬ環境的狀況に当
面した場合、主体はその『主宰のできなさ』『目論見の立たな
さ』『計ることのできなさ』或いは『頼みなさ』『不確かさ』
に出遭い、不安に迫られる。不安の相手は恐怖の場合と違った
『何者』という性格をもたない『何だか』なのである。それは
- 45 『金光大神御覚書』P.55
- 46 このうらうちがなされたのは、安政五年十二月二十四日のお
知らせによってであると思われる。
- 47 岡開造前掲論文P.113参照
- 48 『金光大神御覚書』P.22
- 49 同書P.24
- 恰も右の数々の『……なさ』に外ならない」と結論し、続いて
その不安に対して、「主体の為しうる又為すべき処理としては
ただ自己を決めることのみが残されている。何に對つてかとい
うと、それは正しく不安において露呈された数々の『……なさ』
に對つてである。」(傍点は筆者)

安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈

—— 伝承の世界と信仰の世界 ——

福 嶋 義 次

ま え が き

教祖が、香取繁右衛門の金神広前で、神から「金乃神下葉の氏子」との名指しを受けたのは、安政五年(五八)正月のことである。(注1)それより半年後、七月十三日に、神の知らせを自身の口を通しての言葉として教祖は体験した。その出来事を、教祖は次のように『金光大神御覚書』に書きつづっている。(注2)

七月十三日、先祖精霊回向(しやうりよつせこう)仕りと思ひ、早うに金乃神様へご奉燈、御礼申しあげ。私口へお言わせなされ。戌の年、今晚は盆と思つて、精霊回向へ気を寄せ。燈明、油少のうても火は消えん。はや晩からなんぼうになりやあ。母妻ともここへ来い、ものがたりいたして聞かせる、なにかお知らせあり。ところへ、小田(金光町)八右衛門殿みえ、聞いて、常住このいに(うこのよ)言われるかと問われ、今夜はじめてと申し。おやめに相成り候。私もさがり。同人

に相對仕り候。用向きすみ、同人帰り。私祇園宮ご縁日にて、奉燈、ご祈念願いあげ。また金乃神様お知らせあり。家内中へ、うしろ、本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ別れ、先祖を教え。戌の年さん、お前が来てくれられたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし。精霊御礼申しあげ。次に、客人大明神、近江国よりまいり、この所おさまり、八百三十一兩二年になり。墓所、氏子がそばへいたし、これを場所かえるように頼みますと申され、私聞きおき。

以上、引用したところを解釈するについて、記された事柄をおって一連の問いをまずかかげてみよう。

- 1 安政五年の先祖祭りを教祖はどのような姿勢をもって迎えようとしていたか。
- 2 教祖にどのような信仰的道行きがあつて、神の言葉がこの時はじめて、教祖自身の口をもって顯われることになつたか。
- 3 神が川手家の先祖について、その由来を知らせた意味はどこにあるのか。
- 4 先祖が教祖に礼をいうことがなぜ起きたのか。その礼言は教祖の生の何に向けられたのだろうか。
- 5 株内の守神、客人大明神の頼みの背景とその意味は何か。

このようないろいろな問いを関連づけるものとして次のような視点をとりうるのではないだろうか。それは、教祖が養子として、また家督相続人として当然継承すべきものとされていた伝承的な生活の相と、神との関係によって営まれるようになった生活の相とのかかわりが、どのように教祖において問題になり、解かれていったかということである。その視点の導きによって、この事蹟の内容を尋ね、『御覚書』全体の流れの中で、この事蹟が秘めている意味に接近していく試みを以下の論考ですすめていきたい。

第一章 先祖と教祖 —— その問題 ——

七月十三日、先祖精霊回向仕りと思い、早うに金乃神様へご奉燈御礼申し上げ。

この年までに、川手家の先祖に関わって教祖が生きてきた姿を顧みることによって、この冒頭の一文、特に、「先祖精霊回向仕りと思い」の「思い」の内容をうかがってみなければならぬ。

安政五年^(五八)より数えて二十三年前、天保七年^(三八)八月六日、養父川手糸治郎の死によつて、教祖は二十三才にして川手家の家督相続人となった。しかし、それは川手家の先祖達とは血のつながりのない養子としてであり、またその先祖たちが足跡をそこかしこに残した村にとっては他所者としてであった。香取の生家と川手の養家との間に、また誕生の地占見と養子に來た隣村の大谷村との間に、風俗、習慣、あるいは農業の仕方などについて差異はあったとしても、それはきわめて些細なものであつたらう。しかし、その差異がどんなに些細なものであつても、他村へ移り、他家へ遣られ、家督を継承せねばならなかつた者の心情を察するならば、生活様相の一寸した差異に出会つても、自分の身の、その村その家へのそぐわなさや異和感を大きく感じずにはおれなかつたであらうと思われる。そこに、「先祖と子孫との交感」^(注3)の役割をもたされた家督相続人としての教祖が当面させられた問題の一つがひそんでいるといえよう。さらに、教祖は、家督を受けた川手家そのものからも、複雑で困難な問題を担わせられていたのである。

狭隘であるが小宇宙のようにまとまりをもつていた当時の農村社会では、家に動揺の少ないことが家の格をはかる秤ともなり、またそのように家を維持していくことが村の秩序と伝統の保持に参与することにもなつていた。^(注4)その中にある、川手家は決して安定した運命を印してきたとはいえなかつた。元の川手家は、いつのころか絶え、その位牌を引き受けて家を継いだ赤沢家も断絶して屋敷だけ残したと伝えられている。そうして、二度も絶えた家を、後述する神の

知らせにも示されているように、大橋家の八兵衛が判株を許されて三たび興したのであった。^(注5) 教祖の継いだその川手家も、三代目善兵衛あたりから借財をつくり、四代目糸治郎（教祖の養父）の代にいたって、田地などを売り払わねばならないということになった。そうして、享和三年（一八一三）から文化二年（一八二五）にわたって、自分の住居と一畝ばかりの畑をも入質した記録さえ残されているのである。そのような窮乏の状況から家を興すことを願ってか、養父は文化二年から四年の間、江戸の蒔田屋敷に稼奉公に出ている。その努力のかいあってか、教祖が養子に來た文政八年（一八二五）には、二反六畝余の高持百姓の仲間入りをしていたのである。^(注6) いかにもそのような努力が重ねられたにせよ、現代のようにいよいよ家の歴史に無頓着になりだした時代とはちがって、当時のような閉鎖された共同体においては、村人の心から心へと刻印され伝えられていった川手家の不運な歴史の記憶は消し去りえないものであったにちがいないであろう。

このように考察してみると、教祖は、家督を継ぐことによって、自身の村や家に対する養子としての異和感と闘わねばならなかったばかりか、上述してきたような、これまでの川手家の不運の歴史の責めをも、受け継いだ家屋や田畑を維持してゆく努力をとおして負わねばならなかったといえよう。こうして、われわれに知らされてくる養子・家督相続人としての問題をもって、四十二才までの諸事蹟を伺うと、教祖の、その問題を担っての苦闘の姿を見させられるのである。その一つ一つについての考察はここではできないが、『御覚書』に記されたところから抽出すれば、養父の遺言によって姓を川手から赤沢にかえたこと、風呂場・手水場・門納屋等の建築、母屋の改築のこと、その建築や改築に関わっての金神日柄方位の遵守ぶりなどに、その苦闘の一端をうかがいうるであろう。また、庄屋小野光右衛門の『役用並天象出行日記』、『小割帳』、『御物成帳』等の記録^(注7)などにも伺える、村の夫役にあたっての人並みでない誠実な働きぶりなどは、その問題を解こうとして生きた教祖の、細心の配慮と努力の現われともいえるのではないだろうか。われわれは、その努力に、教祖の養父が貧苦の底から家を興した努力の、忠実な継承の姿を伺いうるし、また、これまでの先祖たちの努力の再臨の姿をみることもできよう。それと共に、教祖が継承した努力の蓄積に、あたかも寄りそうかのよ

うに生起している、先祖たちを苦惱せしめた不運の再臨をも、われわれは見落しえないのである。つまり、義弟・養父の死に始まる病と死の連鎖である。^(注8) その不幸の連鎖がまた、村人たちの川手家の歴史的な不運に対する思わくを呼び起したことであろう。そうしたなかで、教祖にできることは、ひたすら、家督をついだ者として、家を保持するための努力と配慮をさらに重ねることしかなかったのである。

三十七才の母屋の改築は、二男楨右衛門の病死と飼牛の斃死をともなつたとはいえ、川手家のこれまでの動揺を重ねた歴史の傷跡を一見、あたかも癒すかのように完成した。その住居は、不幸の連鎖と養子としての問題を克服しようとした、配慮と努力の象徴といえるようなものであろう。しかし、その建築について、四十二才の大患の節、石鎚信仰の先達の神憑は、教祖に無礼のあることを知らせたのである。建築についてのこの無礼の指摘は、単にその事柄についての指摘にとまらず、建築にまでいたつたこれまでの教祖の努力と配慮を全体として問題化するものとして教祖に迫つたといえるであろう。あらためて述べるまでもなく、教祖は人並以上に、神信心を重ねており、一見、神への無礼などあるはずもなかったのである。しかし、神信心が、自身のあくなき努力を支えてもらうためのものだったとしたら、神々は、生的手段、生の意欲を成就せしめるための道具にしかすぎなかったということになる。無礼といえば、これ以上の神への無礼はないのではなからうか。大患のさ中での「凡夫で相わからず……以後無礼のところ、お断り申しあげ」という神への教祖の表白から、われわれは、教祖がそれまでの神に対する生き方の無礼さに気づき、そこから神に向う姿勢の根本的な転回をさせられたことを読み取ることができるのである。

四十二才の体験から、神への断りの生活が始まり、それは四十四才の神（金神）への一途な帰依の姿に結晶する。その姿のなかから、われわれが当面させられている「精霊回向」の事蹟にかかわる重大な問題が引き起されてくるのである。端的にいえば、家督相続人として農村社会のなかで期待される伝承的な生活のあり方と、神を神と立て仰いで生活のあり方との関係の問題であるということができよう。この問題は、特に、「金乃神下葉の氏子」との名指しを教祖

が受けることで切実になったと考えられるのである。というのは、これまで、教祖としては、自身の立場を、養子、家督相続人という枠組み、いかえれば、先祖が興し、自身が受け、子孫に伝えるべき家という地平においてしか考えることができなかったのである。にもかかわらず、安政五年正月にいたって、神から教祖の身の立場の新たな位置づけと方向づけが示されることとなった。そうなってくると、これまで、村人、家人、特に先祖から賦与されてきたと了解していた、養子・家督相続人としての「身元証明」と、「金乃神下葉の氏子」という「身元証明」との関わりがどうなってくるのであろうか。この問題が、安政五年七月十三日、伝承されてきた先祖祭祀を目前にして、教祖を一層深くとらえたと考えられるのである。つまりこの「身元証明」に関わる問題こそ、「先祖精霊回向仕りと思ひ」と記されているその「思ひ」を支える問題であったといえよう。

ところで、教祖は、上述したような問いを自身でかえさせられて、それを誰に向って問おうとしたのであろうか。そのことを考えるについては「金乃神様へご奉燈、御礼申し上げ」という言葉を注意して読むことがある。もし金乃神へ向って問われているとしたら、『御覚書』の他の用語例から考えて、「御礼申し上げ」の代りに「お伺い申し上げ」か「お願い申し上げます」にならねばならない。しかし、実際は「御礼申し上げ」となっている。そのようなことから考えさせられてみると、教祖の意識では、その問題は少なくとも、神に直接には向けられず、むしろ、先祖に向けられるべき問題として扱えられていたのではなからうか。それについては、以下の、神の知らせの解釈の過程で明らかにせられるであろう。

第二章

神

——応えのみちびき——

前章の最後に、われわれが考察したような、教祖自身の「身元証明」にかかわる問題にとらえられて、教祖は、「精霊回向」の夜を迎え、「金乃神」の神棚に拝礼していたのである。その時、教祖は

私口へお言わせなされ

と記しているように、神の知らせを初めてみずからの言葉として体験させられたのである。その時のことについて次のような伝えが残されている。

或時拝シ居ラレタルニ云フマイトナサルニポットコケ出（ころげ出る）、云フマイトナサルニポットコケ出ル。コレ程云ヒ度イモノナラ云ウテ了ハウト、ズンズン云ハレタルガ、コレデオシマイトテ終リタリ。（片岡次郎四郎師へ教祖自ラ御自身ニ始メ御裁伝アリタル時ノ事ヲ話サレタルモノ幸之進氏伝）^(注10)

この伝えは、神の言葉の出所、すなわち帰属するところについて、われわれに一つの指示をあたえてくる。まず、この資料を読みかえてみよう。――ある時、教祖が祈念しているとのおのずと言葉が溢れてきそうになった。それで何とか意識でおさえようとはしたものの、おさえ切れなくなり、覚悟を決めて言葉の溢れ出る力に身をまかせてしまった。すると、次々と言葉が出てきて、これでおしまいということが終わった――この資料がどれほど確実に教祖の話を伝えているかについては疑問の余地はあろう。しかし、幽玄の世界や彼岸のかなたからの音声が響いて耳に達したようなものとして、教祖の場合、神の知らせは考えられないということ、少なくともわれわれに知らせてくれるのではなからうか。高橋正雄はこの時の教祖について、「……神様をご自分に感じられ、ご自分の上に神様が現われられるに至った……」^(注11)と述べ、さらに「自分の内側に神様が現われて来、自分の中に神様が働いて下さる」その働きの言葉としての現われを、神の知らせとしてとらえようと試みている。いふなれば、神の知らせは、引用資料にもあるように、「ポットコケ出

ル」、つまり、生の内奥・内面の世界からの、意識ではとどめ得ない言葉の湧出である。このことに注目しながら、以下の知らせをわれわれは解いていかなばならない。ここでは、これ以上、さらに神の知らせとは何かという問題を本質的に論及することはできないので、以上のような確認をするにとどめて論をすすめよう。

戌の年、今晚は盆と想うて、精霊回向へ気を寄せ。

神の知らせの冒頭の一文は、神からの、回向へ気を寄せるようにとの要請として解くこともできよう。しかし、第一章でも考察してきたように、教祖自身、精霊回向へ思いを向けているということがあり、その思いも、月並みな思いではなくて、自身の「身元証明」にかかわる問いによって深められた思いであった。そのことを考慮に入れてくると、この言葉を神からの要請として解くことができないことがわからされるのである。むしろ、この言葉は、教祖が回向へ思いを向けている状況を指摘したものと考えるのが解釈としては妥当であろう。それでは、なぜ神がそのような状況の指摘をしなければならなかったのでしょうか。それについて、われわれは、年毎の年中行事としての精霊回向という具体的生活場面に面しての、教祖の意識の動きを伺ってみなければならぬ。

生活の具体的場面では、人々はこの日（七月十三日）墓地の掃除、道の草刈りをし、家にあつては神棚・仏壇を清め、床に精霊棚を調えたりして、陽も暮れる頃、戸外で「迎え火」をたき、先祖の帰りを待ったのである。それから、仏壇より先祖の位牌を、整えた精霊棚へ出して並べ、燈明をつけ、先祖を迎え祀るのである。^(注12)それは、家督を受けた者の執るべき、伝えに伝えられ定められた、疑念をはさむ余地の寸分もない手順だったのである。これまで、伝えられたことに対して極めて忠実であり、誠意をこめてあたってきた教祖にとつても、この時、その手順は当然のことであつたといえよう。ところで、そのような伝承された意識に立つならば、神に祈念を捧げることと、精霊棚での祭祀とは、その

内容からも形式からも、事分けざるを得ない相異した二つの事柄として了解されるのではなからうか。

このように考察してみると、神のこの言葉は、単に、精霊回向へ心向け、思いをかけている教祖の状態についてのポジティブな確認というよりもネガティブな性格をもつものとして響いてくる。つまり、神への礼と、精霊棚での祭祀とを分離し事分けざるを得ない教祖のとらわれている意識を、問題化する言葉として解くことが考えられるようになる。それは、教祖がいかに心をこめてしようと、神への礼は、伝承的な形式である精霊回向へ向っての一過程か、あるいは追加的なものとしてなされていることになっているのである。教祖の意識で、二つが事分けられているかぎり、そうとしかあり得ないだろう。そこで、神の言葉を解きほぐして読むとすれば次のようなことになるであろう。△戌の年（教祖）は、精霊回向へ思いを向けているところから、早めに、神に礼拝するという姿をとってはいるが、はたして、それでいいのだろうか。自身の「身元証明」について戌の年が問題にしてきた問いが真に問われ伺われねばならないのは、精霊棚の前でなのだろうか。そのことが、生の根本的な問題になってきたのは、「金乃神下葉の氏子」としての生き方を求めるところからではなかったのか。そうだとすれば、その問いは、まさにここ（神との関わりの場所）でこそ伺われねばならないのではないか。▽このような含みを秘めた厳しい問いかけの言葉となる。原文に加えるとすると、「……精霊回向へ気を寄せているが」となるであろう。いうなれば、この神の言葉は、「今晚は盆と思うて」の思いの基づいている意識の領域の吟味と、そこからの転回を教祖に迫る言葉である。そのように、慣習的な手順を遵守することへと向う教祖の意識の転回を求めるかのような神の言葉は、さらに、

燈明、油すくのうても、火は消えん。^(注13)

と語りつがれている。

金乃神の拝礼から始めて、神棚の神々へ献燈し、燈明のあかりの消えるころ、精霊棚での回向へと向おうとする意識の手筈を、神は寸分も見逃がしはしない。既述してきたように、教祖がこの時かかえさせられていた問いは、神との関わりの世界（内面の世界）から生まれた問いであって、祭祀の手順がどのように狂いなく伝承されたようにふまれようと、また、一刻でも早く、先祖が回向されようと、そうした意識の計らいが充たされることでは、応えられるべき性格のものではなかった。それゆえにこそ、意識の計らいや手筈では行き届きえない世界、言葉どおりに表現すれば、「燈明、油少のうても火は消え」ぬ場所への、神の道案内が、教祖に向けられてくるのである。つまり、この神の言葉は、教祖が、四十二才からこれまで、神に捧げてきた心情の火の燃え立つ生の内面の世界、先祖に関わる教祖の「身元証明」の問いが生まれ、応えられるであろう場所への指示として意味を開くのである。しかし、そのような神の言葉にふれることで、教祖が直ちに、その意味を了解し、その場所へ立つことになりがたかつたろうことは、後にふれる祇園宮への奉燈のことと考えあわせれば、理解できるのである。

神の知らせは、なお続いて教祖を神棚の前に留めている。

はや晩からなんぼうになりやあ。母妻ともここへ来い、ものがたりいたして聞かせる、何かお知らせあり。

養母や妻は、この頃、夕餉のかたづけや、三日間にわたる盆の諸準備に、台所や土間にやで忙しい時を過していたと思われる。精霊棚での回向は、大谷村でも、その家の主人が一人仕えるのが常であった。したがって、養母や妻は、勝手仕事を早々に仕あげて、教祖が回向へと進める儀に関わるといような必要は毫もなかったのである。教祖とて、意識では、養母や妻のことなど問題にはならぬ状況であった。それにも関わらず、慣習に反して、神は二人をその場へ呼び求めたのである。それはなぜなのか。その問題については、ここでは、一応、神が知らせをしようとする内容（先祖、家の

こと、教祖の生のあり方のこと) に、兩人とも関与してきており、これからも関与せざるを得ないことがあったという指摘にとどめておきたい。^(注14)

ところで、神の知らせのあいまに、後年入信し、教祖広前の内事を助けた従兄、森田八右衛門の来訪のことが記されている。その記述の内容については、あらためて解くまでのことはないが、神の知らせを受けている時の教祖の姿勢や状態を解明するにあたっては、この中間に挿入された記述は重要な手がかりとなるのではなからうか。さて森田八右衛門の用事がすみ、帰ってから、

私、祇園宮^(注15)で縁日にて、奉燈、ご祈念願いあげ。

と記されているように、教祖はふたたび、精霊棚での儀式へ向っての次の手順へと移っていく。いかにも、教祖らしく、心をこめての祈念を捧げてはいるものの、ここで教祖が問わされている問いの深さと、その問いに応えようとして教祖に指示をしてきている神の願いからすれば、教祖のその動きは、やはり日常的な生活意識に根ざすものではなかつたろうか。

『御覚書』の記述によれば、これ以後の神の知らせも、先祖の言葉も、あるいは客人神の頼みも、すべて、祇園宮へこの時教祖の姿勢が向けられたまま顕わされているのである。祈る対象を事分け、手順に従って祈り願う教祖の意識や行為とはうらはらに、手順は手順であることをやめ、対象は対象であることから自由に解き放たれて無制約に、神も精霊も客人神も語り出ているかのようである。既述してきた内側の世界、内面の世界の相を言いあてるとすれば、まさにこの相ではないだろうか。精霊棚の前でなくても先祖が語り、祇園宮に祈念している時でも金乃神の言葉は溢れ出、客人神が頼みかけてくる。そうした彼此相互の連がりの世界こそ、日常的・伝承的な意識でもとらえられず、ましてや肉

眼では見えない不可視の内面の領域というべきものでもあろうか。

また金乃神様お知らせあり。

この短い句の中に、内面の世界から湧き出る神の言葉に臨んでの、教祖の驚きというか畏れとでもいうべきものが潜んでいるかのである。

家内中へ、うしろ本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ別れ、先祖を教え。

もちろん、「家内中」、つまり教祖にしても、養母、妻兩人にしても、この時初めて先祖のことを知ったのではない。家の歴史について教祖は村人や養父母から何かと聞かされていたがゆえに、前章で考察したような努力や配慮を重ねてきたのであった。さらに、川手家の先祖のことについては、「大谷村里正譜百姓系図」などの公の記録(注16)にもかなり詳しく残されているところから考えても、ここに神の知らせとして記された以上に教祖は知悉していたといえよう。そうとすれば、この神の知らせは、教祖や家の者が知っていたことの単なる確認にしかすぎなかったのだろうか。それについては、まず、教祖が知悉していた先祖の所在は、教祖にとってどこにあったかという問題から明らかにしなければならぬ。

これまでの考察から明示しうることであるが、教祖が先祖についていかに詳細に教えられ、知っていたとしても、その先祖は、教祖の生の外側にあつて、教祖に対して制約や要請をしてくる存在として意識されていたのである。その関係は、教祖がいかに年々に家督相続人として祭祀を懇ろに執行してきたとしても、また、先祖の要請に応えるべく、家

業に精根をこめてきたとしてもかわらなかつたといえよう。教祖が自身を養子として、家督相続人として自覚すればするほど、そしてまた、そのように行為すればするほど、先祖は伝承された家や村にまつわる事柄や作法を通してしか、教祖にその所在を顕わしてこなかつたといっても言い過ぎではなからう。

このように考えてくると、神の「先祖を教え」という言葉が向けられたところは、生の外側へと常に向けられていく知識や意識の支配する領域ではないことが知らされてくるのである。それは、神との関わりで気付かされ開かしめられ、そして掘げられてきた生の内側の領域の出来事として理解しなければならぬ。つまり、教祖の生の内奥の世界の掘げりにともなつて、その場所へ迎え入れられ、生きられ、住まうことができるようになった先祖があり、その先祖の所在に気付かずに向向の行事に思いを寄せる教祖に、神が初めてその所在を知らしめ、教祖に紹介したという、それは、きわめて意義深い出来事であつたのではないだろうか。

第三章 教祖と先祖 —— 応えの湧出 ——

この事蹟の前半に記された神の言葉は、日常的あるいは伝承的意識にとらわれることによつて、見えなくされ隠されていく内面世界への呼び戻しの意味をもつものとして考察してきた。そうして教祖が呼び戻された場所で、具体的には教祖が思いを向けていた精霊棚の前ではなくて、神棚の、しかも祇園宮の前で、先祖が吐露する言葉に教祖は出会わされたのであつた。

戌の年さん、お前が来てくれられたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし。精霊御礼申しあげ。

既述してきたような養子・家督相続人としての自身の「身元証明」にかかわる問題を持たされてきた教祖にとって、それは、予想外に親しげな温い言葉ではなかっただろうか。伝承された慣習的な生活の諸相をおして、家督相続人に対して要請をなげかけてくる、生の外側に想起される先祖からではなくて、神との関わりで生の内側に開けゆく世界に住まう先祖からの語りかけであることを示すかのように、その言葉はやさしきをもつて響き出ている。それとともに、その響きはまた、教祖の生の営みの歷程に、先祖みずからとその家の運命を、全くまかし切ろうとするかのような響きをもともなっていないだろうか。このことをさらに明確にするためにも「お前が来てくれられたで、この家も立ち行くようになり」という言葉の意味を究明しなければならぬであろう。

この言葉を了解するについて、教祖が家督相続人となってからの努力で、田地がふえ、家の信用も回復でき、住居も改築できたという事柄をひきあいに出して考えてみることもできる。もし、この先祖の言葉の湧出が三十七才から四十二才頃のある時期であったとしたら、そう考えても問題はないが、しかし、それは、教祖四十五才の七月であったということに、われわれは、今少し厳密にならねばならないのではなからうか。そうすると、この先祖の言葉は、四十二才の体験を経て後、特に四十五才正月前後の教祖の生のあり方と何らかの内的関連をもっていると考えねばならないのである。

かつて、人々は家督相続人として、先祖と子孫との交感という役割を担うといいつつ、何をしてきたのであろうか。ほとんどすべての人々は、封建制度のもとの村落共同体という枠組みの中で、先祖から受け継いだ田地を肥やし、たとえ水害によって農地が砂礫の荒野に化そうと再び三たび掘りおこそうと努め、貧苦の底からでも家を興し、家屋を改築できるように励み、その間、年毎の先祖祭りを欠かさず勤めることなどして、その役割を充たそうとしてきた。そして、また、そのように充たすべきものとして、その役割を先祖代々伝承してきたのである。その反面、家に代々めぐり合わせて、家人を苦悩せしめた災厄・病氣・不吉なるものの現われについては、家を受け継ぎ、受け渡してきた人間の

生き方の責めにするよりも、悪神・悪霊のせいにするやり方をも伝承してきた。その性質から、われわれが現実にも、歴史的なるものに関わる関わり方を吟味してみると、その伝承は、われわれ自身の生にも、なお身近く息づいていることを思わずにおれないのである。

ところが、安政五年十二月二十四日の「海々の時、屋敷内四ツ足埋り……」の神の知らせと、それを受けての教祖の

(注17)

述懐からも伺えるのであるが、日常的な意識でもって責めをみずから負う方途も立たないような、家に秘め伝えられた歴史的な人間の罪業をさえ、みずからのものとして担う主体的な生が生きられることなしに、家が全体的な全き姿で受けられ立ちゆくことは、実は不可能であるといつてよいであろう。そのような主体的な生が、四十五才、「金乃神下葉の氏子」として名指された教祖と、その名指しを受けて生きる教祖の中に、息づき始めることになったといえよう。主体的生は内面の世界の拡がりと呼応して生きられていく。生の外側にある神を、神としてそれなりに立て仰ぐ生の営みを通して、内面の世界が開けていく過程を、四十二才から四十五才までの教祖にみるとすれば、それ以後は、神が神として立てられていくその内面の世界で、神との関係が熟さしめられ、それに応じて、生活で出会う事柄や問題が、その内面の世界との関連のもとへ呼びこまれていく姿を、教祖にみることができる。その過程が的確に自覚的にとらえられてはいないこの時期の教祖の意識では、たとえ、未だあずかり知らぬことではあったとしても、その過程において、先祖Ⅱ家における歴史的なるものが全的に引き受けられる道がつきはじめたのである。その事実の確認を教祖に求めるものとして、「この家も立ちゆくようになり」という言葉を、われわれは受けとらされるのである。

こうして、教祖が問い求めてきたみずからの「身元証明」についての問い、つまり、養子・家督相続人としての自身と、「金乃神下葉の氏子」としての自身の存在との関係の問いは、「ありがたし、精霊御礼申し上げ」との、内面の世界にその座を許されてきた先祖の礼によって応えられることとなったのである。つまり、その礼言は、養子・家督相続人としての生は「金乃神下葉の氏子」としての生に重なり、そのこと以外には前者はありえないということの知らせの

意味を含んでいる。そして、その告知は、外なる先祖との関係に苦心する教祖に対してなされた「金乃神下葉の氏子」としての生への「心定め」の求めでもあったのである。この「心定め」は、この頃、村一円が当面させられていた稲の害虫「秋うんか」発生事態の中で、「油入れな」という神の指示に従う教祖を支えた^(注18)と考えることもでき、さらにそれ以後の教祖の生を根本的に方向づける重要な契機として位置づけることもできるのである。

さて、日常的、あるいは伝承的意識の限定化の働きが用をなさない彼此相互の連関の拡がる、生の内面世界へ引き寄せられていく教祖に、さらに、さらに遠い先祖が生きた歴史への、神の目くばせが、客人神の言葉に託されてなげかけられるのである。日常的意識にみずからをかたくなにするものにとっては、理解するすべもない不思議な、この事蹟の最後の節にわれわれは当面させられているのである。

次に客人大明神、近江国よりまいり、この所おさまり、八百三十一兩二年になり。墓所、氏子がそばへいたし、これを場所かえるように頼みますと申され、私聞きおき。

客人大明神は、宗教学的には、古くからある客人信仰の流れの中でとらえられる。客人とは文字通り、外から訪れてきたものという意味である。客人神の社は、特に各地の海岸地帯に多く、嵐などのあと、海岸に打寄せられたり、漁網にかかったりする人の死骸、仏像、お札、珍らしい魚具や岩石等が社にまつられたものといわれている。^(注19) 教祖の住んでいたあたりは、寛文九十年^(一六七一)に干拓されるまでは崎の海辺であったので、昔そのあたりに札が流れていて祀られたという伝承があっても不思議ではない。^(注21) しかし、それが八百年昔であった^(注22)、近江国から流れてきたということは実証するよすがもない。とはいっても、そのお札に「客人大明神」とか「客人宮」とか、またそれに関わる神名が記されていたとすれば、昔の人々が、近江の日吉神社の客人宮とのある結びつきを想起したことは考えられる。このように宗

教学や民俗学が明らかにしているところから考えてみれば、この「客人大明神」のことも、あながち突拍子もない語り草ではないのである。

そのような由緒の伝えられた社を、いつの頃からか大橋家（八兵衛の出所^二うしる本家）が株内の社としてまつたのである。^(注23) その神は、大橋家につながる家（大橋・古川^(妻)・川手）の守り神、民俗学でいわれる「一家氏神^{いっけうじがみ}」の性格をもっていたといえよう。そうしたことから、教祖は、八兵衛によって興された川手家の相続人として、その祭りに年々に参与し、当然、客人神についての伝承は聞きおよんでいたのである。われわれが解かねばならないのは、そうした客観的な事実ではなくて、そこからの意味である。

それを考えていくについて、「氏子がそばへ墓所いたし。これを場所かえるように」という言葉に注意しながら、まず客人神の言葉を読みかえてみよう。▲遠い昔に、この土地へ客人神が住居を定めた。人々は社を立て、神の住まう場所として、このあたりを清浄に保ってきた。ところが、大橋家にかかわる先祖たちが、いつしかその土地の一部へ、勝手に墓地をかまえてしまった。神にとっては、墓地は不浄であるから、他の場所へ移してもらいたい。▽ここには、当時の庶民信仰の土の香りが限りなくただよっている。しかし、その意味を、教祖の信仰展開の道筋のなかで思慮させられてみると、客人神の言葉は、単に伝承的知識の確認と、その土地の現状に対する問題提起としてのみでなくて、内面世界での問題提起として、教祖に聞き受けられたことが明らかとなるのである。この事蹟の頃の教祖の信仰内容からすれば、長い道程が横たわっているが、明治六年八月十九日の項に、次のような神の知らせを教祖は記している。

天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々の巡り合せで難をうけ。^(注24)

ここには、人の住まい生を営む世界一切の依って立つ究極的な場が示され、そうして、さらに、その場へと目差しを届かせず、その場との関係に生きようとしぬ人間の勝手さ（自己中心的な、自己維持的な生の相）への根本的な吟味がうな

がされている。それとの関係で考えると、客人神の頼みに、われわれは後の信仰内容へと深められる端緒を把握できるのである。そのように把えさせられてくると、「墓所氏がそばへいたし」という言葉は単に過去の事柄の指摘ではなくて、数えうる世代を超えて教祖の生に関与している先祖の問題性の提示としての意味をもってくるのである。

具体的には、川手家の中興の先祖八兵衛の、さらに遠い先祖が、神の社のそばへ、あたかもみずからの所有している土地であるかのように、勝手に墓地を構え、教祖も、神の土地に対してのその勝手な振舞いに気づかず、当然のように養父や子供たちの墓をかまえてしまっていたのである。その振舞いは、過去の事柄ではなくて、内面の世界では教祖みずからがその責めを生きねばならない歴史的な問題として、ここに提示されてきているとはいえないだろうか。このように考察させられてくると、一見いかにも庶民信仰の香りをあざやかに匂わす客人神の頼みも、教祖が生涯かけて掘り深めていく内面の世界と連がり、結びあわされていることが知らされてくる。「私聞きおき」とそっけなく結ばれた言葉から、神との新たな関係のあり方によって広げられていく内面の領域での、また新たな教祖の歩みを聴きとれはしないだろうか。

あ と が き

教祖生涯の信仰歷程からみると、四十二才から四十五才にかけての信仰、特に四十五才のそれは、諸神諸仏を崇敬し畏れていた伝承的な民間信仰から、教祖独自の信仰の領域を開く移行の相を現わしている。つまり人々と共に分けあっていた諸神諸仏に対する伝承的な意識が、「金乃神下葉の氏子」としての生き方を求めるなかから問題化されはじめ、その問題を生きることを通して、主体的な内面的な信仰の世界が広げられ、方向づけられていく過程をこの頃の教祖に

見ることが出来る。精霊回向の事蹟もそうした過程の一つであるといえよう。

考察してきたところからも推察できるように、主体的な内面世界への移行は、伝承的な世界——慣習化された教説や儀礼のかもしれない出す世界——への単なる外からのプロテストによって成しとげられたものではない。教祖は農民の一人として、農民の生活の基盤とでもいえる伝承的な世界に、より深く根付こうとして前半生を生きている。そして、その根付く努力の道筋で出会わされた金神との関わりによって、生の内面の世界へ行き届かしめられてゆき、その世界をさらに教祖は生きたのであった。そのことが伝承的な世界のあり方を吟味することになり、また、さらに伝承的世界の内奥にひそむ真実を継承する道を開いたといえよう。その歷程の一コマとして、「精霊回向」の事蹟を解釈させられてくると、先祖や客人神の語りかけをめぐる一見俗信じみた表現と、それによって言いあてられている世界が、われわれに一つの問いを投げかけていることを知らされるのである——この変革の時代にいたって、なお、継承すべきものが残っているとすれば、それは、われわれにとって何か——

(教学研究員)

注

- 1 『金光大神御覚書』P. 34、35
拙稿「秋浮塵子の事蹟について」金光教教学研究紀要『金光教学』No. 8・P. 9 参照
 - 2 『金光大神御覚書』P. 36、38
 - 3 家督相続ということを法的に言えば家族集団の支配権と財産権をうることといえる。しかし、当時の人々の心情からこのことを見ていくと、われわれは宗教的な意味を見出すことが
 - 4 児玉幸多『近世農民生活史(新稿版)』吉川弘文堂P. 216参照
 - 5 『金光大神御覚書』P. 7・L. 4、P. 54・L. 1、6 参照
- できる。いかなれば、家督を受けることは、封建社会における制度上のこととしてのみでなく、柳田国男が「先祖と子孫との間の交感」の役割をうけもつことと述べているように、家の歴史を生きて将来へゆずり渡す責めを負うという心情世界の出来事でもあったのである。『柳田国男集』vol. 10 P. 22 参照

農村においても、当時は家の格式が共同体の中で大切な意味をもっていた。その格式を一層飾る意味をもってか、それぞれの家の由緒が語り伝えられていた。川手の家の由緒も、教祖から聞いたという藤井きよのの口碑が記録されている。

(教典編纂委員会資料 No. 797)。家の格式を高めるために付加されたとみられる事柄を捨象すると、その資料からも、川手→赤沢→川手という家の推移を読みとることができる。

- 6 『金光大神』別冊、註釈 P. 21～29、P. 30～31 参照
7 同右、P. 38～40 参照

- 8 義弟靄太郎・養父桑治郎——天保七年、長男亀太郎——天保十三年、長女ちせ——嘉永元年、二男楨右衛門——嘉永三年にそれぞれ病死している。また嘉永三年から四年にかけ飼牛二頭が斃死した。「金神七殺」の俗説にかなうかのごとく、教祖は七墓築いたのである。

- 9 『金光大神御覚書』 P. 24
10 『金光大神』別冊 註釈 P. 67
11 高橋正雄『われを救える教祖』高橋正雄著作集第5巻、P. 65
12 古老聞き書き(高橋行地郎調)

金光真整「大谷村における年中行事などについて」金光教学院研究部編『金光教学』vol. 3・P. 106—107 参照

- 91
13 『金光町誌』 P. 200—201 参照
燈明について——住居のあかりとして使っていたあんどんか

ら神棚の「お燈明杯」へスプン(小)二はいほど油を移し、そうして、あんどんから火も移していた。「燈明杯」の火は約五十分間ぐらいしかともっておらず、消えるからといって油を注ぎ足すことはしなかった。神棚の諸神一つ一つに「燈明杯」があり、それぞれに火をともししていく。それで、燈明のあかりで神棚は非常に荘厳な気配がしたことをおぼえている。なお油はなたね油を使っていた。(古老聞き書き)

- 14 この頃を端緒に、養母・妻のことが教祖の信仰生活と関わって『金光大神御覚書』のなかに記されるようになる。安政五年の諸事蹟から抽出すれば、九月の新唐臼(P. 42～44)、同じく金神一乃弟子(P. 46～48)、はだしの行(P. 48～49)、十一月の母の病氣(P. 52～53)、十二月の文治大明神おゆるし(P. 53～56)などである。家族のものは、教祖の信仰生活に身近かに接して、信心の道づけを得、教祖はまた、家族との関係で生じてくる問題によって信心の方向を確かめることにもなる。教祖の信心展開と家族の生活との関係を明らかにする視点から、「母・妻共」呼び寄せられた意味を他の事蹟とのかかわりのもとに考察する要がある。

- 15 備後鞆の津にある祇園宮(沼名前神社)から守札を受けて教祖は祀っていた。この神は疫病を司る神とせられていた。「金光大神」別冊 註釈 P. 63—64 参照
16 『金光大神』(縮刷版) P. 44 参照

- 17 『金光大神御覚書』P. 54 ~ 56
- 18 拙稿前掲論文『金光教学』8 三章参照
- 19 柳田国男編『海村生活の研究』P. 324
- 20 土谷博道「客神の一研究」『宗教研究』vol. 142 参照
- 20 『金光町誌』P. 18 ~ 34
- 21 金光真整 前掲論文(二) 金光教学院研究部編『金光教学』vol. 4 P. 106 ~ 107 参照
- 22 「八百三十一両二年」の端数三十一両二年については、本号所載、竹部教雄の研究論文注釈8を参照のこと。
- 23 金光真整はその祭りの様子を次のように報告している。

- 24 「九月四日・五日に教祖のお宅のすぐ上に祀られていた、マロウドサマ(客人神様)のお祭りの日。四日が宵祭り、五日がデノヒである。教祖の家の川手家と北どりの大橋家と、南どりの古川家とが氏子である。(この三軒は大橋家が本家である。それでこれをモトヤという。)この社はずっと古くからあったらしいが、石造の小祠にすぎなかった。四日に祠の前に幟をたて、御神燈をお供えする。また四日の夜株内の人がモトヤに集ってマロウドサマを祀って拝み、モトヤが費用をだして御馳走をだし、昔ばなしなどをやる。」前掲論文(二) 同誌P. 103 ~ 104
- 『金光大神御覚書』P. 161

信心・布教・政治

—— 金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈 ——

澤 田 重 信

まえおき

明治六年二月十七日、大谷村戸長川手堰(以下、戸長と略す)は、金光菽雄(金光大神四男)を呼び出し、「神の前を片づけよ」と命じた。金光大神はただちにこの令に従った。こえて三月二十日、戸長は「金神様お厨子出し、内々お届け」してよい、と伝え、金光大神と戸長との間に応答の交わされたあと、金光大神はものごとく厨子を奉齋し、二十二日より従前のごとく布教に従った。

93

本稿はこの事件について、金光大神自身が記述した「御覚書」に従い、金光大神がこの記述にこめた意味内容を明らかにせんとするものである。研究手つづきとして、金光大神の記した一つ一つのことばを解釈していき、この解釈をおして、その時点その時点で、金光大神がなにを、どのように問題にしていたか、そしてそれはいかなる金光大神の生き方によるものなのかという点を把握し、そこから記述の意味内容に迫ることとする。

第一章 金光大神お広前ひき——問題の迫り——

一つ、川手戸長より萩雄呼びによこし、早々まいり、神の前かたづけと申しつけられ、同人帰り申し候。すぐにお広前かたづけ、荒れの亡所に相成り候、新二月十八日ばんの七つ時。かたづけしだいに戸長へ宅吉届けやり。旧正月二十一日にあたり。二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様より、力落さず私に休息いたせと、仰せつけられ。同ばんに門の鳥居をとり納め。

戸長の命令は、金光大神の布教資格にかかわつての、布教禁止の通告であった。この通告に先立ち、「小田県の触書のこと聞き、神職立たんと申し、家内中心配仕り候。」(寛一¹⁴⁹)と、家族も世間の風聞を耳にしているが、戸長の右の指令の根拠になつたものは、明治四年五月十四日の太政官布告に小田県^①として結論を出した小田県布達であつたと考えられる。^②

六年二月のこの時点に至るまでに、金光大神は、浅尾県の通達(明治四年十月十五日)——右太政官布告に従つたもの——によつて「神職ヲ廃セラレ候、但神勤ノ儀ハコレマデノ通タルベシ」と、既にこれまで有していた神主職という布教資格を失なっているのである。その意味で金光大神はこれまでの法令の推移をふまえ、戸長の指令をお上(支配筋)^③の公の指令としてごく自然にうけとめたと思われる。

金光大神のお上へのかかわり方をみると、その態度は、当時の庶民の感覚がそうであつたように「お上へご厄介かけぬようにする」^④ことであつたといえよう。今日的なことばでいいかえれば、お上のあり方がたとえ権力的・高圧的なものであつたとしても、お上とは人間生活を秩序だてる働きであつて、その秩序をこわさないようにすることが庶民の

義務と考えられていたことであろう。また、この時代のお上のうけとめ方は、お上というものは上から一方的に働きかけてきて、それをどううけるかということでのみ考えられる性質のものであったのである。さらに金光大神には、当時の村社会の共同生活の体験や布教資格取得についての体験がある。^⑤そこから、制度なしに人間の労働や生存が安全に保たれうるかどうかということが、事実として問題になっていたであろう。これらの点を考えるとき、金光大神からはお上の命令を拒否したりあるいは抵抗するというようなことはでてこないであろう。ここに戸長の命令をただちにうけて「広前をひいた」理由があると考えられる。^⑥

お上の働きについて、右のようにみていたとしても、他面、金光大神はお上の働きに沿って動いていないという事実もある。

明治政府は祭政一致路線を敷き、神道国教化政策をとった。そして神社制度をその方向に沿うように改革していった。金光大神が、もし、布教資格を失なわないようにすることを第一に考えていたならば、この明治政府の政策に沿って（わるくいえば利用して）神官職あるいは教導職になる道筋があったと思うのである。神仏判然令の結果として、金神社神主という資格を有していた金光大神は、その資格ゆえに大谷村の神事に携わることが村民から求められた事実がある。この村の動きに従っていったら、神社制度の改革が行なわれたとしても、神官職の保持はあるいは可能であったかもしれない。だが、金光大神はこの村の動きから身を退いている。^⑦明治政府は、国民教化のために教導職制度を設けたが、これについても金光大神は「教導職ではいけん。教導職にまぎらわしきことせず……」^⑧という態度であった。以上の二点を考えるとき、金光大神は、神官としての働きや教導職のあり方が、金光大神の布教と実質的にも形式的にも無縁のものであることを感じとっていたとみるしかない。

かくて、金光大神の当面した事態は、金光大神自身が、布教資格を失なうに至ってもやむをえないようなあり方をしってきたがゆえに生じたものである。金光大神は布教資格の存続だけに問題をみていないのである。明治前までのところ

(少くとも明治四年までは) 金光大神は金神社神主なる資格で、その信ずるところを自由に伝えることができた。だが、そのような布教はもはや許されなくなった。いまお上は、布教禁止というもつとも尖锐な形をもって金光大神に臨んできたのである。この意味で、二月のこの事態は、金光大神に全く新たな問題性を投げかけてくる。^⑨ 金光大神はお上との関係の生み出し方のわからなさの前に立たされたのである。ここに「力落す」といわざるをえない一つの意味があるろう。

そしてまた金光大神は、布教禁止の事実には、単なる一身一家のことだけでかたづけられぬ問題があることに心を痛めていたのである。「力落す」というところには金光大神の出世の信心の実態がある。すなわち、各地出社もまた官憲の圧迫にあい、例えば笠岡出社(齋藤重右衛門)は布教放棄の旨を誓約させられ、高畑弥吉は他宗に属して布教するのやむなきに至っている。^⑩ そして、出社の信仰内容も、祈念祈祷が重んじられ金光大神の伝えた信心とは違ったものになっている面が見られるのである。^⑪ そこでは、金光大神の信心よりも、金光大神の把握した新しい神の力が尊ばれる。すなわち信心とは、祈祷によって神の力をひきだし、それによって人間の幸せを得ようとするものであるという従来の考えとなんら変わらないのである。いま、布教が禁止されたということは、金光大神の教えを伝えるルートがなくなったことである。今までも右のごとき状況がみられるとすれば、忬(金光大神の布教)のなくなったいま、各地出社の内容はますます混乱していくであろう。そうでないという保証はどこにもないのである。ここにいたって金光大神は、神が金光大神にかけた願いが果てもなく歪められていくことを憂えずにはいられなかったのではなからうか。「力落す」には、かかる神の願いを成就しえぬ詫びの思いもこめられていよう。

右のように金光大神の思いを追ってくるとき、「神前撤去」の問題は、金光大神にとっては、金光大神個人のレベルの問題ではなく、集団レベルの問題としてうけとめられていると思われる。すなわち、この問題は、金光大神の信心を元にして成った各地出社の信心のあり方にかかわる問題である、と同時に、この問題はお上との関係で生じたものであるから、当然そこにお上をどういうものとしてみるかという問題をも含んでいるのである。これを抽象化していえば、

金光大神が自身をとりまく現実（世界）をどう理解し、いかに解決の視野をひらくかという、金光大神の世界認識にかかわる問題だといえよう。このように考えるとき、金光大神が「金光大神お広前ひき」と、自らの神号をもって一人称として使った意味が明らかになってくる。すなわち、神号とは、単なる一人格をあらわすことばではない。神号は、人格の働きと、その人格の世界認識の広さを同時ににおさめとる、いわば信心の境位を示す概念である。金光大神はかかる自身の表示の仕方をもって、この事態を生きる主体の身構えをいあらわしたとみねばなるまい。

だが、この問題へ対処せんとする主体としての「金光大神」には、まだ実質が生まれていないのである。現実のお上の祭政一致路線には従いえぬことは明瞭である。だが、そのお上との関係のとり結び方や、布教を禁止されたなかでいったいどのような道があるのかといった点々になると、一切不明といわねばならぬ。金光大神はこれらの問題をかかえ暗たんたる思いがしたことであろう。金光大神は撤去後の広前の様子を「荒れの亡所」ということばであらわした。これは、人の住まぬ廢屋を意味する。このことばの暗さに金光大神は、この時点でのいき道のわからなさを託したのではなからうか。

この金光大神の思いに応ずるかのごとく「力落さず休息いたせ」と神は教えた。金光大神はこの神のことばに胸をつかれる思いをもったであろう。事態が苛酷であればあるほど、人間は事態への対応を性急に考えるものである。金光大神にも、この対応の意識がなかったとはいえない。この意識が微妙なあせりになる。神は金光大神に、この対応の意識を一度捨てよというのである。「休息」とはいわばみずからを客観化する心の構えであろう。神は、金光大神に「力落す」自身を一度つき離してみよ、というのである。この神の意を身にうけとったとき、金光大神は、いま現にあるこの事態は、実は、金光大神自身も責めを負うべきものがあることに気づいたのではなからうか。もし金光大神が、事態のもつ問題性というものを十分に把握することができれば、そこを生きていく道はたやすく発見できるのである。そ

うなれば、惑いにはならぬ。事態をみえさせぬにはみえさせぬにかが金光大神の方にあるのである。この神の示しによつて、金光大神は、金光大神自身と迫ってきた事態を同時にとらえる視点を自身においてひらくことを教えられたことになった。その道への第一歩が、金光大神の現実への対応を考える姿勢そのものを、根本から、自身において吟味することなのであった。「休息」とはかかる問題の根源に迫る姿勢なのである。だが、人間にとっては、このような姿勢をもちつづけることははなはだ難しいことである。金光大神は、神の示しのままにかかる姿勢を持すべく心をこめていくのである。

第二章 生まれ日改めと書付——問題の受容——

- 一つ、旧正月十五日、金光、生まれかわり、十年ぶりにふるへ入れ。おさし許しくださいされ、生まれ日改め。……
- 一つ、天地金乃神、生神金光大神、一心に願、おかげは和賀心にありという書付いたせいと、仰せつけられ候。

金光大神は撤去ののち、神前に唐紙を立切つて引籠り、控の間で静かに祈念の生活を送っていた^⑭。そして神の教えた休息という生き方は、次第に内実をもってきた。

旧二月十五日(新三月十三日)、神は「生まれかわり、十年ぶりに風呂へ入れ」と、金光大神に命じる。元治元年六月十日に湯行水差止めがあつて十年経てのことである。金光大神はこの示しをうけて、みずから「酉の歳一才」と記した。生まれかわりとは全く新しい人格になることである。風呂に入ることは、その意味で金光大神の新生の湯浴みであった。こ

の新生の自覚はなにを語っているのであろうか。

金光大神は、なにか致命的なこととして、気づかねばならぬ過ちを知ったようである。すなわちそこでは、全く思いもかけぬものが、金光大神を縛っていたのである。その正体は、金光大神にとって当然のことになっていた布教の意識なのであった。金光大神においては、信心とは、神との間で自分自身の生き方があきらかになることであつた。この生き方を人が求め、金光大神もまたその人々に応えて道を説くことに自身の生の意義をみてきたのである。金光大神は道を伝えるということの外にその生活を考えられなかつたであらう。だが、実はそこに問題があつた。信心は、伝えねばならぬものとして、そこに力が入つたとたん、自分自身が信心をより深く求めるまゝに、既に伝える意識が微妙に働く。いま深く深く自身に問うてみると、自身のものになりきっていないものを伝え、それで「氏子（人間）を助ける」ことがあたかも成つたかのような錯覚におちている。金光大神はこの自身の心の奥のひずみに気づくとき、信心とはなになのかということが根本から問題になつたであらう。くり返していえば、伝えねばならぬところの一つのきめこみがある。そしてそのきめこみがあるかぎり、自身のあり方を問うことが抜けてくる。そこではどうしても、問題の解決の方に力が入り、かえつて、問題の全貌がみえなくなつてくる。金光大神はここにおいて自身の信心のあり方が根本的に問題にならざるをえなかつたであらう。金光大神は果てしなく自身が執着をもつ人間であることを知つた。金光大神は、この自身を展開せしめるには、自身のきめこみを大いなる働き（神）に依つてはずしつゝ生きていくしかないことを今更のごとく感じたと思われる。いふなればこのような関係が、金光大神における神と人との関係なのである。そしてこのことこそ、布教禁止という事態のなかで基本的なこととしてまずわからねばならぬことであつた。

かくて酉の歳一才という生まれかわりは、人間とは基本的にどのような生き方をするものか、を求めること、すなわち、自身の凡夫であることを徹底して自覚することを意味しているものである。なぜならば、もろもろの執着はこの凡夫に徹しきれぬところに生まれるものだからである。だが、凡夫とはいま気づいてみれば、自身の信心の最初からの人

間の有限性の自覚であった。この意味では、自身が凡夫であるということは、金光大神にとって判りすぎるほどのことであつたはずである。しかし、この自覚が、この事態のなかでは働きをしていないのである。¹⁰ここに、金光大神は、人間の立場だけでものごとを究めんとする危ふさをあらためて味わつたことであろう。ここに「生まれかわらざるをえぬ理由がある。かくして、金光大神は、自身のよって立つ根源(神)をどこまでも求め、そこからの光を自身の生き方の上にうけることを願うのであつた。¹¹そしてまた神も、金光大神の求めに応じて、神の内容を深めていく。

やがて、神は「天地金乃神・生神金光大神、一心二願、おかげは和賀心にあり」と書付けることを命じた。この書付は、金光大神の信心の端的な姿―信心の要諦―というべきものであろう。

神は初めてみずからの名を「天地金乃神」と金光大神に示すこととなつた。そして神は金光大神に、神と金光大神との離れ難き関係を教える。書付にあらわされた信心は、天地金乃神との関係を生きていくことで、そこにさまざまならわれがみえ、そこから広やかな世界が開けてくる、という神と人との関係を物語るものである。いふなれば、金光大神が「生まれかわり」において凡夫の自覚にたつた、その信心の基本が、かくのごとく、自覚的・具象的に、この書付に表明されたといえよう。

同時に、この書付は、金光大神に生神金光大神の自覚ということであらためて問いかけてくるものでもあつた。およそ生きるということは空にはありえない。そこには必ず具体的な行為がともなう。神は、金光大神に、なにをするのかと問うているのである。そしてその行為は、金光大神にとっては、神の願いを伝えることをおいてはないのである。だが、それは、布教禁止という閉ざされた事態のなかでのことである。そのゆえに、金光大神は、この事態のなかでの生神金光大神とは、いったいいかなる存在のしようを示すものであるかを求めざるをえなかつたであろう。そして、そこにあつた答は、布教ができるかできないかということではなくて、布教とはなにかを根本的に問い直すということであ

った。この金光大神の心の伸張を以下に記そう。

金光大神は、元治元年正月朔日の神伝にあるごとく、「天地乃神が宮へ入りておっつてはこの世が闇になり……正真・氏子の願・礼場所」と、金光大神の神にふさわしい祭祀のあり方を求めていた。だが、金光大神の教えを伝えるには、これまでにおのずから神前奉仕という形ができており、神主職という資格があった。結果的にいえば、これらが強力な前提となつて、金光大神の信心の内容にふさわしい形を生むことを妨げていたのである。形というものはいったんできると、それ自身が力をもつから、これを破ることは容易でないのである。

いま、この形がお上によつて閉ざされた。そして、金光大神は凡夫としての素裸の自身を省みたとき、かえつて純粹に神の願いをうけとめることができたのである。この書付が端的に示したものは、生神金光大神の存在すること自体に天地金乃神への信心があるということであつた。すなわち、金光大神において、生神金光大神としての信心がいよいよゆるぎなきものとなること——これが書付の中心の眼目であつた。要は、布教ができるか、できないかではない。金光大神の生き方が生神金光大神としての信心になつて、いるかどうかなのである。布教の道は確かに閉ざされた。だからといって、信心をすること自体はとめられてはいないのである。大事なことは、どこまでも天地金乃神を信心するものとして、その信心を貫いていくことなのであつた。布教とは、単なる人めあての問題ではない。基本的にいえば、自身が信心になることに原初の意味があるのである。書付はこの根本に立帰つて、かかる意味での布教者としての自覚をもつことを金光大神に示したのである。

そしてこの問題の溶かし方がおのずからに布教の新らしい方向を生み出すこととなつた。問題対処への基本態度が培われたとき、解決の方法は自然にその態度につれそつてきたのである。金光大神の執着とらわれがはずれたとき天地金乃神への信心は、信心をすすめる形ということでは、神前奉仕とか資格の有無にこだわるものでないことが開示されたのである。金光大神は、のちに市村光五郎に教えて、「……若し上から沙汰あつたら、拝むは神官ぎり、私は話をしており

ますといえは兎角いうものはなし……」^(筆。点)といった。ここに金光大神の信心は、話という形をもった。したがってこの信心のすすめ方は、神の礼拝を中心にした既成の宗教の觀念をこえているのである。かくて金光大神は、現実の法に従いつつも、その法の適用の範圍をこえた信心のすすめ方をひらいたのである。金光大神の信心は法の対象になりえないものであったのである。

第三章 内々ではいたしません——問題の展開——

一つ世話方八右衛門、出。戸長より、金神様お厨子出し、内々お届け申しあげるように申しつけられ。家内中は喜び。私は、内々ではいたしません、お上様、お役場へご心配かけては相済みませんと、世話方へ申しおき。早々八右衛門、川手戸長へまいり、金光、内々では心配ながら拝まん、と申します。また戸長申され。あんまり、金光、ていねいすぎてどうならん。止めたもわし、拝めいというもわし。お上もはじめはきびしゅう申しつけられ候。小宮どもはとり払いになるうかと思ひ、ま、少しはごゆうになり。おひざ元に、大仙稲荷じやあ普請もでき、拝みよるから。金神様も、人がまいりても、拝んでやらんと、みな力落して帰ると聞く。悪いことせんのだやから、人の助かること。またなんとか、心配あるようなら、此方へごさたあるから、何事でも申してやるから、心配はないと、申され。拝みがかりなり。またまた、さらに願うと骨がおれる。さようならと申し、私も得心仕り候、新三月二十日。世話方川手保平殿まいり、私へすすめられ。私、あなたのお身がわりに立ちてあげます。ご心配かけ申さずと、申し下され候。私も、氏子助けに出るからは、^{みなさまへ}あなたへご心配と申し候。

三月二十日、世話方森田八右衛門が訪れ、布教再開許可の戸長の内命を伝えた。森田のことばを聞き、家族の者は喜び合った。「神職たたん」という心配がこの戸長の内命でとりのぞかれるのである。だが、金光大神は戸長の措置をすぐうけなかった。金光大神は「内々ではしない」という態度をとり、その態度のでどころを「お上様、お役場へ心配かけてはすまない」というふうに示したのである。

金光大神は「内々」ということばから、戸長の布教許可が戸長単独の判断という匂いがすることと、この措置が一時的・暫定的なものでそこに確とした根拠がないことを感じとったのではなからうか。

前者からのべれば、金光大神の布教するということ自体にすでにお上や庄屋の様々なとりはからい・配慮があり、そこから金光大神は自身の動き方そのものが、いわゆるお上へ世話をかけるあり方になっていることを知っていた¹⁹。それだけに、金光大神は「心配かけぬ」ようなあり方することを考えていたようである。だが、人間というものは苦境に立てば立つほど、苦境からすくい出そうとする働きが加わってくると盲目的にその働きにすがってしまう。そして、そのすがったことで相手がどうなるかという点は案外問わない。そこでは自身の立場だけが問題である。人間はつねに自己中心的なあり方をする。しかし、金光大神は、家族の心情を無理からぬと思いつつも、布教ができるかできないかという事柄だけでなく、布教のでき方を問題とせざるをえなかった。戸長が、いま戸長単独で裁量をなしたからといって、戸長という立場²⁰からいって、戸長自身はなんらお上からおとがめをうけるものでないであろう。だが、「内々」という戸長のいい方では、戸長の上の支配筋の意がわからない。戸長の単独の判断であるかぎり、金光大神の立場からいえば戸長に負担をかけて戸長の働きを利用することになるのである。

次に後者であるが、金光大神はみずからの信ずるものがお上に届くというか、公に認められることを求めている。つまり、布教するについて、「お上がかなう」という問題を重視していたのである。金光大神は自身の信心について、慶応三年十一月二十四日の神伝に「…神の助かり氏子の難なし。あんしんの道おしえ…」とあるごとく、信心をはずして

人間の生活の根拠はないという確信をもっている。しかもその信心は、明治元年九月二十四日の神命に「天下太平諸国成就」「総氏子身上安全」の幟をそめて立て」とあるごとく、世間に隠れて行なう秘事ではないのである。だが、信心がそのごときものとしても、信心を伝えるという点になると、現実の法の規制が厳然として存在する。それだけに金光大神は、戸長の内々といった真意がどこにあるのかがわかりたかったであろう。

かくて、「内々でしない」といったところには、金光大神が、お上の働きをどこまでもお上の働きとして尊重し、お上の働きによって自身もまた正當な位置を与えられることを願っていることが現われているといえるであろう。「内々」というのは、その性質をいえば隠しごとであって、その意味で互いに負担感を感じつつなにかに遠慮しながら生きていくことになる。金光大神は、これがごまかしの世界であることをよく知っていたのである。

この金光大神の態度は戸長にひびいていく。「内々でしない」ということばは、うけとめ方のいかんでは、「便宜を計ろうというのに好意をうけぬ」として反撥されても、仕方のないものである。しかし、戸長はどのように金光大神の言をとらなかつた。戸長は八右衛門に自身の措置の根拠やこんごのことを示しつつ、「金光丁寧すぎてどうならん」と金光大神への批評をも伝えたのである。

「丁寧すぎる……」といういい方は、金光大神の態度への感嘆とともにどこか戸長の戸惑いの感情がある。つづいて、戸長は、「止めたもわし、拝めいというもわし」と、自身を押し出している。金光大神の戸長への接し方が、戸長の立場をこう表白せざるをえなくさせたといえよう。戸長のこのような表白のあるところに、かえってとりつくるわねばならぬなにかがある。戸長の言は、戸長の行政の態度に関連があるのではあるまいか。

戸長はその職についてわずか一年である。この点を思うとき、戸長はその職分を過ちなく遂行することを第一に考えたであろうことが推測される。金光大神は、法的にみれば、無資格で法網をくぐっている神官ともみえ、また呪術信仰

禁止の令^①にふれる祈禱者ともとれる。これはあきらかに禁令に触れる人間である。金光大神の布教資格は深津県時代から問題になっていた。^②ここからいえば、処断を下すのが当然のことである。だが、金光大神はすでに十数年布教実績を重ねてきている。この重みのあるものを否定し去るのであるから、戸長はためらいをおぼえたであろう。このような事情のなかで、戸長は神前撤去を命じたのである。そのとき戸長は、金光大神からなにかの反問があると思っていたのであるまいか。だが、金光大神は「門の鳥居をとりおさめ」て布教のシンボルもはずすという徹底した従い方をみせた。戸長は金光大神の態度に驚きをもっていただろう。そしていままた、戸長の便宜に対して「内々でしない」と答えた。金光大神は戸長の常識の外にいる人間であった。かかる種類の人間に対しては対処の仕様のわからぬものである。戸長の「どうならん」はその困惑の表現であろう。そして同時にこの金光太神に負い目を感じたであろう。

確かに「お上は厳しゅう申し」てきた。それゆえ「小宮どもは取払いになろうかと思った」。その判断に立っての措置である。だが、その措置の仕方は、いま政治状況の推移をみれば、戸長の権限において、金光大神の無資格のままでの布教をそのまま認めておくことができたかもしれないのである。この思いにとりつかれたとき、戸長は自身の措置の仕方が問題になったであろう。戸長はこの重苦しい気持ちからぬけ出る道を探していた。その道が「大仙稻荷……」という適当な事例によって開かれることとなった。

戸長は金光大神に布教の再開をすすめ、関連して三つのことをのべた。戸長のことばでいえば、(一)「わるいことせん のじゃから人の助かること」(二)「心配あるなら私へ沙汰がある」(三)「さらに願うと骨がおれる」というものである。

戸長の右の言は、金光大神に次のごときことを認識させた。(一)に關しては、「人の助かること」という戸長の言から、金光大神の信心・布教の願いが戸長に届いていることが察せられたのである。そして、金光大神はここに「上がかなう」ということの実質内容を見てとったのではなからうか。(二)に關しては、戸長としての職責を明確にしえたのである。「私

へ沙汰”ということは、戸長の措置の仕方をはつきり示したことである。戸長のこの立場があるかぎり、“内々”といながら、この措置は戸長の責任においてのことであるから、それ自身公的資格をもっているものである。さらに“大仙云々”の事例もあり、お上の措置の根拠自体流動的である。このような状況であれば、金光大神の布教資格にかかわって、かりに問題が戸長に及んだとしても、戸長は周囲の状況や戸長の権限をたてりに釈明しうるであろう。したがって、金光大神の布教再開は、なんら戸長に責任をかぶせることにならないのである。(三)は“さらに願うと骨がおれる”という布教資格再取得の難しさである。金光大神は戸長の言から、この困難さをあらためて知ったであろう。金光大神は、既成の実績にのって布教をつづけていくことに、以後の布教を挫折させぬための新たな意味をみた。すなわち、金光大神は“力落して帰る”信者の動揺をみるとき、生神金光大神の布教が現実、目にみえる姿をもって厳然として存在することの重要さを思ったであろう。現実の法によらぬかぎり、布教は十全になしえぬ。法をはずれば、そこにはたちまち様々な圧迫がある。これを考えたとき、金光大神は戸長の措置の現実的効果を十分くみとったと思われる。

金光大神は“さようならと得心した”うえで、布教に再び踏み出していく。“得心”したのは、金光大神がお上の働きの実態とそこに十分の根拠のあることをみてとったからであろう。そしてまたこのことには、お上の働きに即して金光大神が自身の立場を崩すことなくつらぬいていけることを感得した気持が同時にあらわされている。

この金光大神の戸長へ示した態度は、世話方との間でも貫かれている。保平は、金光大神の身代りにたつといった。保平も金光大神の身に迫った事態の厳しさがわかっていたわけである。普通の場合、苦境のなかでかかる理解者に出会うと、ともすれば同情や慰さめを誘い出すような仕方で立ちふるまおうとする気持が動くものである。だが、金光大神は、他の人間に事態の困難さを分けもってもらおうというような姿態をいささかもとっていない。金光大神は、行先になにが起きてくるか不明のなかで、“氏子を助ける”のは、あくまで自身の仕事であってこの仕事は誰も代りえないし、

またこの仕事のために誰をも利用してはならぬという姿勢を堅持している。金光大神が、保平殿というふうにとくにあらたまったいい方をしたのは、このようないい方をする事によって、自身の生き方を正さんとしているといえるであろう。⁽²⁵⁾

第四章 お上へ出ても実意をたてぬき候——問題の意味——

旧二月二十三日、お厨子出し、おまつり仕り、御礼申しあげ。氏子願いのこと、お届け申しやり。私三十日休息いたし。二十四日、右のとおりに、はかまかけて出。

一つ、お上へ出ても、実意をたてぬき候。以上。

旧二月二十三日(新三月十一日)金光大神は、再び厨子をまつる。金光大神は「三十日休息いたし」と記しているが、休息とは、撤去の折の神の教えであった。このことばのあることから、金光大神は、布教禁止という事態のなかを文字どおり休息という態度で過し、心乱すことなくひたすら信心の内容の充実に身をうちこんできたということがわかる。

いま、金光大神は事件の経過を記しおわり、事件を通った自身の姿勢をふりかえって、「お上へ出ても実意をたてぬき候」ということばで結んだ。このことばは、金光大神自身がこの事件対処の態度に与えた意味内容でもある。

金光大神はお上へ出ても……と記したが、お上との対応ということでは、ここが初めてではない。明治三年九月朔日、浅尾藩は出社神号を差止めた。⁽²⁶⁾さらに四年には、金光大神が出社の者らと結託して強盗を働いたという噂が流れ、事の真偽を確かめるべく浅尾藩の検察があった。しかし、これらのケースには「お上へ出ても……」という意識はない。

したがって、この記し方に、金光大神が、お上の金光大神へのかかわり方にこれまでとの性質の違いをみていることが現われているといえよう。既にみたごとく、お上は金光大神の信ずるところそれ自身を問うようななかかわり方をしていた。しかも、そのお上は金光大神に金光大神の存在を否定する力を感じさせた。お上へ出ても……にはこの力にさらされている緊迫感がある。保平が感じたごとく、金光大神のお上への対し方のいかんでは、お上の直接的問責があつても仕方のないものであつたらう。その意味で、事實はそうでなかつたが、金光大神は「お役所によびだされて白洲にすえられた」というほどの思いをもっていたのではなからうか。

金光大神はこの事態をあらわすのに、「お上へ対し」といったお上を向うにいたいあらわし方をしていない。金光大神には対し方だけが問題ではなかつたのである。金光大神は、問題の性質と対し方を同時に表現しうるようなお上へ出ても」ということばを使ったのである。ここから考えるとき、この布教禁止という事態は金光大神によって、その信心・布教の根本に係る問題としてみられていたといえるのではあるまいか。

金光大神は右のごときお上に、なにを支えとして対したのであるか。金光大神はそれを実意だと示した。では金光大神の事件の通り方のどこに実意の實質があるのであろうか。以下、三つの面でこの実意を問うてみたい。

一つは、「内々でしない」とか、保平へ「ご心配かけて……」といったところにあらわれているように、行為のあり方が正直だったかと思ひやりが深いという表現ではあたらぬものがあることである。金光大神のこのあり方は、神官職や教導職にならなかつたあり方につながっているものである。金光大神は自身の信じるところをいささかも歪めていない。金光大神は天地金乃神への信心を根本にすえ、その筋に歪みを与えるようなあり方が働いてくるとその働きから身を退かせるのである。金光大神は自身の信念として持っているものを十分にうちだして事態に対してきたのである。

二つは他との関係の保ち方である。金光大神はお上との関係でいえば、その関係を自身の方からは切らなかつた。金光大神はどこまでもお上との関係を求めた。お広前をひいたのも、戸長の布教再開の内達をうけたのもお上の働きを求

めてのことである。お上は金光大神を拒否してくるものであった。だがたとえ向うから拒否されても、こちらが拒否しなければ関係を求めていくことはできるのである。この姿勢が、書付となって結実するのである。このように考えるとき、金光大神はお上の働きと金光大神の信心・布教との関係が互いにどちらの働きをも否定したりそこなったりしない関係をもつてなりたつていくことを求めているといえよう。さらに、この性質をいえば、どちらの働きも、どちらかに従属させられてはならぬということであろう。

三は、問題への密着の度合いについてである。金光大神は戸長の令をうけて、それ以上は従いようがないという方向へ徹底した。金光大神は全く布教をしなかったのである。金光大神は、政治を自分とは別の世界のものとしてはみなかつた。自身の生活の内容としてその政治の働きに従って生きていった。実意は、この意味では、問題の解決にのみ力を入れることでなく、問題ものごとそれ自身を生きるということに心をこめることであるといえよう。

金光大神は、実意をたてぬきと動的な表現をとったが、ここに金光大神が右にのべた生の局面に充実した内容を与えようと心をくだいてきた日々があったことを知るのである。かくて、この事件は、金光大神においては、自身を根底から拒否する異質の働き（政治）との関係を自身がどう生きたか、という問題としてとらえられているといえるのであるまいか。

結 び

御覚書明治六年の神前撤去の事件について以上のごとく解釈をほどこしてきた。稿をおわるにあたって、金光大神の事件の通り方をいま一度解釈者が学びとることとして、中心点と思われるものを一、二感想的に記しておきたいと思う。

まず、神前撤去↓休息↓生まれかわり・書付と至る過程における金光大神の問題の把握の仕方についてのべる。

金光大神は、お上の命令をそのままにうけた。お上に対してなんらの抵抗意識もない。金光大神には、お上によって自身の立場が侵されたとか迫害されたとかの意識はなかった。だが、お上の令に従って生きていこうとすると、現実には生きる道はなかったのである。このような場合、迫ってきた問題を前に据えて、それに向って抵抗的に対すれば、その限り確かにその問題性は明らかになるし、問題との間に緊張が生じるであろう。金光大神の場合は、このような緊張とは性質が違うのである。

金光大神は金光大神に向ってくるものについて、それを間違いだとか正しいとかいう判断をさきにしたてて、そのものに対していない。そのもの動きをそのままに認めているようである。そしてどこまでもそのものとの関係を求めている。つまり、問題を外に置かず自身の内へとりこむのである。かくて、二つの働きが、金光大神のなかに同時に存在する。だが、とりいれたものは、金光大神のもの、と本質的に性質の違うものであるから、直接的になじみあえぬ二つの働きの間に当然緊張が生まれる。金光大神はこの自身の内部にある緊張関係を生きていくのである。このような問題の抱え方においては、それぞれの働きの性質が根本的に問われざるをえないであろう。やや具体的にいえば、神前の撤去を命じられて、金光大神は布教の道がなくなったと思った。だが、そのように思ったのは金光大神自身なのである。本来にそうかどうかは、金光大神自身が、戸長の令を受けて実際に、その事態を生きてみないことにはわからぬことである。金光大神が右のことに気づくとき、事態をみえさせぬものが自身の方にあることを知り、そこから、金光大神の信心内容が明らかにされることとなった。かくて金光大神はかぎりない生の可能性を感じとったであろう。

右は、金光大神に即してみたものであるが、戸長に関して金光大神の内容をとらえらるとつぎのごとくいいえよう。

戸長は「とめた、とめない」といったとき、そこでは、「上が厳しゅう申してきた」と、とりつくろいに心が傾いていた。いうなれば戸長のこの態度は、取扱いについての仕方がどうであったか、という行政的レベルでの責任に関する

ものであろう。だが、金光大神が、政府の施策にのっとって布教資格を得ようとしなかった点を見ると、性質としては、戸長の責任のどころ——宗教統制という政治のあり方——が問題になっている。もとより、金光大神には、明治政府の宗教統制が抽象的に理論的にわかっていたわけではない。政府の方針に沿えば、天地金乃神のおかげのはなし（覚¹¹³）ができない、ということが、生活事実として、体験としてあっただけである。金光大神は、おのずからに、金光大神への神の示しでいえば、上がかのうて立てばその方の宮」といわれるごとく、かなうというところにある政治レベル——信教の自由——の問題として事態の中を生きただのである。金光大神は戸長と次元の違うところで生きていた。

この事件をふりかえるにあたって、金光大神が、ときの権力に抗しえたかどうかという問題として考えることは、金光大神の真意からは遠いであろう。金光大神は政治というものかもしだしてくる状況をまともなうけとめて生きただのである。金光大神のこの事態のなかでの生き方をみると、金光大神は己れの信心にさえもとらわれていない。そこにはなんら固定的、ドグマティックなあり方がみられない。まして、政治の働きによって信心を曲げるといふことはしてないのである。金光大神は政治との関係をどこまでも深く生き、そこからその信心と布教の根本をいよいよ明確なものに仕あげていった。そしてそこに生まれた内容が、結果として、お上（政治）のよって立つ根拠を問うるものになっていたのである。

（教学研究所所員）

注

達参照。

- ① 県の移動については『金光大神』別冊所載の年表参照。
- ② 金光教学—金光教学研究所紀要—第四号（以下紀要と略）、橋本真雄「出社の成立とその展開」（上）六九頁掲載の小田県布
- ③ お上ということばで直接意識されていたのは役所である。徳重浅吉（『新精神史研究—六九二—三頁』）は、Reign するものと Govern するものとは、この当時は同じものと考えられてい

た、という。つまり、役所は権力の象徴でありかつ執行機関として意識されていたわけであろう。お上とは、役場を先端とした支配の筋、という考え方であったといえよう。

④ 金光町須恵櫛田与志代氏（明治二十七年生）より聴取。

⑤ 金光大神は村の公用（羽飛脚、堰番、堤番等）に用いられることが多かった。そこから共同社会への義務（つとむ）の重要さを身をもって感じていたであろう。また、白川家の神拝許状をうけることによって修験者等の金光大神の布教に対する口実を失なわせている。

⑥ 金光大神の信心の形成からいっても、現実生活のきまりに従うということが重んじられてきている。そしてまた現実の生活をよりよく生きていくことが、中心の問題であった。したがって、お上の令に、抵抗・拒否するというにはならない。

⑦ この経緯については『金光大神』別冊所載の寂光院文書、永代御用記の記事参照。ただし、この文書にある事実が果して事実であったかどうか問題である。金光大神が実際にこの奉仕に従事しておれば、なにかの言い伝えがありそうなものだが残っていない。当時の村の事情から庄屋によって金光大神の名目を借りるとき措置が企てられたとも考えられる。また、金光大神の信心から考えると、この神官職に就くことは、村の年中行事を主宰することになって、そこから、金光大神の信心にはない神社自体のもつ忌穢の信仰をいやおうなく負

わされることになる。こういった点を考えても、神官としての慣例が金光大神の信心とそぐわぬものがあり、当然これに對して消極的にならざるをえなかったと思われる。神事からのごく自然な身の退き方からこのことを感じる。

⑧ 紀要第五号で橋本氏が紹介している。この事實は、明治十三年頃のことで、時間の前後という問題は考えていない。なお、をおいたので、時間の前後という問題は考えていない。なお、教導職については、『金光大神』別冊中の「教導職」を参照。金光大神のお上との関係は、明治前までは、金光大神は布教資格を得るといふ方向で考えてきたと思う。その限り、元治元年正月朔日の神伝にあるごとく「天地乃神には御上もなしその方にはお上もあり……」というように、信心とお上の関係が明確にされている。お上のもっている本質的な性格（宗敎統制）は変わらないとしても、明治に入ってから、お上の方から金光大神に向って行くという逆の方向になり、金光大神はこの問題を考えることになったと思われる。この限り、問題の緊迫感が違っていよう。六年のこの問題は、その極点である。

⑩ 青木茂「笠岡金光大神」一〇〇頁、及び田淵德行「岡山以東地区に於ける教祖時代の伝道状況」（金光敎学四集一三九頁）参照。

⑪ 紀要五号橋本論文三四頁。

⑫ 金光大神は一人称として通常私を用いている。金光大神を一

- 人稱としたのはこのほかには御覚書一頁「金光大神生まれ所は……」以外にはない。
- ⑬ 神号の意味については、紀要四号橋本論文（四五―六頁）に「……歴史的人格者の取次活動にあらわれてくる神の働きに対する称号……取次の働きをうけて人間が助かっていく、信仰の進展向上の段階であり、かつ取次者としての働きの実態の表現……」とある。これを筆者の立場でいいかえてみた。
- ⑭ 小林鎮「本教における総代世話係の史的考察―教祖時代のお世話係の話―」金光教徒昭和一七・四・一号。
- ⑮ 金光大神がかかる信心を体認していくのは、実弟香取繁右衛門との関係を通してであると考えられる。
- ⑯ 金光大神の自覚は、金光大神が当面した問題に即して成立しているようである。例えば、四十二才の凡夫は病氣という事柄に即して人間の有限性が徹底して問題になっているもの、四十五才九月以降になると、この凡夫には歴史的生という自覚が加わってくる。
- ⑰ 明治六年三月十三日、神は「金光生まれかわり……」とさとしたあと、子女に対しても、「一、反物あっても仕立な。時の流行があるから。一、縞木綿はすな。一、白木綿、吟じていたし、ためおきよし。一、売木綿はすな。」とさとしていた。ここには、衣服本来の機能（熱さ寒さを防ぐ）をともしれば見失ない、裝飾的あり方の方へのみ心をうばわれ、それによつて自己を誇示しようとする人間の心が問われている。神は、
- たえず、ものごとの根本はなにか、と問うている。
- ⑱ 本資料は、教典編纂委員会資料一五〇。同じ趣意で、市村光五郎のもの（二五二）に、「村の戸長が喧しう云うても、誰が喧しう云うても、内信心でござる。貴方も帰んで信心をなされ、と云へ兎角はなし……」というのがある。
- ⑲ 紀要二、三号所載の小野四右衛門日記に、文久二年三月蓮行院、七月智教院との折衝が記されている。また金光大神は、白川神祇伯へ神主職補任申請の折、領主蒔田家の添翰を乞うている。
- ⑳ 明治五年の小田県布達に戸長の権限につき「莊屋名主年寄等都テ相廢止戸長副戸長ト称シ是迄取扱来候事務ハ勿論土地人民ニ關係ノ事件ハ一切取扱候様可致事……略」とあり、新政府として新しい秩序をうちたてるために土地や従来慣例を重んじていることが伺える。この点、戸長としてはその権限にのっとり、金光大神の布教について、いまま少し判断を下すのをおくらせえたかもしれない。
- ㉑ 明治六年一月十五日教部省達第二号に、梓巫市子憑祈禱狐下ケ等の所業禁止の件があがっていて、呪術的信仰が問題になっている。（明治以後宗教関係法令類纂―監修文部省文化局、宗務課―一五六頁）
- ㉒ 「金光大神」別冊（年表）によると、副戸長小野慎一郎は、神社山林取扱い（社寺領上知令―明治四・正・五太政官布告第四）の件で、旧浅尾県大属平田慎作と協議、また、金光大神の神官身

- 分戸籍（戸籍法）の件で深津県当局と会談している。この報告は当然戸長に届いている。
- ⑲ 笠岡大仙院のところにあった稲荷社か。
- ⑳ 戸長は、旧神官としての身分をたてりに金光大神の布教を認めていることがうかがえる。
- ㉑ 金光大神広前で同じく世話方であった森田八右衛門には殿をつけていない。金光大神が、役職の違いで人間に上下をつけたと思えぬ。したがって殿とつけたのは保平のことばの内容にかかる表現をとらざるをえぬものがあつたと考えた。
- ㉒ 神仏分離の令（明治元・三・一八）に「一、中古以来某権言或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以テ神号ニ相称候神社不少候…略」とある。権現、明神、菩薩以下の仏号に因んだ神号の廃止が命ぜられ、出社神号もこれに類したものが与えられているから、この令にふれたのであろう。ところが、神号は信心の境界を示すものであるから、性質からいって、信仰の内容が規制せられていることになる。また、金光大神は戸籍に金光大神と届出たが、神は陣にかえられ、金光大陣となっている。これも右と同じ性質の問題をもっている。
- ㉓ 平凡なことばでいえば、共に助かるとか立行くという関係が求められていることである。大淵千仞氏はこの内容を「……人間の触れ合いには相手を殺し、損うような触れ合いにもなるし、相手を育て助ける働きをするために自ら犠牲になるという関係も成りたつし、又同時に、自らの育ち助かる働きの

もなるようになりうるものである。あいよかけよで立行くといふことも、自らが助かると同時に相手が助かる。自分と相手との触れ合いが常に相手を助けるという関係において行なわれるといふことを意味していると思う……」（昭和三四年教学研究研究生入所式挨拶―記録研究所）といっている。

金光教学第八号正誤表

（行数の太字は後から数えてのもの）

ページ	段	行	誤	正
41	24	9		
上				
5	7	4	何事を一心に 「此方には油れな」 十年の行事としの	何事も神を一心に 「此方には油入れな」 十年の行事としての

『金光大神御覚書』の解釈 —— 教祖とわれわれ ——

ま え が き

われわれは、自身の存在とその営みをどこに基づかせ、どう方向づけようとしているのか、という問いにいかにか答えることができるか。この時、教祖はわれわれにとっていかなる意味と位置をもつのか。教祖にはじまる生神金光大神取次の道は、教団に個人に具体的に受け継がれあらわれてはいるものの、それらの内容を統一性をもった道の働きとして自覚的に体認していることとするとき、それは教祖の信心の姿を明確に把握することによってこそ、はっきりとされるであろう。即ち、ここにおいて教祖とわれわれの関係についての根源的な課題は、原初的かつ最後の問いとして、教学研究者にとってはいっそう大切なものとしてどこまでも問われていくことが必要となるのである。

現代の社会においてわれわれがその生を創造的に営んでいこうとするならば、教祖が何を求めようとして、何を考えどのよう動いたかとの問いを間断なく投げかけることによって、その糸口をみつけだせるであろう。同時にまた、われわれはわれわれ自身の信心生活のなかで、この問いの中身を体験的に認識していくことによってこそ、その創造性をあらわしうるであろう。教祖とわれわれの関係を問う課題について研究者は性急に答えをだすことはできない。むしろ、それを問う姿勢のなかこそ、教祖研究の必然性、また教学研究における御覚書研究の基本的意味を体得する土壌が醸成されるであろう。

教祖に関する研究は、過去、教祖伝記奉修所（昭和二十二～二十九年）、金光教学院研究部（昭和二十一～二十九年）、教

制審議会（昭和二十四～二十八年）等の組織において行なわれてきた。昭和二十九年十一月、教学研究所の設立と同時に、これらそれぞれの立場においてなされた業績は当所にひきつがれ、教祖研究も本格的にとりすすめられることとなった。昭和四十一年度から、共同研究体制の確立をめざして、第二・四部としては、御覚書研究を部の基本課題に据えて、教祖研究の一面を開拓することとなった。爾来、教学研究を学問的に、かつまた、本教教学独自の領域と態度・方法で構築しようとする過程で、従来の教学のあり方、方法論に反省吟味を加えつつ、そこから主体的な教祖研究の内容と姿勢をどのような地平に求めることができるか、との問いをもちつづけてきた。

その反省の一つに、宗教に関する一般諸学問がするような、宗教を分析的に説明するに必要な課題、例えば神、人、救済、祈り等の問題が教祖のところではどうなっているか、というような問いの設定のし方では、われわれの研究はよりよくなしえないということ、そこからわれわれの姿勢としては、御覚書を見るにあらゆる前提をはずして、そのままに読み、そのままにみる必要があるということ。二つに、信仰をもつものとして、ややもすれば独善的前提をもつ護教的態度から、教祖の言行を盲目的に受け仰ぐということになりがちなどころがある。こうしたあり方にチェックがなされ、研究的な問いをもって教学的な御覚書のみ方を会得していくということ。三つに、研究者の問題意識、現代的な問題関心を無吟味のまま性急に御覚書にもちこむことによって自己流の教祖像を捏造することになることの反省、等の問題を提起し自己吟味してきた。

こうした反省吟味のプロセスにおいて、われわれの教祖研究のあり方として、教祖を追体験する意味において、御覚書の事蹟を解釈し、われわれ研究主体と教祖との結びつきを可能にできるのではないかと考えた。この方向で実質的な研究をすすめてきて、ここに今なりの主体的な研究の姿勢として追体験的方向を教学のなかに位置づけつつある。

第二・四部としては、共同研究体制を志向してここ二、三年来、われわれ自らの動きの内容を反省吟味し、御覚書研究の方法論上の省察を加えるべく教学研究所総会にのぞんできた。そして総会で発表、審議、検討がなされたものをうけて更に、部内において討議した。この討論をもとにして、われわれの研究をいっそうおしすすめることと、また教内外よりの示唆を得ることを目的として作成編集したものが以下の内容である。ここに、われわれが過去の教学研究の反省からどのような実際の動

きをしているか、又そのプロセスにおいてどのような問題を更に提起しつつあるかを具体的につかんでいたかと思う。

なお、編集の段階において、編集者のもつ教学上の課題や視点をもとにして選択、補筆しつつ整理している。従って、発言の頭にある司及び、**A B C D**は、構成上設けたものであって、特定の人をあらわしているものではない。又、本編を作成するうえで資料としたものは、第二十二、二十三回研究所総会記録、昭和四十二、四十三年度研究発表及び研究報告等である。

御覚書の性格

司 まず、御覚書の性格を、その内容との関連について。

A 御覚書は、教祖が明治七年十月十五日(旧曆)に「一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだせ」(御覚書・一七二頁)という神からのお知らせを受けて執筆されはじめたものである。執筆の意図や目的、表現について、人に見せようとか後世のために教えを残しておこうとして記されたものでないということを、大淵千仞師は無目的であり、かつ表現においても純粹であると言っておられる。その言われんとしているところを手がかりにすればよいのではないか。(注1)

B それから、昭和三十二年十月に関東教区で高橋正雄師が講話をなさったなかに(金光教報、昭和三十三年六月号)教団に御覚書が出現してくるいきさつから説明を起して御覚書の性格にまで

ふれておられる。(注2)

司 大淵師が言われる無目的というのは、思いつくままにもかも書いてあるというのではないだろう。そこになにか選択がなされているように思うが。

C むずかしい問題だが、御覚書に「金神方角恐れること、無礼断り申したこと、神祇信心いたしたこと」(御覚書・一七二頁)とあるが、この内容が綴られてあることには違いない。

A その内容がどういふものであるかという、私がつかんでいるところでは、教祖が自身の生涯を自ら筆にしたこの御覚書は、いわゆる生涯の足跡を記すというような自叙伝ではないと思う。書かれようとしたものは、教祖が自身の体験した事柄だけではなくして、事柄を通してそこに働いているものというか、体験のなかで働いているその働きそのものです。これを中心に記されている。抽象的な言いかたになるが、体験した事柄にあくまでも即した記述をされながら、その実、書かれようとしているものは、基

本的には事柄の経過や結末、それを経て開けてきた心境とかではなくして、そのみちゆきのなかで神と教祖との関係で働いている信心の姿が記されているのだと思う。

司　もう少し具体的にその執筆の意図などから。

D　神はなぜ御覚書を執筆するように命じられたか、教祖はそのお知らせをどのように受けたか、という問題を今直接問題にすることはできないのだが、そのことを考えていくについて明治七年という時代状況を考慮にいれておく必要があると思う。明治六年に政府からの通達で、布教するには教導職を受けねばならないという、いわば宗教統制があった（「金光大神」別冊・一二一―一二三頁）。これで諸宗派、教派が明治政府の支配下に組み入れられることになった。けれども教祖は教導職を受けなかったので一時は布教を差止められるということになった。こうした状況のなかで、神の願いを貫こうとするとき、自身の信心の中身を全体的にはつきりとさせることの必要に迫られるものがあったのではないか。自身の今まで生きてきた内容、神とのかかわりのなかで生みだされてきた信心の姿をいっそう強く、より自覚的に把握しなければならぬという状況において、神からの御命として御覚書執筆の要請があったと考えられる。

C　そういう状況のなかで、教祖自らの生き方、神との関係のあ

り方、そしてここまですにおかげを受けてきた生活の内容や問題性というものをもう一度はつきり吟味し省察することとして筆を執ったと考えられる。従って無目的といっても、そういう筋あいのものがあつたのではないかと考えられる。

司　御覚書の性格を考察していく側面として執筆の意図を時代状況との関連でも考えねばならないという大きな問題点が提起されたと思う。次に、御覚書のかかれ方、表現のなり方からくる性格についてはどうか。これは教祖の信心の性格とも関連させてみなければならぬが。

B　一言で言えば、神との関係において書かれているということ。自身の信心をとらえて表現するのに、単に教祖独自の知性や意志でのみなされているのではなく、おかげを受けた体験が生まれるにあたってはもちろんのこと、その体験がどういう体験であつたのかを吟味し把握していくにあたっても同様に神との働きあいによって書かれている。

司　例えばどういう個所にそれがみえるか。

B　端的には安政二年の「ここまで書いてから、おのずと、悲しゅうに相成り候。金光大神、其方の悲しいのでなし。神仏、天地金乃神、歌人なら、歌なりとも詠むに、神仏には口もなし。嬉しいやら悲しいやら。どうしてこういうことができたじゃろうかと

思い、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりたのえ。また元の書き口を書けい。」（御覚書・二四〇―五頁）の部分や、安政五年十二月の神伝のなかの「私養父親子月並びに病死いたし、私子三人年忌年には死に。牛が七月十六日より虫気、医師、鍼、服薬いたし、十八日死に。月日かわらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろかもなし。神仏願ひてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮し。天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。このたび、天地金乃神様お知らせください、ありがたし」（御覚書・五四―五五頁）というような述懐。これを読むと、教祖が後年自己の体験を追体験的に吟味し表現していくことが、神との働きあいによってなされていたことがよくわかる。

A われわれが信仰体験をうけてその体験の吟味をする時、どうしても人間的なものです、すなわち自身の主観的な解釈だとか意識だけでおこったり、又そこに何らかの感情が入らざるを得ない。それが教祖のところでは神との働きあいのなかで吟味され表現されているということはどういうことなのか。教祖の信心は、神からの一方的な啓示というようなものを受けての動きでもなく、又自らの力に依っての動きでもない。たえず自身の生の根源を神とのつながりでとらえ、そこから自らの動き、生きてきた「道」

をたずねるといふあり方で生きていくというものであったから、御覚書を執筆する時にあたって、おのずと以上のような信心の筋あいが出てくる。神と共に、神と深いところで語りいつつなされていくということが言える。

司 明治七年に書きはじめられたこの御覚書が、自身の過去のできごと、その状況、心情、境位をそのままに書きあらわされているとしても、執筆時の教祖の信心の内容境位でもって過去の諸事蹟を意味づけたり、あるいは位置づけたりしているのではないかというような疑問が起るが、そういう意図なり目的はなかったか。

B 意図・目的という言葉の一般的な意味で説明しうるかどうかの問題だが、御覚書が神のお知らせによって書かれたということが、人間中心的というかわば人間のはからい、これを越えているということができる。従って自己目的なものではない。過去の自己の動きの意味なりその生涯における位置を問うということがあっても、そのこと自体が、神との「あいよかけよ」の関係でなされ、しかもそれが表現になっているということ、これが何より大切な中身ではないか。

C われわれの行為には、あとからふりかえってみたとき、あの時にああもすればよかったころもすればよかったという思いで反省させられるものがつきまとうが、教祖の生にはそういう動きが

みられない。その時その時がそうであるよりほかはない動きかたになっっている。それでいて、それがそのままでは認させることにならないで、次を生みだすことになっっている。御覚書にはそういう生が克明に書きつづられている。そしてそれは書かれかたのうえにもあらわれていると思う。われわれの自己の吟味のしかたは、ややもすれば、否定か肯定か、悪か善か、粗か精かというひとつの価値判断にかかわってなされやすいが、教祖においてはそれが、中身をありのままにどうか、そのままに表現するとかたかちをとっている。教祖は自身を「凡夫」で「わからぬ」ものだという。神は教祖を「その方はいきどき」「実意丁寧神信心のゆえ」助けてやったと言われる。ここを教祖は自身を否定し、神は肯定しているのだという具合に解釈してしまっただけではない。「凡夫」でわからないものだとするのは、そういう自己を担ってなお生きねばならないという自己省察の言葉だと思う。ありのままを書くということとは、自身でひとつの価値基準を置いたり、意味づけをするということでは生きられない世界を把握表現することであると思う。従って、これは、たえざる信仰主体の確立を目指す方向のものであり、それによって何かをしようというような性質のものではない。

B 従って、御覚書を通して明らかにしようとしたものは何かと

いうと、教祖自身の背後にあつて、教祖を根源から支えている神とかかわりあいによって生まれてきたもの、いわば信心の働きとでもいうか、信心の実際、中身、内容であろうと思う。だから例え自身の体験を意味づけ位置づけるということがあつても、そこに信心の働きの貫流しているといわねばならない。

司 大淵師の言われた「無目的の純粹性」という御覚書の基本的性格も、以上の話との関連で更に吟味検討を加えて研究をすすめることがある。

対象化の問題

司 次に、御覚書の研究が第二・四部研究課題として設定されているが、御覚書研究の基本的な姿勢については。

A 御覚書がわれわれの研究対象ではあるのだが、教学研究であるからには、御覚書を対象化してはいけない。

D 研究というと、知るものとしての *subject*、知られるものとしての *object*、という主体と客体をおいた上で成立するのが諸科学における方法である。ここでは知るものと知られるもの、見るものと見られるものの距離が設定されるということになる。距離が設定されるということは両者が固定されねばならない。教学

の場合はここに問題が指摘される。教学の方法論上の問題としては、われわれの生と、教祖の信心、研究主体と御覚書これら両者を固定できるかどうかの問題である。

A 具体的に言えば、教祖の信心を向う側においてそれを対象的に研究していくという態度では、教祖の信心と研究者の信心とが別立する。従って、ややもすると、教祖の信心を借りて研究者の考えや思いを開陳するという主観主義的研究におわりがちになる。そうでなければ一方、教祖の信心をただただ純客観的に分析するというような客観主義的な研究におわってしまう。従来の教学研究の実際として、以上のような態度、方法でなされていたところがある。けれども、これだけでは他の一般学問と何ら変わりがない。諸科学で信頼されているのは学問的理性である。教学研究は、それだけでなされてはいけないとの反省がここ数年にあった(研究所紀要・第八号、彙報)。

司 教学研究の独自の態度、方法とは。

A それは以上のような研究の方法をけつして軽視するのではなく、むしろ、そういう態度、方法がどこまでも駆使されることは必要なのだが、それだけではないということです。われわれがする御覚書研究というのは、あくまで御覚書が対象なのだが、歴史的遺産としての資料、典籍として扱われるだけでは大きなものが

欠ける。即ち御覚書とわれわれは働き合うものとして関係しているということ、研究主体が研究客体に働きかけると同じく客体が主体の生に働きかけるという関係がある。

C 御覚書のなかの教祖の信心を対象化してしまったのでは、教祖の信心の生きたいのちにまで眼が届かないばかりでなく、研究者のいのちにも何ら得るところがないのではないか。ではどういう地平を開くかというところ、御覚書の研究ということが、そのまま教祖の信心体験の中にわれわれが生きていることと根源的につながり、さらに、教祖の信心そのものをわが身に体得することになるということではなければならない。

司 平易に言うと、教祖といっても、われわれの生活に働いてくれる教祖、真に助かっていく道を開いてくれる教祖でなければならぬし、そういう関係を成立させるようなつながりをもつということなのか。

C そういう関係をもつには、自身が生を受けたというところにすでにはじまっているということのはらりが必要だ。われわれの生というのは信じるということと同時に、信じせしめられているところがある。信じせしめられるから信じるといってもいい、そういうものとしての存在を自身の現実の生として目覚めることが必要だ。この自覚に立つてこそはじめて、教祖がその信

心を吟味したものと書かれた御覚書、これを研究していかなくてはならないという必然的要請が、真にわれわれの内から主体的に起こってくることになると思う。

御覚書解釈 ①

— 追 体 験 —

司 教学研究の基本的な態度として、研究対象を対象化しないということは、われわれの場合御覚書に即するという研究態度になると思われるが、その方法的吟味をどのようにしているか。

B 教学の態度、方法を吟味するとき、実質的に研究をすすめるプロセスにおいてたえず、自身は何をどのように理解しようとしているのか、との原初的問いに立ち帰ることが必要だ。特に御覚書について教祖を研究する場合、教祖の何をどのようにつかもうとしているのかという問いの大切さである。

D 教祖研究の場合、教祖の生きた時代社会の状況は、現代とあまりにも違っている。習俗、慣習、思考基盤その他あらゆる問題が全て違う。そうしたなかの教祖の何をつかもうとするのか。ひとつには、教祖を偉大な聖人と仰いで、その思惟や行動の様式内容を現代に価値づけるのではなくて、教祖がその時代状況のなか

で体験した本来的な生きる道としての人間の生のあり方をつかむことに主眼がある。更に、教祖において体現された信心の内容や働きを、研究者個々の現実の生のうえに体得していくことがぬきにできない大切な基本要素である。

B そういう研究の基盤をどのような地平で可能にするかといえ、われわれは一応「追体験」という方法をとっている。教学が「学」である以上、学問的自覚と方法的統制が必要であるから、あらゆる学問的方法を駆使して教祖の信心の内容にアプローチしていくことは当然で、こういう客観的方法と同時に、内観的方法とでもいうか、研究者個々の関心、現実生活のなかで問題化されているものをもって教祖にかかわっていく方法がある。けれども教学は単に認識の問題だけを扱うのではない。研究生活がその生をどのように生きていくことを願うかということを目指している。ここに目覚めると、それに合う方法も当然必要なわけで、それを主体的方法とでも名付けてみるなら、この主体的方法の具体が追体験である。

C 私の研究の実際から言ってみると、図式的には、はじめは、あるものとしての自己という主体とあるものとしての教祖という対象をたてておいてそれがいわば一方通行でAからBへという方向をもって御覚書を読みっていくことになる。そうしていくうちに自

分だ、教祖だと思っているものがだんだんあやしくなってくる。御覚書を何度も読んで玩味していくうちに、今までこれが自分だこれが教祖だと思っていたものが崩れてきて求めきれなくなってくる。そうなるでも実際はなかなか自分の意識を捨てたりできるものではなくて意識をもって読まざるをえないのだが、できるだけ今度は教祖に即そうという態度をとりはじめ。今までは頭で教祖とつながっていたが、それだけではもの足りないし、教祖そのものの信心の姿は明確に把握できない。そこで教祖の信心の体験の中に、自分自身の生が根源的につながりをもつ方向で求めようとするとき、教祖の体験を自身の生活の実際の場で追体験的に導入してくる。導入するといっても教祖を理解するための方法的でなくて、そうせずにはおれないものとして追体験し、そして教祖の信心の働きの内実をつかもうとするわけだ。

C 追体験的に教祖にせまって解釈していく過程で、今までの自己、今までに理解していた教祖像がどんどんくつがえされてくることは私の場合も同じだ。くつがえされてくることにおいて、いっそうはつきりしてくる。私のはつきりさせられる程度で教祖が、教祖がはつきり理解できる程度で私自身が理解できる。

A 私の場合も、大筋今いわれた方向と同じだが、教祖の生活の中身を自分の生活のなかに置いて生きてみる。教祖のそれをわれ

われの生活にとって同じような意義と性質において問題化してみる。で、この時に注意しておくことは、今まで教内で言われてきた教祖の信心は実意丁寧神信心だとか、お上(為政者)に対して一步を置いて接して来たというようなその他いろいろの今日までの見解なりを捨てて、さらには教祖の信心の内容、その時その場の事蹟のなりゆきから結末までも、一切未知のこととして新たに想像的に立ってみる。そうして第一歩から御覚書の一々の事蹟を綿密にみていくことにおいてこそ、教祖の生き方の意味と重さが私のところにかろうじて、動態的に浮びあがってくると思われる。

御覚書解釈 ②

— 事蹟解釈 —

司 そこで、具体的な研究作業として、御覚書へのどういふかわり方をしていくかといえ、事蹟の解釈という方法をとっている。教祖と研究主体との生命的つながりを求めようとしてとられたこの方法でもって、御覚書中の教祖の信心生活に省察を加えた論文、レポート、ノートは、二年余で二十数編にのぼっている。

そこで、事蹟解釈に入らねばならなかった問題性なり、事蹟解釈そのものの内容はどうであったのか。

C それは先にも言ったことだが、御覚書をおして教祖の信心体験のなかに、われわれが生きていることと根源的につながる問題を見、さらに教祖において体現された信心の働きを自身に体得しようとして志向するところからである。そうなるにはわれわれの研究はやはり、御覚書に記された諸事蹟に即して追体験的に一つ一つ厳密にみてその内容の把握につとめねばならないということになる。

A そもそも、人間というものは関係において生きるといわれている。われわれが人と根源的なつながりを持つとうとするなら、まず、その人の身になり、気持ちになって理解するという姿勢をもたなくては関係できないところがある。教祖の信心をこの身にうけたいとするのはわれわれの共通の願いだ。それで、平常はなんとなく教祖と関係があつて信心していると思ひながら、よく自分と教祖との関係をみてみると、教祖は予想外に遠い存在だと映ってくる。それだけに、真に温かみのある身近な存在という感じをもつには教祖の生の中身を逐一おつていかねば、親近感もてない。それが解釈という方法をとらざるをえなかった理由の一つだ。

B 抽象的ないい方になるが、御覚書にはなにが書いてあるのか、この原初的な問いになかなかはっきりした答えを出せない。それでもかくこの問いをもちつつ何度も読んでいくうちに、私はこういうことに気がついた。これは、教祖の信心の道筋、生きられ

た世界がコトバ、**コトバ**になつていくということ。今までこんな明白なことがなかなかわからなかった。それで御覚書研究の第一歩はまず**コトバ**の研究からはじめねばならないという考えにおちついた。

司 **コトバ**といっても、御覚書の**コトバ**の背後には教祖の体験がある。両者の関係をどうみるのか。

B 一般的にいつて、人間には自身の経験や体験の過程で、その内容を表現したり吟味したりすることがたえずある。逆にいえば御覚書も同じで、表現された**コトバ**が一見いかに平板で簡単であっても、その奥にかけがえのない体験の世界がある。しかもこの体験というのはそれ自身が表現せざるをえない力という働きをもっているのだ。御覚書の**コトバ**がわれわれになにかを訴えてくるといふのではなくして、むしろその**コトバ**の奥の広がりや深みをもつた体験の世界がわれわれを動かし、われわれに何かを訴えてくる。こういう考え方から御覚書のまとまりのある一くぎり一くぎりを事蹟とよんで、その事蹟の解釈を**コトバ**の研究を入口としてすすめていった。しかし**コトバ**の研究だけで事蹟解釈ができるとは思えない。体験の世界そのものの姿、さらにその意味なども当然問題になつてくる。

C **コトバ**の研究といわれたが、解釈をすすめていく過程で私は自身にたえずいい聞かせて自制禁欲していることがある。それは、

コトバの研究は、それをすすめていくと、教義解釈の研究にまでいかなくは承知できないことになる。生神金光大神とは、天地金乃神とは、難儀とはというような教義の解明に性急になる。もつといえ、コトバをコトバで説明することに陥ってしまう。しかし、本教の教義というのは教祖によって体现された道による生き方、そのものなのです（金光大神・刊行の言葉）。だからわれわれとしては教祖の事蹟々々の状況下における動き、思考、体験を克明におつていくという解釈がどうしても必要である。

A 私も、あくまで個々の事蹟の厳密な研究の積み重ねが必要だと思う。しかも、一々の事蹟はその場その場での教祖の生の実際であると同時に、生きた全体の中の一コマでもある。個々の事蹟は相互に関連をもった全体の一つである。例えば大患の事蹟（安政二年）は三十七才前後の事蹟及び四十五才の精霊回向の事蹟、同年十二月二十五日の神伝等との関連をもちつつ大患における教祖の動きを究明しなくては、当事蹟そのものの理解はついたようであっても、前後あるいは全体と照らし合わせた場合、解釈のいきすぎであったり言い足りないことがあったりする。

C 教祖は四十二才の大患の時、神にお断りをする事で新しい境地に入られた、とよくいわれますが、これも本質的にはけっして違いはしていない。けれども教祖は生涯のあらゆるところでお

断りをしている。しかもそれはたとえば三十七才も四十四才も違った状況下だし、ちがった条件が働いている。そのちがった状況下、条件下でのお断りがその時その時なりの教祖の生き方をひらいていくのに具体的な働きをしているわけだ。

従って、われわれとしてはあくまで個々の事蹟のお断りのあり方を克明に究めていくことを通して、お断りとはどういうものかという、その全体的な意味内容もはじめてつかめるといふものだ。

D そこが、今迄の研究の実際として、一つの事蹟をそのまま教祖の全体像のごとくに扱って普遍化してみたり、あるいは教祖の信心の境地とか御教えをとりあげて抽象的に説明していくという傾向があった。こういう今までの研究の実態の反省の上になつて、われわれは御覚書を解釈するとき、一々の事蹟に細かくしかも厳密に即し、教祖の言行の過程、道筋をなぜそうなったかというふうに追いながら内容の理解にせまり、かつそれを全体像との緊張関係において把握していかなければならない。

司 事蹟解釈をすすめていってよく主観的研究や客観主義的な研究におち入りやすいということがいわれるが、具体的にどういふことがおこるのか、例えば今日に生きているわれわれが持たざるをえない現代的意識、課題と御覚書研究の態度との関係についてはどうであろうか。

A 現代に生きる研究者の現代的な感覚・思考方法、そこにある問題意識や課題意識をもって性急にそれを教祖に尋ねて解答を得ようということが強烈になると、そういう研究者の問題の仕方的人性急さ強さはややもすると教祖を捏造することになるし、その結果、現代的に着色された教祖像をつくりあげてしまう。

C 確かにそういう危険はある。現代に生きることが、人間・神・国家・社会・変革・闘争・救済というような問題の解明をたえず要請してくる。従って、研究の当初から、例えば教祖は明治六年の布教差止め（御覚書・一五一―一五五頁）の時にお上に対してどういう対処の仕方をしたのか、救済の問題は教祖においてはどうかであったのか、というような課題をそのまま覚書に持ち込んでみるという態度には問題がある。いわゆるそういう先見的な問題、課題意識は、かえって正確な教祖像を浮かばせない。このような研究態度がややもすると主観的研究になりやすい。

A 従って、先程いわれたような方向で事蹟における教祖の動きを忠実にみていくことが大切だと思う。この作業を地道にすすめていくところから自ずと現代的な諸問題に答えていくみちがひらけてくるであろうし、又、教義的、存在論的問題解明の土壌も培われる。

C 次に客観的研究についてだが、例えば「個」という概念は今

日では社会的にも位置づけられていて、そう特別なこととは考えないのだが、教祖の生きた時代では個の思想なぞ庶民の生活にはなかったし、よしあったとしても一握りの思想家のものでしかなかった。現代的な思考方法や感覚と当時のものとはずい分ちがう。従って解釈をするには、当時代社会の客観的考察がどこまでも冷静にすすめられなくてはならない。祈禱的な神仏への信心や呪術的な金神信仰という民間信仰の徹底的な分析が教祖の場合必要であることはいうまでもない。

B しかし、そういう主観的研究、客観的研究だけでは、われわれの目指す御覚書の解釈にはならない。主観的客観的研究をふまえて主体的研究ということにならねば、教祖の生きた信心をつかみえない。例えば教祖は、金神信仰をはじめ諸神諸仏への信仰あるいは社会の秩序、道徳規範のいかなる形式からも逸脱せず、むしろそういうかたちを一層徹底して打ち込んでいる。その徹底から新しい境涯を生んでいる。とすれば、教祖はそれら社会の習俗、慣習の中でどういう具体的な動きをし、更にそこに浮上する問題をどう主体的に受けとめ問題化していったのかという課題がわれわれに生まれて来るであろう。ここに至るとわれわれは、自身の生活の中に追体験的に教祖のつかまえたであろう状況からくると同じような意義、性質において問題となった事柄を問題化しなく

ては理解が届かなくなるのです。

司 以上の話で、われわれ研究者にとって教祖は、単なる認識の対象としてあるのではなくして、各自の生の問題としてあるのだということの納得が必要であることがわかった。それで、従来の研究のすすめ方の反省のうえに立って現段階として御覚書の事蹟解釈をとらざるをえない理由なり方法がでてきたと思う。

御覚書解釈 ③

— 視点とその吟味 —

司 御覚書を事蹟で区切って、各自が一事蹟へアプローチして実質研究をすすめたが、そこには視点というべきものが問題になったと思う。この視点とはどういうものか。一般の諸学問においても視点が必要だが。

B われわれは日常生活のなかで思惟し行動するうちに様々な問題にぶつかる。教学研究者にとってこれらの問題に対する感覚は鋭ければ鋭いほど強ければ強いほどよい。そういう問題感覚が研究に大きな働きをもたらすからだ。教学研究は信心生活ときりはないことができないところがあるから、各自がその学習で峻烈に意識をもった問題から、生活の中で長い間培ってきた問題、沈潜

させてきた問題まで、それらの諸問題との関連で御覚書にあたることは当然であり必要だ。教学研究する眼はあくまで生活のなかにあり信心のなかにあるということ、これをもって御覚書研究にアプローチし、又、すすめる手がかりとする。これを視点という。私は仮にこれを第一次視点と名付けているが、次にこの第一次視点で御覚書をみていくとみえないものがあることに気づく。そこで何らかのかたちで第二次視点というべきものを生んでくる。

司 具体的にいえば。

B 私が教祖の四十二才の大患が、どういう事蹟であるのかを理解しようとしてとりくむについていろいろの視点があった。その一つに歴史的背景としての民間信仰、特に金神信仰の様子を学習していった。実証的に客観主義の立場に立っているいろいろの資料にあたって時代背景をしらべ、一応のイメージが描けることになった。しかし、それがそのまま教学研究として成立しうるかどうか、なにか歯が抜けているような感じがした。そこから教祖にとって金神信仰とは何であったのかという問題、即ち教祖の生における金神あるいは諸神諸仏への信仰の意味を問わなければならぬという問題が生まれてきた。この問いに答えるにはいかに過去の事実を実証的に明らかにしたところでつかみうるものではない。教祖が民間信仰という環境の只中であって、そこに起ってくる諸問

題をその生にいかにか主体的に受けとめ動いていったか、という問題に答えるには、私自身がその問題の性質に即応する現代の状況をつかみだしてきてみなければならぬということだ。教祖の問題を今日の研究者にひきうけるというか、「私にとって金神とは何か」の問いを生活のなかで生産し自身の生をもって生きて答えていく。そうすること確かみうる問題ではないかと考える。

司 第一次視点をもちて御覚書にアプローチし、それが何らかのかたちで吟味しかえされて、第二次視点を生まざるをえないという研究の実際があったというが、その第一次視点というのはどういう性格であるが故にそうなったのか。

B 私の場合は特にそうだが、他学の学習を通してそれを手がかりにある視点に立つと顕著にあらわれてくる特徴は、客観主義的研究に終るということ。そこからこういう研究こそ教祖を把握する唯一の方法なのだという価値づけや主張が生まれて主観的な御覚書のみ方をしてしまうということ。そして自身が御覚書に投げかけた問に対しての答えを性急に得ようとするということ等がある。主観的研究も客観的研究も、教祖の立場に立っていないといふことからみれば同じだ。これだけでは教学研究にならない。

D 第一次視点をもちて解釈をするかぎり、それなりの答えはでてくるが、そこから更に先に言われたように「私にとって金神と

は何か」という問いをもってしかつかまえない教祖の信心の内容に研究の眼が向く時、これを第二次視点と呼ぶというのか。

B 私はそう理解している。第二次視点をもちて御覚書をもう一度みなおすということは、自分のかかえている問題を解くのに一見遠まわりのようであるが、それであって教祖と研究者の生をその内面において結びつける生命線のように思う。第一次視点をもちて御覚書を対象化した私が、その方向ですすめていくうちに、感覚的な言い方になるが、御覚書そのものからの呼びかけを聞くわけだ。「あなたが目指そうとしている教祖の信心の内面世界をひらくには、ここを問題にしていけ」と。ことというのは私の生活のなかを通してこそひらける問題だ。こうして呼びかけをうけて新たに問題にせざるをえなくなった視点を、与えられた視点として第二次視点と名付けてみたわけだ。

A 第一次視点、第二次視点をそのできかた、性格の違いからわけて説明してもらえて、視点がどういふものかがある程度わからされた。私の場合はちょっとニュアンスが違う。研究の実際からいふと第一次視点にあたるものは、教内で一般に言われている教団的慣習や雰囲気からくるところの、これが信心だといわれているもの、そしてそういうものに頼っていけばいかにも本教の信者らしい生き方になっているように思っていることに対するプロテ

ストである。こういう視点をとらざるを得ないのは、私がそうとっているところもあるが、金光教の歴史、教祖から今日までの動きが私にそうさせているところがある。それが御覚書に打込ませるエネルギーになる。従ってこの視点でもっと御覚書が続けてみていかねばならない。ところが、こういう問題を、御覚書のなかを持ちこんで見ると、教祖はその当時の慣習、風俗、民間信仰といういわば定められた環境のなかから道をひらいていて、それらの問題のなり方は、私のようにそれにプロテストするという姿ではない。それでなぜそうなのか、という新しい第二次視点をとらされることになる。ここでのみ方というものははじめにとらされたものより、視点を吟味しているというか、そういう視点を持たざるを得ない自身の生を吟味しているということになっている。

D 私の場合、第一次視点ということで言えば「教祖はお上」に対してどう対決していったのか」という問題意識を相当強く持っていた。そういう問い方で元治元年の神伝や、明治六年などの事蹟をみていくと、その意識にそって教祖は答えをだしてくれるかのごとくに読める。しかしこの視点を検討しているうちに私の意識で捏造された教祖が生まれつつあることに気がついた。そこからもう一度御覚書の文字を逐一おってみると、例えば「天地金乃神様より、力落さず私に休息いたせ、と仰せつけられ」（御覚書一

五一頁）という言葉の意味が問題になってくる。布教差止めという状況のなかで神に向うにどのような姿勢を教祖は持とうとしたのか、の問いの答えをこの言葉は含んでいることに気がつく。そうすると今迄のようなお上との対決という意識ではどうてい理解を許されない問題になってくる。教祖の心境をわかって私に教祖の生きた立場にたってみて、そこからお上というものをみたらどうなるか、という問いの起しかたの必要に迫られてくる。視点のうつりゆきから考えれば、少くとも以上のような意識の転換がある。

C 研究に入ろうとする時、一時的にでもあるいは意識的に抱いた問題意識でもって御覚書を見ていく。そして問題となる個所を指摘して解決のつくように問うていけば、なるほどと解決もでき、それで事蹟は明らかになったという気がその限りにおいてはする。けれども時が経ち研究が進捗するにしたがって自分の信心なり生き方が吟味されてくると、以前に問うていた問題がある意味では一人相撲であったり、偏っていた面があるというようなことに気づくだろう。少くとも自己そのものがわかってくるかぎりにおいて偏っていたことがわかる。従って第二次視点がどこからくるかといえは自分以外のところ、向うからくるとしかいいようのないものだ。今までの問いや問い方では足りないとか、自分が自分が

と思うていたものがはたして本当の自分なのかということからくる研究主体の吟味がたえず起こってくる。第二次視点がどうして得られるかという、第一次視点をそれでもって研究をすすめてきた成果そのものによっておのずとその視点が反省され吟味されたところに与えられてくる課題意識のようなものだ。両者は出どころも質も違っている。

B 第一次視点、第二次視点といっても、研究の当初から、あるいは段階的に分かれて本来あるというのではなく、実際に研究をすすめる途上で反省的に研究者の態度、姿勢を吟味してみるとそのような分けざるを得ない問題があったわけだ。つまり、研究

あ と が き

以上討議されたような諸問題を実質研究のなから提起しつつ事蹟解釈をすすめて二年余になる。その成果は次第にできつつあるが、ここに新たな追求すべき問題が生まれている。それは事蹟の意味解釈の問題がある。意味解釈は事蹟を解釈するプロセスにおいて把握された方法論上の問題の一つである。今回の討議で十分にその内容が出されていなかったもので、ここにその問題点を紹介しておく。

事蹟の解釈を事蹟の字義の訓詁注釈からはじめ、諸学問の学習と時代背景の客観的実証的考察をもとに教祖の生きた時代をイメージアップすると同時に、その時その場における教祖の心情なり境位を研究者の課題化された問いかけにそって追体験的につかもうとしてある程度の理解ができた。即ちそれなりに事蹟における教祖像が描けるのである。しかし事蹟解釈はこうし

操作上の概念とでもいえようか。研究主体がいよいよ教学研究を、その生の問題に根差したところからすすめるエネルギーを得るには、追体験的に教祖をみて、この御覚書をみることににおいて今までの自己の信心のあり方が変革され教祖からの光をうけていくことになるを考える。

司 以上御覚書研究の態度、方法について研究の実際からいろいろ述べられた。今、事蹟解釈をもっとすすめているわれわれの研究に御覚書の方法論上の新たな問題が浮上しつつあるが、今回はこれで終りたい。

た教祖像の描写だけに止まるものではない。一つの視点から導き出され、提起された課題は、教祖はいかに生の問題を生きたか、神とどのようななかかわりをもちそこからどのようなことを洞察したか、というような意味の解釈を御覚書に問いかけるのである。しかも扱う事蹟の解釈はこの問いによってこそ御覚書に深く入りこめることになるのである。この場合意味解釈は事蹟解釈をより全面的におこなうための一方法としてある。同時に、意味解釈は、その結果として、研究者の生の座標軸を決め、そのなかでどのような生の軌跡を描きうるかという、いわば生の様相の基本形をつくることとなるのである。御覚書研究を通じて研究者はたえずこの基本形を吟味し描きかえることによって、より本来的な人間の生を生きようと志向することが可能になるであろう。

事蹟の意味解釈は、又、その事蹟解釈をも吟味する。扱った事蹟と他の事蹟とを関連させてみるとその理解が矛盾していたり前後したりする場合がままある。従って教祖の事蹟を細かくみていくことはどこまでも必要なこととされるが、その事蹟の意味、問題性を問うことによって前後の事蹟との関連で、あるいは生涯を全体的に貫いている何ものかによって一つ一つ吟味しながら扱う事蹟をみなければならぬ。具体的には教祖の全体像までもうかがうということになるが、全体との関連で個々の事蹟を、個々の事蹟を究明していくことで全体像を描きかえていくという相互作業を実質的に可能にするのは、意味解釈によるところが大きい。

御覚書研究を、解釈をもってすすめてきてまだ日も浅いところから十分に方法論上の討議はなされていないのが現状である。従って、教祖と研究者の生の根源的つながりを志向する過程で問題提起されてきたこの意味解釈についても、まだ、個々の研究者の研究上での問題のなり方がさまざまである。もっとも、方法論の問題は、それ自体では学問になりがたいところがある。方法論というのは、実質的な研究の過程、操作についてのいわば吟味作用である。従ってあくまで研究の進捗をまっぴらに討議を熟させることになるであろう。

われわれとしては御覚書研究の進捗にもなっていない研究主体の姿勢・態度の省察吟味を加えなければならぬが、そのことがたとえ研究を振り出しにもどすようなことになろうとも、つづけていかねばならない課題の一つであると承知している。

注1 大淵千仞氏は「とりつぎ」誌、第一集・六頁に「『金光大神覚書』は、教祖様が神様からの御命で——ただそれだけで——別に何のためにということなしに、お書きになったものであります。人に見せようとか、後世のために教えをのこしておこうとかいうような、特定の意図をもってお書きになったものではない。

この何らの意図なしに書かれたものというものは、絶対的な純粹の眞実性をもっているものでありまして、普通に人間の書いたものの中にはその類を見ないのであります。全然他人に見せる考えなしに記す日記でさえも、よく考えて見ると、そこに、或は自分自身にいい聞かせる気持があったり、或は人間以上の何ものかに訴えようとする心が働いたりしているようであります。少くとも書き記すことによる満足感、表現慾というようものがうごいていて、そこからかく眞実が変容修飾されることになり勝ちであります。こう考えて見ると、全くの無目的の純粹性をもつ書き方というものは、本来人間にはできないことではないかと思われるのであります。であるにも拘わらず、御覚書にはそれができているのであります。ありのままの事実がそのままに、選り好みなしに書かれているのであります。正に驚くべきことといわねばなりません。

そうして、しかもそのことが、神がかり状態で無意識になされ

ているのではないのであります。はっきりした自覚のもとに、お書きになっているのであります。」と記している。

注2 高橋正雄氏はこの他に、「『金光大神』を頂いて」、下巻二〇五—二〇六頁および二〇八—二一〇頁に、次のように述べている。

「覚書は、ここで述べられているように、またとあるまいと思われる「異彩ある文献」であって、いろいろ独特なところがあると思われるのであるが、そのなかでも、そこには教祖様が、何もかも、ありのままに書きのこしていられる、それをどうみるかということが、大切だと私は思うのである。……ここでありのままにというのは、教祖様が出会われたと思われる事柄を、何もかも細大もらさず書いていられるというのではない。書いていられる事柄は、ある限られたものにすぎないのである。また書かれてある事についても、くわしく書かれているのもあり、そうでないものもある。私がありのままにというのは、その書かれてある事柄についてのよしあし、すききらいという価値判断や、取捨せんたの標準らしいものを、一つも持ちこまれないで、まったく、そのままに書いていられるということなのである。そのことは、いま、ここで、私がこのように述べても、とても、それがどれほどに、そう出来ているかということをおあらわすことは出来ないの

ある。およそ文字に書きあらわすとして、また、言葉でいいあらわすとして、こうまでにありのままにということが、どうして出来るものかと、おどろくのほかはないのである。」又

「覚書をお書きになっている、その書かれ方が、そのようであるということは、そのことだけでなく、教祖様の日々の生きられかた一切が、そのようであられたのであろうと。……………そこに大切きわまるところがあると私は思うのである。生きかた全体が、そういうことになっていく。そこに、この道の働きの大切なところがあり、人間の助かっていくということ、立行くということの、いよいよのところがある。そういうことではあるまいかと、私はしきりに思わせられているのである。……………そういうことであられたところから、教祖様は、前に述べた、神前撤去という、このような大事に出会われても、そのままそれを受けられもし、とおられもしていられるのである。そこまで、十何年もして来られた御取次のごやんでしまい、御家の生活がどうして出来ていくやらわからず、神様のおしらせも、どういふことと思うたらよいかわからぬことになるという、そういうことであるのに、それをそのままに受けもされ、とおりもされているのである。それがまったく、覚書を書いていられる、その書かれ方にあらわれている、そのままのあらわれ方なのである。そのように私には思われる

のである。それが浅吉様のこと、石之丞様のこと、そのほかのこと、何につけても、そのようなあらせられ方になっていられるのであると思われるのである。……………そのことが、そうであるとして、これはどういふことであらうか。自分をこめて、親子、夫婦の人間関係の動き、そこにおきるよしあし、すききらいの情意の価値感情、価値標準は、それぞれはたらかせながら、さらにそれをありのままに、水や電気のことのように扱っていく。そういうことであるかと思われるのであるが、どうして教祖様のところで、そういうことが出来ているのであろうか。……………それは、私はこういふところからではあるまいかと思う。教祖様は「氏子あつての神、神あつての氏子」親にかかり、子にかかり、あいよ、かけよでたちゆく、そういう生き方、生かされ方になっていられる。そこから御自分の動き、それは親子関係、夫婦関係などで、どれほどともいふようも、思いようもない複雑、微妙な動きになるのであるが、それを神の目でみることが出来る。神の働きが、そこに氏子の働きと、あいよかけよの働きあい働いていることを見られる。そこから、そのようなあらわれ方が出来ることではあるまいか。そこから、教祖様のそういうあらわれ方が他から生神様と見られ、神様と思われなさることにもなるのではあるまいか。私にはそのように思われるのであるが、どうであらうか。」

彙報

—昭和四二・四・一—四四・三・三一—

総論	一三五	教規講読会	一五九
第一・三部	一三六	文献講読会	一六〇
研究発表会	一四〇	第一部門 原書ゼミナール	一六〇
資料の収集整理	一四一	第二部門 宗教思想ゼミナール	一六一
九・十年事件資料研究会	一四一	教内時事懇談会	一六一
第二・四部	一四二	信心懇談会	一六二
研究発表会	一四四	教内各種会合の傍聴	一六二
御覚書講読会	一四六	学会講習会への参加	一六三
資料講読会	一四七	研究生の養成	一六三
資料の収集整理	一四七	教学有志とのつながり	一六七
研究報告	一四八	職員懇談会	一六七
教学研究所総会	一四八	評議員会	一六八
教統者に関する資料の収集整理	一五六	諸機関とのつながり	一七一
信心生活記録の収集整理	一五六	三十九・四十年度の反省吟味	一七二
布教教制に関する資料の収集整理	一五八	教学研究会	一七二
資料の整理保管	一五八	概説書編纂会	一七三
金光大神御覚書研究会	一五八		

本所は、昭和四十年年度後半以来、御覚書および教団史を基本課題として設定し、それを共同研究の態勢で究明することを願いました。この基本課題に各研究者がどのように取組み得るかというところには容易ならぬ問題があったが、教学研究の主体性の確立をめざして、四十二年度は各自実質研究にはいった。

このようにして研究に着手するところからあらためて明らかになってきたことは、基本課題なるものは、それ自身、全体的、立体的な構造をなしたものであり、したがって、それぞれの研究者の多角的な問題視点と、問題の根源を感得する目と、十分な資料的基礎をふまえた上で、はじめてこれへの接近が可能なのではないかということであった。そこから、研究者の有機的な関係をもつての総合的究明の道を、必然的に求めさせられることとなった。ここにおいて、基本課題というものの持っている意味が、共同研究体制が願われて以来二年余にして、研究者各々においてある程度の自覚をもって受けとめられ、求められることとなった。

かくて四十三年度は、研究姿勢および共同研究体制の確立をめざして、それぞれの視点にもとづく研究題目を設定し、実質研究の進捗に努力した。

ところで、共同研究態勢の熟成と、そこからの体制の確立には、通過しなければならぬ幾多の問題があり、いくつかの段階があることが、次第に明らかになってきた。少なくとも、研究者個々が研究者としての基礎的内容を身につけ、その個性が発揮されることなくしては、十全の共同研究体制をとることは困難であろう。しかしながら、現在の段階において幾分なりとも共同研究体制の確立を考慮のうちに入れることによって、実質研究を進めていく中での各自の研究姿勢の吟味も、一層自覚的にかつ的確になされるものと考えられる。

また、研究姿勢については、基本課題を単に自身の立場からみるのではなく、基本課題そのものの中に何があるかをとらえ、それを明らかにしていくことをおして、自身の現実に生きることの問題がより深く問題になってくることとなり、それがまた基本課題を究明する妥当な姿勢と方法とを生み出すこととなるという一応の理解を持たせられてきている。その方向で吟味を重ねていく努力は、そのまま、基本課題の基本的内容と全体構造を把握するにふさわしい研究の視点と構想を求めての共同研究体制の実質を培うものでもあると考えられる。

このように、研究姿勢と共同研究体制との二つは、相互関連的に求められ築かれていくものであるというある程度の認識を与え

られ、そのように求めていくについての手がかりとなる幾分かの実質内容が培われてくることとなった。

第一・三部

昭和四十二年度

教団史研究を基本課題とする一・三部は、四十二年度をすすめるに当って、部員各自において実質研究を促進すること、それに応ずる教団史資料の収集整理の二つに重点をおくことを確認した。各自の実質研究の促進というのは、研究をすすめる上での各自の問題とそれへのとりくみ方を明確にして研究方向を見出すということであり、そこからの実質研究をすすめる中で、たえず自己の研究の態度方法を吟味反省していこうとするものであった。

右の方針が立てられたのは、四十一年度来、教団史の概要を認識すると同時に研究姿勢の確立を意図して実施したいくつかの共同討議の場において、部員各自の願いのかけ方、姿勢のちがいが明確となり、共同討議形式では、部としての研究基盤を培うことが困難であるという事態が露呈してきたところからである。

このような方針にもとづいて、部としてはじめて研究発表会が設けられ、部員の研究実態がレポートで発表されることとなった。それらをとおしてみられる部員の実態は、およそ三つの傾向にわ

けられる。

(1) 教団史資料の整理（研究資料化）をすすめることによって、研究資料に精通していくことに力を入れる方向。——具体的に四十一年度よりはじめた高橋正雄述「教団自覚運動の事実とその意味」の編集刊行の作業として残されていた注釈の作成、および教団史資料集の編集作業としてすすめられた。

(2) 教団史の実質研究にどこから着手するかを求め、昭和九・十年事件に関連してのテーマ設定を試みる方向。さらにすすんで九・十年事件の概観を試みるもの。

(3) 教団史研究になかなか入りえない現実に立って、教団史研究というより教学研究の基盤となる研究者自身の生き方の問題を問題としたり、自身の信仰体験の吟味をしたり、あるいは自身の問題意識を明らかにしようとするといった方向。

このように、いろいろな方向やすすめ方で教団史研究にとりくむ部員の実情をふまえて、四十二年度後半（十二月）より、部としての教団史の研究課題をこの際昭和九・十年事件に限定し、そこに焦点をあてることとした。そこで実質研究への努力をするこ

とによって、部としての研究構想の樹立と、共同研究態勢の醸成をめざすこととなった。その理由は次のとおりである。

(a) 前記(1)の教団史資料集の編集作業をとおして、主として資料

の取捨選択、配列構成等にかかわって、ある程度の研究操作を経なければ資料集の編集は困難なことが明らかとなり、実質研究の進捗が先決であること。

(b) 部員各自が教団史にかかわっての課題設定を試みる過程で、教団史研究を共同ですめることの意義なり必然性を問題にしなければならぬということ。また部員相互の営みをどのように働き合わせていくことができるかということの問題にする必要が感じられてきたこと。

(c) 何をどう問題にするのか、という研究視点との関連で研究テーマが十分定着するに至らないこと。

(d) 実感として教団史研究という課題が大きく、そして重く感じられているということ。

以上の理由で、部の課題を昭和九・十年事件に限定し、そこを焦点にして教団史研究をすすめることとした。そしてそれらの理由の背景には、教学研究としての教団史研究の実績が過去においてほとんどないこと、またわずかにあっても、そこから研究の意義や態度・方法をよみとるだけの研究者としての部員の基礎素養および姿勢が十分でなく、また教団史研究とは何か、という基本問題を問うていく確たるよりどころが部員のなかに生まれていないこと、また資料の収集整理という基礎作業（それをおして教

団史資料になじんでいくこと）が、實際上大きな比重を占めてこざるをえないこと、などがあつてのことである。

このような方途を講ずることによって、九・十年事件の実質研究をめざして、年度末までその努力がなされた。そして年度末の研究報告には、三とおりの実態がはっきり出てくることとなつた。すなわち、

(1) 九・十年事件にかかわるテーマを追求しての実質研究——資料を十分操作して歴史事実の相互関連を明らかにしようとしたもので、そのかぎりにおいて、歴史事実の解明に関連して意味把握の問題がいくぶん意識にのぼってくることとなつた。

(2) 九・十年事件にかかわるテーマの設定を中心とした研究要項の作成——そこから実質研究をどのようにすすめていくか、という問題が出てきている。

(3) 研究姿勢を確立しえないところから、九・十年事件史研究の意味と方法にかかわる諸問題を追求して、実質研究への糸口を見出すことを意図したもの。——ここからはどのように事件史資料を操作して実質研究に入るかという課題が、研究姿勢と研究視点を熟成させていくという課題との関連で問題になつてきた。

以上のように、四十二年度の一・三部の動きは、ほとんど未開

拓の研究課題を担おうとする部員として、そしてどれほども研究者としての主体的姿勢を問題にしていくについての基礎素養をもちえていない部員として、各自の研究基盤を培うことにつとめてきた動きである。またその動きは、「教団史研究とは何か」を問う一つの問い方であり、部の基本課題へのそのような接近と対決をおしてそれを自身の課題として位置づけようとする動きであったといえる。

昭和四十三年度

四十三年度は、四十二年度の研究報告にみられる研究方向を、さらにすすめていくことを基本線として、研究発表会、資料の収集整理、および九・十年事件資料研究会を計画した。

これらをすすめるについて、部として特にめざした点は、部員各自の研究が他の部員の研究と有機的実質的関連性をもって研究過程がたどられるようにという点と、各自の課題を明確にすることによって九・十年事件の全体構造を把握するための主要な課題に迫る手がかりを得るといふ点にあった。

四十三年度前半（十一月まで）の研究状況は、部員全員がそれぞれ九・十年事件にかかわる実質研究に、とにもかくにも着手することになり、そこでの研究内容が次々発表されるという状況に、二年余を経てようやくたち至ることとなった。

ところで、全員が実質研究をすすめることになったところから部員に共通して意識されることになってきた問題は、相互批判とおして内容を深め合うということになり難く、研究的関連がほとんどつかないという問題である。それは終始自身の関心に即してしまふことになる研究者の態度や、研究視点の不明確さによるものであるが、さらにいえば、それは基礎的資料をふまえて実証的に史実の関連を明らかにしていくことにほとんどの部員の意識が集中していたところからもたらされた問題である。このような作業過程を通ることによって、実証的に史実の関連を明らかにするということは何のためのものであるか、ここから何をめざすべきかとの問いが問われることになり、あらためて九・十年事件の全体構造の基本内容を明らかにしていくことと関連させて、視点や課題を吟味し、立て直していく必要に迫られてくることとなった。四十三年度末へかけての研究作業は、そのような問題意識をもってすすめられることとなった。

このような問題意識をもってとりくまれた実質研究（研究報告作成）をおして、およそ次のようないろいろな状況が生起してくることとなった。

(1) 実質研究への努力の過程で、主体的な研究姿勢を求めていくについて、自身のこれまでの研究姿勢の問題が根本的に問題と

なり、そこから教団史研究とは何かという問いが大きくなり、それらにわたることであり、研究上のゆきづまりに達せざるをえない状況。

(2) 一歩ふみ込んで実質研究をすすめてみて、これまでくすぶりつづけていた研究姿勢の問題が、避けることのできない問題として意識の正面にたちあらわれてこざるをえない状況。

(3) 研究姿勢、研究方法等を中心の問題としてとりくみながら実質研究をすすめてみて、あらためて研究姿勢を根本的に問題にすることなくしては実質研究の進捗はなしえないという意識状況。

右の状況に共通する問題は、研究姿勢の確立の問題であり、さらにいえば教学研究とは何か、教団史研究とは何か、という問題意識において共通している。ここに至って部員の有機的実質的関連性を問うていく根拠（自覚的に研究姿勢を吟味する姿勢）が、ようやく芽生えはじめてくることとなった。

右のような状況から、部の運営方針も、年度末において、これまでのような部としての全体的仕構えやそれを支える意識をすべて解消して、あくまで部員の自主的研究活動に基盤を置いて、そこから部員の有機的関連、共同研究態勢を培っていくという方針に切りかえられることとなった。つまり部員お互いに、かかわり

えないものであるという事実を直視することによって、その自覚に立って研究を問い、研究をすすめていく姿勢を確認し合うことによつてとりうる方針である。それは共同研究態勢の熟成から体制確立へという本所の願いを受けて、それを部の課題意識にすることによつて、研究姿勢の吟味が実質的にすすめられることになったということであり、反面これまでの部の歩みの中で、それぞれにおいて研究姿勢の問題が、なんらかの形でたえず問われつづけてきていた事実があつたことである。

研究姿勢の吟味は、自身の生きることの問題性の追求と、基本課題の究明（実質研究）、および共同研究体制の樹立をめざす課題意識との三者の相互媒介、相互関連で、段階を追うてすすめられねばならないものである。そういう現在としての認識に立って、部の実際の営みを今後どのように展開させうるか、各自、部員としてそれをどのように担うるかという、大きな課題に当面することとなった。このことは、昭和四十年後半に教団史研究を基本課題にすえて一・三部が発足して以来、ようやくそこまでの部の実質内容が培われてきたことを意味するもので、三年半の年月を経て一つの段階を画することとなったといえよう。

研究発表会

各部員の研究が充実し促進していくためには、その活動の過程において浮上する諸問題なり内容を発表し、批判検討を受け各研究の関連を相互に確かめ合うことが不可欠な要件である。

昭和四十二年度

学習レポート(御奉仕神習会成立の経緯

—昭和十年五月より十一年三月まで) 宮田真喜男 42・7・26

研究上の一問題—研究態度について 宮田真喜男 42・7・26

御礼之会及び御礼信行会関係資料 松田 敬一 42・7・27

テーマ設定について(その二) 渡辺 溢 42・7・29

教学研究の基盤を培うために

—「問題性を問題にする」ということについて—

藤井記念雄 42・8・21

私の信仰体験から 高橋 一邦 42・8・28

イスラームに關しての学習の経過レポート

藤尾 節昭 42・9・4

教学方法論—私のやってきたこと、やっていること—

渡辺 溢 42・10・17

教学研究について—私の願いと反省— 藤井記念雄 42・10・30
 教団肅正運動の概観 宮田真喜男 42・11・25

昭和四十三年度

昭和九・十年事件における別派樹立の動きと

高橋正雄師の態度について 三矢田守秋 43・6・29

信徒団の動き 藤尾 節昭 43・7・20

昭和九・十年の概観

—御礼の会から御礼信行会へ— 渡辺 溢 43・7・26

研究状況報告 藤井記念雄 43・7・29

昭和九・十年事件における高橋内局の動き

—昭和十年四月下旬から五月五日まで—高橋 一邦 43・7・30

「畏敬信行会成立の要因」の追求と反省をとおして

宮田真喜男 43・7・31

教監小林鎮の「進言」の動機を求めてその(一)

—畑教監時代の青年教師の動きを中心として—

真鍋 司郎 43・8・2

有志議員の改革意識について(1) 長野威真一 43・8・26

教団問題にかかわっての高橋正雄

—昭和九・十年事件以前における— 高橋 一邦 43・10・30

有志中央委員の管長排斥から制度改革への転換の

要因について

宮田真喜男 43・11・6

阪井内局時代について

―新しい問題状況とそれへの対応についての諸問題―

藤井記念雄 43・11・7

信徒団の動静(昭一〇・四・二八、六・一六)について

三矢田守秋 43・11・8

青年会の動静について

藤尾 節昭 43・11・20

有志議員の改革意識について(2)

長野威真一 43・11・25

教監小林鎮の「進言」の動機を求めて、その(二)

―教監就任から進言に至る間の動きを中心として―

真鍋 司郎 43・11・29

資料の収集・整理

昭和四十二年度

教団史研究の進捗状況に応じて、既存の教団史関係資料の研究資料化と、新たな資料の収集整理が願われる。

四十二年度は、教団史資料の整理に重点がおかれた。そのうちわけは、①教団史資料38綴(主として九・十年事件に関するもの)の目録作成、②教団自覚運動に関する資料収集のための会合記録

(七回分)の目次作成であった。

昭和四十三年度

四十二年度に整理した教団史資料38綴の索引カードの作成と、昭和九・十年事件に関する資料の収集をおこなった。

なお、収集したものは次のとおりである。

①昭和九・十年当時の教団事情や諸問題について、山形清太郎(5・23)、長谷川雄次郎(6・9)の両氏から聴取。

②中野辰之助氏宛の書簡類の写真複写(8・23、26於平安教会)。

九・十年事件資料研究会

九・十年事件の究明にあたり、基礎資料を検討することによって、問題点を明らかにし、研究課題をより明確にとらえることを願いとして四十三年度六回の会合をもった。

資料としては「本教に於ける不祥事件の真相と其の経緯」および「井戸は清水になるまで」をとりあげた。具体的な方法としては、各自問題点をプリントして提出し、全員でこれを検討するというかたちをとった。すなわち各部長から提起される問題によって、またそれをうけての討議のなかで、各自の研究課題が見返され、深められるであろうとの見通しを持っていたのである。

実施をとおして

- (1) 資料の見かた、扱いかたについて学ぶところがあつた。
- (2) 相互に資料紹介をすることによって、資料の所在確認をなした。

- (3) 資料に親しむ姿勢が培われた。

等の成果をあげることができた。しかし、部員各自のところでは、討議をとおして浮上していく問題性、他から提起される問題点が、それとして大切なものとは感じながらも、それを各自の研究課題に深くかかわりを持つものとして受けとめえぬという實際が、しだいに自覚されることになった。そこには、課題を究明する各部員の自主的な研究姿勢が十分でないという問題があつてのことである。

かくして、独立した構えとしてのこの会は、この年度限りで解消することとした。

第一・四部

昭和四十二年度

金光大神御覚書の研究を部の課題として設定し、それを共同研究という態勢でもってとりすすめることとなつた四十年下半期

以来、その研究にかかわる各自の主體的な研究姿勢を確立すべく力を注いだ。

四十二年度に入るまで、各自その信心生活に省察を加えるとともに、その内容をふまえて研究課題化の道を求めた。そしてこの作業をすすめる過程で、次第に明らかになってきたことは、このようにして各自の内容に即してとらえられた問題はそのままでは研究課題とはなりえないものであり、また、課題化しようとして容易にはそれをなしえない研究実態にあるということであつた。ここにおいて、まず研究姿勢を確立し、各自に即した課題をつかんだ上で教祖を研究しようとするすすめ方に、行き詰りをおぼえることとなつた。そこから、このような実態をふまえて、しかもここからの研究をすすめるにあたっては、人間の生きる問題に根本的に取組んだと信じられる人から光をうけざるをえないのではないか、との考えにたち至り、とにかく、どのようにすれば、各自なりに金光大神御覚書の研究にとりくむことができるか、その道を求めさせられることとなつた。

四十二年度においては、各自なりに金光大神御覚書について、これを事蹟解釈という方法でもって研究的に取組む手がかりを得ることになった。そしてこの研究課題化の過程でこれまでの研究姿勢に反省を加えてきたことが、思いもかけず御覚書研究の方法

論的基盤を培う働きになっていたことに気づかされたのである。

すなわち、一つは問題設定に関してである。各自の問題を追求してきた過程から、各自の当面する具体的な事柄のもつ問題性がある意味でとらえられ、この問題関心に見合う形で、教祖事蹟のどこかがとらえられることとなった。二つは、教祖事蹟を解釈するという方法で研究することになったについてである。各自の信心の省察ということは、自己の生きている実態をそのままにみ、そこにある自身の生き方それ自身を問うことであった。そこから、教祖を研究するにあっても、教祖の生き方をその生き方それ自身に即して明らかにし、研究者の生の問題性をみきわめていく上に光を得たいという願いをもたされるに至ったのである。

このような動きが四十二年度の半ばより定着しはじめ、御覚書講読会、研究発表会等は、この動きを円滑にすすめる支えとして位置を与えられることとなった。

昭和四十三年度

四十三年度においては、最初は課せられたものとしてしかうけとめえなかった金光大神御覚書の研究が、各自の主體的に担うべき研究課題としてうけとめえられるようになり、それに応じて、次第に共同研究の基盤も培われることとなった。

御覚書研究の進捗からまず導き出されてきたことは、各自の研

究成果それ自身によって各自の研究態度・方法が逆に批判検討されるということであった。これは、御覚書なるものが、教祖自らの自らによる信仰体験の根本的吟味から生まれたものであって、そのことは研究者もまたこの姿勢なくしては容易に解釈をなさないことを示唆するものであった。さらに、教祖の信心をとらえるとき、自己の関心を先に立てると、そのかぎりでの問題は見えるが、教祖自身の内容は一向にその姿をあらわさぬという問題性に当面させられた。ここに至り、教祖の信心をとらえようとするとき、自身の問題関心はぬきにならないが、それを一度沈潜させて、教祖自身が具体的な事柄とどうかかわり問題化したのかという、教祖の問題のとらえ方へと身をゆだねざるをえぬことになられた。

かくして、研究の進捗は、単なる教祖の信心の内容の把握にとどまらず、方法論的反省（いかにして御覚書自体の論理に即すか、各自の信心はどうなっているか）を研究者にたえずうながすこととなった。これは、教祖によって研究者の研究のあり方が問われていることであった。ここに至り、当初、主體的な姿勢を確立してしかるのちに御覚書研究に入ることと考えられていた研究者の主體性なるものは、実は、御覚書に向いそこからはねかえされるかたちで形成されるものであることを自覚させられること

となってきた。

この反省のあるところから、一方ではこれまでの教祖研究について、その抽象性・観念性が問題になりはじめるとともに、他方、根源的にそして厳密に教祖の信心をとらえようとする各自の姿勢に応じ、はじめにもっていた各自の問題が、普遍的に人間のかかえさせられている重みあるものとして諒得できることになってきた。そこから研究者個々の問題意識が、互いに摂取されるべきものとして理解できることになってきたのである。この意味で、教祖研究の進捗は共同研究の基盤（研究者の内面的交流）を培う働きになっている。

四十三年度においては、このような部の動きからいって、互いの研究的連関を一そう組織的に働きあわせていく配慮が、部の企画にかかわらせてなしうるようになってきている。

研究発表会

この会は、研究がすすめられていくうえで、常時他の立場からの示唆、批判をうけ、研究の過程を大切にするとともに、その研究が、他との有機的連関をもってなされていくことを願って、実施されている。

昭和四十二、四十三年度実施された発表会は、次のとおりで

ある。以下の発表テーマからもうかがえるように、各自の問題関心から、次第に御覚書の内容にふれての発表や、御覚書研究にもなる態度、方法を究明しようとする発表がなされるようになってきたことが、四十二年度から四十三年度にかけての傾向の特徴といえることができる。

昭和四十二年度

文献解題『風土』

寺本二千昭 42・6・28

ゴータマの出家から正覚まで

和田登世雄 42・6・28

御覚書研究の態度・方法について

―字之丞病難の事蹟の解釈をめぐって―

竹部 教雄 42・7・15

金光教祖の信心についてのノート

瀬戸美喜雄 42・7・15

御覚書の内容分析についての一つの試み

―御覚書研究に入っていくために―

沢田 重信 42・7・31

「いねの出ほに秋うんか」の事蹟

―秋浮塵子がくうかくわんかの問題をめぐって―

福嶋 義次 42・7・31

教祖における「お上」考おぼえがき

―宗教と政治の問題を考えていくために―

沢田 重信 42・8・26

- 「いねの出ほに秋うんか」の事蹟(2) 福嶋 義次 42・8・28
- 沙門ゴータマの正覚以後
—その実践原理とは何か— 和田登世雄 42・9・16
- 安政五年十二月二十四日のお知らせについて(1) 竹部 教雄 42・9・30
- お知らせの研究 瀬戸美喜雄 42・10・23
- 教祖四十二才の大患の事蹟についての内観的考察(一)
—どうしてこういうことができたじやろうか— 寺本二千昭 42・11・11
- 秋浮塵子の事蹟について —『御覚書』解釈のための試論— 福嶋 義次 42・11・29
- 43・12・1
- 教祖四十二才の大患の事蹟についての内観的考察(二)
—あいすまぬ心— 寺本二千昭 43・1・5
- 金乃神下葉の氏子としての名指し —秋浮塵子の事蹟第二次草稿— 福嶋 義次 43・1・8
- 教学研究態度・方法についての吟味 —再び信仰体験の吟味を試みるについてのメモ— 竹部 教雄 43・1・16
- 戦後十年間の『金光教報』における本教社会性の
- 問題の仕方(その一) 西村 文敏 43・1・27
- 仏陀入滅の前後から根本分裂まで 和田登世雄 43・1・27
- 戦後十年間の『金光教報』における本教社会性の
問題の仕方(その二) 西村 文敏 43・2・23
- 昭和四十三年度 安政五年正月のお知らせ
—御覚書解釈のための試論(2)— 福嶋 義次 43・4・19
- 御覚書とは何か—その解釈の態度について —教祖と解釈者との疎遠さの確認— 福嶋 義次 43・7・27
- 安政五年十二月二十四日のお知らせについて(2) 竹部 教雄 43・8・30
- 私における「苦しみの場所」 —どこで教祖と出会うるか— 高橋行地郎 43・8・31
- 明治六年「神前撤去」の事蹟の語るもの(第二回) 沢田 重信 43・9・17
- 43・9・30
- 教祖の社会意識について(一) —教祖三十七歳までについての試論— 西村 文敏 43・9・28
- 「精霊回向」の事蹟について —御覚書解釈のための試論(3)のノート— 福嶋 義次 43・10・29

大患の教祖（其の一）

和田登世雄

43・11・12

御覚書解釈を手がけるに当って

—その構造の問題を中心として—

和田登世雄

43・11・13

御覚書講読会

昭和四十二年度

部の研究課題として御覚書の研究にとりくむにあたって、我々の実態をみると、さしあたって必要なことは、御覚書を部の全員で素読しつつ、そこから感じとる問題を出しあい、それを手がかりにして各自の御覚書についての見方、考え方を相互に啓発しあうことであった。それはこのことが幾度もくり返されていくことによって、部員の各自が御覚書の研究をすすめていくうえで示唆を与えられることになり、また御覚書を全体的につかむ眼が培われるという予測からであった。

四十二年度は右の願いから、全員で、御覚書を最後まで講読した。

昭和四十三年度

昭和四十三年度は前年度の講読会の反省内容をふまえ、部員各

自が漸次御覚書に実質的にとりくんで研究をすすめていくこととなった状況に立っての講読会のすすめ方を考慮する必要が生じた。すなわち、御覚書を全員で素読しつつそこに浮上する所見を述べあうというようなこれまでのすすめ方では、個人的な一時的な思いつきや感じを交換する域を出ないきらいがあるので、部の研究の進捗状況に即応してこの段階を一步すすめるためには、御覚書にある一々の事蹟について妥当性のある解釈に基づいた創造的な見方ができるようにその基盤を培う必要があったのである。

そこで、四十三年度は、「安政六年十月二十一日のお知らせ」の事蹟をとりあげ、この事蹟をとり扱った文献（①信心の基本的構造・内田守昌、②教としての立教神伝・高橋一郎、③本教の立教について・大淵千仞、④「金光大神」を頂いて・高橋正雄）を選び、それら文献の内容摂取にとめながら、講読・検討・討議をした。この会合は計六回開かれ、おもに方法論上の問題、解釈上の問題が討議されたが、諸文献の内容を十分に咀嚼しかねるものがあつた。そこから上記諸文献の筆者の問題のし方にかかわって、各自の問題のし方の問題点を反省的に検討した結果、この「お知らせ」を各自なりに解釈し、それを問題にしていくことで御覚書に対する各自の研究の視点および解釈上の問題等を明確に出していく過程をふむ必要を感じ、各自がこの「お知らせ」の一節

を分担して共同で解釈していくことになった。すなわち、共同レポート「立教神伝（安政六年十月二十一日のお知らせ）の解釈―共同研究の方向をたずねて―」を作成し、検討した。

資料講読会

金光大神御覚書の内容の見方が偏狭でなく、確かな厳密なものになっていくことをねらいとして、部員全員が教祖関係資料等について講読することとした。

昭和四十二年度は、教祖および御覚書の内容に直接かわる資料に触れる意味において、『尋求教語録』（片岡次郎四郎）、『御道案内』（白神新一郎）を内容、語句の理解を中心として講読した。さらには、御覚書研究の態度・方法を学ぶ意味において、追体験の方法につき示唆深い「幕末における視座の変革―佐久間象山の場合」（『展望』昭和四十年五月号掲載・丸山真男）の講読をおこなった。

なお、この資料講読会は、御覚書研究上の基礎的資料のおもなもの講読が終り、かつ御覚書の見方について学ぶという点は、現在の研究段階としては、御覚書講読会におりこんですすめられることがより適切であると考えられるところから、四十二年度をもって一応終了することとした。

資料の収集整理

御覚書の研究をすすめていくことによって、既存の資料については、研究資料化をめざす向きで整理し、また研究の視角を新たにする資料を発掘していくことが願われる。

昭和四十二年度

- (1) 研究途上において各自が収集した資料については、これを共有化するために目録を作成し、プリントに付した。
- (2) 教祖に関する教義的内容をもった資料を教内出版物からカード化する作業は、『金光教報』については昭和年代の約半分を、新刊図書についてはすべてを完了した。
- (3) 御覚書講読をすすめるについて、当時の農業生活の實際を、可能なかぎり理解する必要があるところから、その一環として教祖時代の農具の収集をおこなった。収集されたものは二十七点で、名称・年代を明記して、一応本所が保管することとした。
- (4) 御覚書の用字索引は、三十三年度よりその作成を始めたが、四十二年度をもってひとまず完了した。今後はこれを実際に活用しつつ一層整備していくことに心がける。

昭和四十三年度

- (1) 四十一年度において目録を作成した教祖伝記奉修所資料は、

それが研究に活用できるよう整理分類を必要とするが、その手はじめとして教典編纂委員会資料について、資料カードへの筆写、ならびに資料索引カードによる事項別分類をおこなった。

(2) 教祖に関する資料を教内出版物からぬき出し、これをカード化する作業は、継続的におこなっているが、『金光教報』『金光青年』については完了した。

(3) 農具の収集は、四十三年度に新たに十四点を加え、累計四十一点となった。

研究報告

研究報告の提出は、本所が本教教団の一機関として、教主の統理、所長の統轄のもとにその働きをすすめているところから必然的に要請されてくるものであり、また研究というものが、その内容を整理して発表し、他のさまざまな角度からの批判検討を受けることなくしては、着実な進展を期しえない性質のものであるところから、不可欠のことである。このような意味で、本所の研究者全員が、各自の研究成果を年度ごとにとりまとめ、研究報告として提出することになっている。

なお、研究の進捗、充実を期すため、四十一年度より随時研究発表がおこなわれてきたが、四十二年からはそれが次第に常時

の営みとしてすすめられるようになり、そうした年間の研究内容をふまえて研究報告がとりまとめられることになってきている。

昭和四十二年度は、御覚書、教団史の二つの基本課題にとりくんでの実質研究の内容、基本課題研究の意義・態度・方法等にかかわってのもの、研究要項的なものなどが報告されている。なおそれらについては、本所としての研究報告の検討会をおこなった。

昭和四十三年度は、四十二年の方向で研究がすすめられ、実質的な研究内容が、多く論文の形をとって報告されている。

研究報告の検討会は、各部において各部の実情に応じて適宜おこなわれ、さらに本所としての検討会も実施した。ここでは、研究内容にかかわってとくに研究の態度・方法が鋭く問題にされたところから、両部の研究活動なり研究内容について相互に理解し摂取していく方向へ、一歩動き出すことになった。

四十二年および四十三年の研究報告は、後掲「研究報告一覽表(5)」を参照。

教学研究所総会

第二十二回総会(昭和四三・三・二六〜二七)

日程

第一日

発表

高橋行地郎(二・四部)

「教祖三十七才の事蹟について」

瀬戸美喜雄(二・四部)

「亀山に参拜していた頃の教祖―御覚書解釈のための一

試み―」

竹部 教雄(二・四部)

「安政五年十二月二十四日のお知らせについて―御覚書

解釈のための一つの試み―」

問題提起

藤尾 節昭(一・三部)

真鍋 司郎(一・三部)

渡辺 溢(一・三部)

第二日

発表

藤井記念雄(一・三部)

「研究課題の設定について―教団自覚運動史研究の意味
と方法に関連して―」

三矢田守秋(一・三部)

「有志盟約側の事態に処する態度・姿勢とその展開」

問題提起

和田登世雄(二・四部)

西村 文敏(二・四部)

趣旨

本所四十二年度においては、さきに共同研究課題として設定した「御覚書」「教団史」にかかわって、主体的な研究姿勢を求めつつ研究テーマの設定およびそこから実質研究に着手していくことを願いとして、諸般の研究活動がすすめられてきた。すなわち御覚書を研究課題とする第二・四部においては、大勢として研究テーマの設定についての努力を重ねるところから実質研究に着手することができ、主として御覚書を解釈する試みとしての研究業績が提出され、一方、第一・三部の受けもつ教団史研究については、史料の収集整理、研究資料化の作業、歴史研究の方法についての学習等をおして研究テーマの設定への努力がすすめられてきたが、そこからさらに研究の焦点を「昭和九・十年事件」にすることとなり、大体において研究テーマの設定を試みた研究要項的ものが提出された。このような二つの課題についての各部署員の研究内容を発表し、それを中心に討議することをおし

て、前年度までの研究状況との関連において、各部および各部員の当面する研究状況を確認し共通の問題性を浮び上らせるなどして、本所の動向を総合的に検討、確認していくところに総会の願いがおかれた。

内 容

両日とも発表をうけて問題提起をし、それらを手がかりとして討議をおこなった。

第一日は、御覚書についての研究発表、問題提起、質疑応答から浮び上ってきた問題を、(1)御覚書の性格についての問題、(2)御覚書解釈の態度、方法に関する諸問題にまとめ、これら二点を中心に討議された。その内容は、第二十三回総会の御覚書研究についての発表、討議の内容とあわせて「共同討議・金光大神御覚書の解釈―教祖とわれわれ」に編集され、本号に掲載されているので、それを参照されたい。

第二日の発表の概要と、討議の主たる問題点は以下のとおりである。

藤井所員は、教団史研究に着手するにあたって、教団史研究が自身にとって、教団にとって、どのような意味をもつかを問うことによって教団史研究にはいろうと意図した。そして、自身の問

題意識、研究意識を観察と研究の対象にすえ、そこから研究者自身の問題意識を客観化していく、そして問題性を問いただしながら教団史研究への糸口をつかみ、研究課題を設定していく過程を発表した。

右の発表をうけて、主として主体的に教団史研究をすすめるについての諸問題が討議された。そのおもな内容は次のとおりである。

○教団史研究にはいるについて、実生活で感じる種々の問題を詳細に省察吟味していくことをとおして、自身の生の問題性を明確に把握していくことがきわめて大切なことである。また、これに関連して、教団史にとって私は何かということが問われねばならない。このことは、研究者自身が生きているということの中で問わねばならぬことであり、問えば問うほど容易に答えのでてくる問題ではない。しかし、容易に答えがでてこないというところから逆に教団と自分との関係が強く問題となるとき、必然的に教団史研究へ向うことになるのではないか。また、生の問題といても、教団とのかかわりなくして、自分の生の問題はないという実感のあるなしによって、教団史研究へのかかわり方もちがってくるのではないかという、教団史と研究主体の関連性についての問題が提起された。

○先輩より教団史を信じて研究にはいれといわれていることが問題となった。信じるということでは、教団史を信じている。それでいて研究になかなかはいれないという問題がでてくる。これについては信じたらずぐにはいれるというのではなく、教団史の何を信じているのか、そこをはっきりさせることがある。

その場合、自分のかかえている問題に道がつくというところで信じさせられるということになるところがあるが、ややもするとそれが価値の世界のことになる。この価値の世界だけを追求していったのでは、教団史の中にはよいものもあるが、おもわしくないこともあるというように、自分で基準を定め、それでよいものだけを信じよう、悪いものは信じたくないということになりやすい。信ずるということは、価値をこえて、ある意味が信じられることである。その自覚がないと、価値の問題だけに終始してしまいうような研究になる。

○研究の動機となる自分の問題にすぐ答えを得よう、役立てようという意識をどうみるかという問題について。研究をすすめるにあたっては、自分の問題意識と教団史的な問題意識というものの緊張関係が重要視されるが、そうかといって現実に役立つという实用主義といわれるものが軽視されてはならない。むしろ、それによって、本質的な探求に向わせ、史実をありのままにみようと

させ、一見、迂遠な問題ともかわりをもたせられ、本格的な研究姿勢へとみちびかれることになる。そうした意味で实用主義を位置づけていくことは、研究意欲にかかわりをもつ大切なことである。

三矢田所員は、昭和九・十年事件において、有志盟約がその運動の方向を転回することとなった時点（昭和十年五月はじめ）を展望台とし、その前後を見通しつつ、運動の方向を転回せしめることになった要因と、そこに生まれてきた自覚内容を把握すべく、有志盟約運動の展開について仮説的概観を発表した。

討議では、主として次のような点が問題にされた。

○昭和九・十年の教団の動きの中でどの部面をとりあげるか、そのとりあげかたが問題にされた。それは、教団史研究にあたり、展開がみられるような史実を重点的にとりあげていくというようなことになると、研究が出发点から恣意的なものになりかねないということである。この点については、展開した事実を追求することも大事であるが、同時に展開したとはみられない事実、つまりよくない事実についても、それがわるくならざるをえないのは、どこに問題があるのかという方向へも問題を追求していくことがある。そこに大事なものがある。展開へだけ重点をおいたのでは、みえてこない問題があるということである。

○自分のとらえている問題が、今日の教団、社会、世界の問題でもあるというように直線的に結びつけられるかどうかという問題。これについては、個々の信奉者が個人的な生活の面だけではなく、種々の集団に属しての生活のなかでおこる問題を信仰の問題として、どのように問題にしうるか、そこでの各自の問題のとりくみかたと、一方、教団が現実社会に対し本教の信仰を具現しようとする働き、この両者がどこまで働きあえるかという問題がある。それが実際にとりくまれていかないと研究面からだけでは教団、社会、世界の問題は容易に考えられないということである。

○右の問題にも関連して、たとえばベトナムの問題を本教でとりあげていく場合に、すぐ、「天が下に棲む人間は皆神の氏子」という教えを、そのままもってきて、現実問題を考えるという考え方があつた。これと同じような考え方が昭和九・十年事件のなかにもみられるのだが、教えと現実問題を自分の中身を介さないで、すぐ結びつけるという考え方は、本教として社会の問題にとりくんでいく基盤は生まれてこないのではないか。その意味で教団史研究がすすめられていく中で、本教の教義というものをどう考えればよいかを課題にしていく必要がある。

○追体験の問題であるが、資料にあらわれない人間の内面の動きをどう読みとるか。たとえば、昭和九・十年事件の際、有志盟約

側は、管長排斥の動きをとりながらも、その根底では金光様を頂いてのこの道の願いというものが動いている。ところが、それはかれらの意識の上にはのぼっていない。この心内でのからみ具合がどうなっているか。これらのことは資料からだけでは見出しがたい。それをどのように把握するかが研究上重要なことである。

この点を見ていくためには、作業過程として論文の形をとる前に、かれらの根底にうごめくものの様相をできるだけとらえて表現してみる。まずは、こういう形でしか中身はとりだせないのではないだろうか。

第二十三回総会（昭和四四・三・二六～二七）

日程

第一日

発表

西村 文敏（二・四部）

「信仰の内面性把握の問題点——共同研究の視点を求めて」

和田登世雄（二・四部）

「御覚書研究のわれわれ——御覚書研究の方法論」

討議

第二日

発表

真鍋 司郎 (一・三部)

「教監小林鎮の『進言』の動機について——国粹新報事件の対応をとおして」

藤井記念雄 (一・三部)

「有志盟約結成の時点にみる教団の問題——昭和九・十年事件史ノート」

問題提起

高橋 一邦 (一・三部)

宮田真喜男 (一・三部)

討議

趣旨

昭和四十三年度の本所の動きは、四十二年度にひきつづき、さきに基本課題として設定した「御覚書」「教団史」の研究をより発展させていく方向を求め、第二・四部では御覚書研究について、事蹟の解釈という方法を取り、第一・三部においては、研究対象を前年度より「昭和九・十年事件」にしぼることで、研究者相互の連繫を考慮する方法をとって、実質研究をとりすめ、この両研究を焦点として、本所諸般の活動の展開をはかった。

これらの研究活動をとおして、ようやく、研究者それぞれにおいて、基本課題の追求の意味を各自の研究の実質に即して明らか

にしていくことが願われつつある。

この点を考慮するとき、基本課題の究明をとおして浮上してきた研究態度・方法についての各自の問題意識、課題意識のありのままをできるかぎりこの総会の場において吟味検討し、今後の研究の方向を確かめるとともに、両部ならびに研究者相互の交流の基盤をさぐる事ができうればと考える。

発表・問題提起

第一日の発表・討議の内容は「共同討議・金光大神御覚書の解釈」参照。以下第二日のおもな内容である。

第二日は、教団史研究にたずさわる一・三部の各部員に共通する問題をできるかぎり浮びあがらせることを願って、発表・問題提起がおこなわれた。そこで浮んできた一・三部の研究上の問題はだいたい次のとおりである。

昭和九・十年事件史研究が、研究者自体にとって、また教団にとってどういう意味をもつものなのかを問題にしなから当部の方針である当事件史の実質研究に没入していった。その結果、一層研究の意義および態度を問わねばならぬという問題が浮上してきた。すなわち、実質研究をすすめることよって、教団史研究の意義および態度・方法が次第に明らかになることを願ってきたのであるが、そうとしてここで明らかになってきたことは、研究者

にとって何が本当に問題なのか、ということがどれほど明確にされていないという問題である。

これと同性質の問題として、教団史研究に一つの視点をもって取組みえないということ、この問題の背景にある研究態度にかかわる問題として、研究者の問題と教団の諸問題とが分離してしまふという意識状況が問題として提起されてきた。

さらに、研究者の信仰実態と事件史研究との関連についての一つの問題点も浮び上ってきた。事件の原因・結果を明らかにするなかで、研究者において本教信心はかくあるべきという固定的な価値観で歴史をさばいていく、そこでは自己主張としての研究にとどまる、その研究にむなしさを感じるという問題であり、そこから固定的な価値観でしか考えられないあり方になっている研究者自身の生を問う姿勢が生じてきた。ここにおいて、事件史研究の意義をあらためて問わねばならないという問題が提起されてきた。

以上の発表・問題提起を受けて、追体験についての諸問題と研究者の研究姿勢との関連、教団史の全体構想と個々の研究の位置づけの問題が討議された。

○事件の本質を究明していく過程で、事件当事者の事態についての自覚内容と、その事件全体の動きのもっている意味との関連が

どのように研究者においてとらえられていくか。そこに大切な課題がある。すなわち、全体の動きの問題性なり意味は把握されていても、他面現実に生きた人間の生の内側へといくこみ、肉迫していくことによって、当事者の自覚内容をも明らかにし、とらえていくことが必要である。

○また、ある事実に含まれている問題性を追求するにしても、その箇所のみを問題としていたのでは、その箇所自体が明らかにされない。そこにかかわりをもっている他の事実の問題性を把握することによって、その箇所の事実が持っている問題なり意味なりの確にとらえられてくるものである、という事実の関連の問題が問われた。このことは単に方法上の問題にとどまらず、一箇所に集中して、他の箇所との関連を十分に考慮に入れえない研究姿勢の問題でもある。研究の結果、何を明らかにしたことになるのかわからないという問題状況が残ってくるのは、結局、研究姿勢に関連して追体験が効果的でないところに原因がある。したがって研究者の姿勢を吟味し追体験をしていく努力をさらにすすめていくことなしには、過去の中身が浮び上らず、人間の苦しみの姿、いかえれば生きた道の中身が浮び上ってこないし研究者が今日かかえさせられている問題も明確になってきにくいところがある。

○研究の結果研究者の問題意識が明確になってこないという問題

は、一面において研究者自身における教団史研究の全体構想が十分に浮んでこないという問題状況を反映しているものであるが、他面部として教団史の全体構想が明らかにされるまでに至っていないという問題と関連している。しかし、たとえば部の研究構想との関連で位置づけられることになったとしても、研究の意味・態度を研究者自身において明確にしていく方向で実質研究がすすめられていかなければ、真に研究が位置づけられることにはならな
いであろう。したがって研究者自身の生の諸問題を掘り下げるところから、自身の研究を位置づけていく努力をしていくことが必要になってくる。

○ところで、研究姿勢が確立されがたいということと関連して、研究者の問題の深め方および深まりの程度を問わなければならぬという問題とともに、研究対象が九・十年事件史という教団の動きであるところから、集団の動きを研究者の問題にひきつけて問うていく方法が未だ客観的に把握されるほどに熟していないという問題がある。それは集団の動きをとらえる方法を生みだしてくるような研究の基本姿勢になりえていなかったということを示すものであり、その問題に関連して、各研究者において教団史を研究することの意義がたえず問われなければならない。

○研究者のところに提示されている資料は過去の事実の痕蹟をあらわすものであるところから、それらの資料をどう解釈していくかという問題に当面させられる。資料に表現されている諸事実が何を物語っているのか、その意味を把握することによって、事件の本質へと迫らざるをえない。そこから事実の意味把握が要請される。

○事実が推移するにしたがって、その推移の過程をとらえる場合、一つの見方、考え方だけでは、その過程の意味を把握し、内容を明らかにすることはできがたい。事情が推移する中で、当事者においてどのような動きをしているか、なぜそのような動きにならざるをえないのか、当事者にとってどのように問題性が感じられ自覚されてきているか、その内面にたちいって、その筋合を明らかにしなければならぬ。

○意味把握は事実の解釈であるとすれば、解釈が成り立ち意味が生まれてくるのは、資料をとおして事実そのものを分析していくところにあるのか、つまり事実の側にあるのか、それとも研究者の問題意識の方にあるのか。つまり、解釈の主体は一体どこにあり、解釈の帰属の場所は一体どこなのかという問題である。

このことに関連して事実の意味は問題性という角度から追求はなされねばならないが、それと同時に、その問題性にとりくんで生きた具体的な人格の動きに追体験を加えて、その問題性をとら

え直してみるという問題がある。

事実の意味をとらえるということは、事実を追体験することによってなされるものであり、それには、研究対象の開示して行くものと研究者の問題意識との緊張関係を保つことであり、そこから事実の意味がとらえられてくる。この関係の欠落が大きく主観主義的解釈へ傾斜させるものであろう。

教統者に関する資料の収集整理

教祖以来こんにちに至る教統者に関する資料の収集・整理は、重要かつ急ぐべきことである。したがって、このことは、明治以来、折にふれては実施されてきたが、本所においても、継続的にすすめて、こんにちにいたっている。

昭和四十二年度

金光攝胤君について、藤田圓造（高島教会にて、42・5・25）湯川成一（研究所にて、43・6・27）両氏から聴取した。

昭和四十三年度

金光攝胤君について、高倉貞雄氏から（真光園にて、43・7・23）聴取した。

現教主の金光教報国会長時代のことを、竹部寿夫、谷口金一、岩崎猛、佐藤一徳四氏から（本部教庁にて、43・9・25）、また、少

青年時代のことを、佐藤さく子、佐藤一徳両氏から（佐藤氏宅にて、44・3・30）聴取した。

信心生活記録の収集整理

教祖の信心が、直信・先覚をとおして、今日の信奉者の生活の上にとどのようながたで伝承されており、また展開されているか。その内容を明らかにすることは、本教の信心を把握する上に欠くことのできない重要な側面である。

ところで、この種の生きた信心内容にふれた記録の乏しい現状を顧みるとき、この面の研究領域開拓にあたっては、なによりもまずその記録収集のことに手がけねばならず、それに関連して収集の態度・方法を明らかにしていく努力が要請される。

昭和四十二年度

(1) 本所設立以来、本所の大切な課題の一つとしてこのことととりくみ、資料の収集を重ねてきて、あらためて収集の方法が問われる段階にまで進んできている。この段階において浮上した問題は、既集資料の吟味検討をとおして収集の方法を吟味することであり、収集者の本教信心をみる目を培かうことの必要であった。

そこで四十二年度においては、既集の資料がいかに不十分ながたであろうと、そのかぎりにおいて、その中に働いている信心

の中核をなすものを把握することに努め、もって、収集者の本教信心をみる目を培うこととした。

その対象にのぼせたのは、山森文司、堀尾保治、佐藤一夫、大代多喜治の諸師である。山森、堀尾両師の記録は、「とりつぎ」誌掲載にかかわって収集されたものであり、佐藤、大代両師の記録は、この種の計画が本格的にとりすすめられるに至ってから収集されたものである。なお大代師のものについては四十三年度当初に実施した。

ここまでの歩みをおして、あらためてこの種の資料収集に願われているこの面の研究領域開拓の大切さを感じさせられている。(2) 諸師の信心内容の吟味把握に重点をおいてとりすすめた作業をおして、おのずと収集の方法も吟味されるところがあったが、自覚的にその内容を取りだすまでには至らなかった。今後、収集の態度・方法を明確にしていくについて、その手がかりとして、今日までにこの面について問題にされてきているところを記しておく。

○収集にあたって、たずねる項目をあらかじめもっておくことは必要であるが、はじめからそれをもち出してたずねてはいけない。それはあくまで整理の目安であって、その目安で資料がどこまで収集されたかどうかを判断する。

○どんな場合でも、収集者の必要とするところを知ろうとするのではなく、信心生活の実質、実態を明らかにしうるかぎりを収集する態度が大切である。それには、相手の中に没入して相手の身になり立場に立って、いわれるかぎりはできるだけ聞いていく。そして、その話の筋合から考えると、こういうところが出てこなければならぬと思えるところを、自然な形でたずねていく。

○信心は主体的なものである。それだけに独特の体系があつて、一般的整理を許さないものがある。独特であつてしかも金光教の信心として一つに貫いているものがある。その人の信心の重心がどこにかかっているか、たとえば修行中心の信心か、人間としての自分のねうち、意義に対する悩み苦しみにかかっているか、これはおのずから出てくるものである。あらかじめタイプを決めてかかっているか。

昭和四十三年度

四十三年度は、四十二年度にひきつづき、既集資料等の吟味検討の作業をおして、収集の態度・方法を明確にしていくことを願いとして、次のごとく、三回の研究会をもち、大阪府大仁教会信徒、佐野茂氏の信心生活記録の収集をおこなった。

1、四十二年度に計画した大代多喜治師の信心生活記録について、そこに働いている信心の中核となつているものは何か、を求め

て。

2、「金光教報」43年5月号所載の信奉者集会における信心生活報告及び教師感話を素材にして、体験内容の把握と掘下げの稽古として。

3、「生」22巻3・4月号、23巻10・11・12月号、26巻7・12月号を材料にして。「問題の性質をよくみて」とはどうすることか、を求めて。

布教教制に関する資料の収集整理

本所が教学研究をすすめていくうえで、常に全教の動きに目を向け、その実態をできるかぎり把握していくことはどこまでも必要である。

これまでに収集されたものは、本部教庁、教務所の通牒類、各種団体、各教会機関誌、会合記録等である。

整理については、二年毎におこない、目次を付している。

資料の整理・保管

教学に関する教内外の資料を収集し、利用に供しうるよう整理しているが、より一層、合理的、計画的にそれらの作業がなされることが願われる。

教団史関係の資料を発掘することを意図して、本部教庁保管（齋場および境内倉庫）書類の目録を作成する作業は、四十二、三年度とひきつづいておこない、所期の目的を達成した。

また、研究所資料庫内の書類の所在確認のため、一々の資料について、カードに表題、執筆者、年月日、項目等を記入する作業を四十二年度よりはじめている。

金光大神御覚書研究会

この研究会は、本教の根本典籍である御覚書を、誰でもが正確に読みうるように、訓詁注釈をほどこすことを主目的としている。昭和三十九年度以降は、下記の諸点に留意して、会議の進捗をはかってきた。(1)審議にさいしては必要以上に検討内容に深入りせず、一応妥当と思われる考えを出すにとどめること、(2)なお残された問題点についてはその内容、追求していく視角、方法などを記録にとどめること、(3)原案作成会議と原案検討会議に分け、作成会議で十分原案をねって検討会議にかけること。

昭和四十二年度

右の基本線にそって原案作成会議を九回、原案検討会議を十三回開き、御覚書の原文（活字文）、解説文、口語訳のそれぞれについて、ほぼ一六〇頁あたりまでの成案を得た。そのほか、すでに

成案をみた内容の再検討なども並行しておこなった。

なお、昭和四十三年三月にいたって、本部当局においては御覚書公刊の願いを明らかにされ、本所にそのことへの協力を要望せられた。本所としてもその要望にこたえ、御覚書の刊行ということを折りこんで、この研究会をとりすすめることになった。

昭和四十三年度

前年度にひきつづき、原案作成会議を十七回、原案検討会議を二十八回開き、原文（活字文）、解読文、口語訳の草案の作成・検討をすすめる、十月にいたって、それぞれにつき最終頁まで一応の検討を終えた。ひきつづいて、右の検討した内容をもとに、第二次草案の作成にとりかかり、同時に、注釈草案の作成・検討を継続してすすめた。そのようにして得られた原文（活字文）、解読文の第二次草案について、四十三年十二月十一、十二の両日、所外有識者をまじえて検討会をもった。

その結果、このたびの御覚書の公刊にあたっては、御覚書そのものを世に出すこと、すなわち、御覚書の影印本を中心にし、それにその文字を正しく判読しその文章を誰でもが読み下すことができるために、活字文、解読文、注釈などを添えるという、御覚書公刊の基本的態度が明らかにされたので、この基本線に従ってこれまでの作業内容を整理することとした。すなわち、活字文は

できるだけ原典のままを活字化することとし、解読文や注釈も編者の解釈が必要以上にはいりすぎないように留意し、最も基礎的な読み下しにとどめることとなった。そのため、従来の草案にかなりの修正をほどこす必要が生じた。

この検討会での審議内容にもとづき、昭和四十四年一月には解読文の最終草案を、二月には活字文の最終草案を作成し終え、注釈についてもほぼ成案をみる事ができた。

なお、この草案は、四十四年度に入って再検討をすすめる一方、さらに所外有識者をまじえて最後の検討会を開く予定である。

上記のごとき経過を経て、御覚書に訓詁注釈をほどこすという当研究会の目的は、一まず達成せられることになった。したがって、研究所開設以来もたれてきた当研究会は、四十三年度をもって閉会した。

教規講読会

教規は、教団のその時点における現状を背景として教団の組織体制のあるべき姿を示しているもので、教団活動の所依となるものであり、教学研究にたずさわる者として、これに対する深い理解をもつことが願われる。昭和四十一年度より、助手の有志で、新たに講読会がもたれてきているが、四十二、四十三年度の動き

は次のとおりである。

昭和四十二年度

現行教規の条文の全体的理解を中心に、八回の講読会がもたれた。条文の理解を中心とした通読の終わったところで、徳永総務部長を招いて、理解の届かない点等について、見解をたずね、懇談した。その後、現行教規の条文による教団組織の図式的把握を試み、教団の制度を概括的にみた。

昭和四十三年度

教規の精神を理解していく上において、教規に関する資料に十分にふれておらず、また各条文を他の条文との関係で深く見ていくということができておらず、それらの点をみだして、ここからさらに理解を深めていくことが参加者の間で願われるところから、年度に入る前のところで、所員数名をまじえて、講読会のすすめ方について懇談した。そこから、教主、教監、議会等の諸事項について、教制審議準備調査会資料、教制審議会資料等を調べ、各制度ないし条文が、どういうところから、どのような審議がなされて定められているかをみていくことになった。

四十三年度は七回の講読会をもち、教制審議準備調査会資料にあたっていったが、どういうことがどのように審議されているかを読む程度で、問題点を検討するところまでには至っていないこ

とが反省される。

文献講読会

諸宗教および思想界で問われている人間の諸問題を、より深く的確に把握し、われわれの受け持たされている教学の諸問題の認識を深め拡げていくについて、教外の諸文献に接し、学習・討議を継続的に進めていくことを願いとして、次の第一・第二部門が持たれてきた。

第一部門 原書ゼミナール

昭和四十二年度

当講読会の願いを受けて、世界の諸宗教がかかえさせられている諸問題をたずね、宗教に迫っている今日の問題は何かをとらえていく方向をとった。会は有志で月二回持ち、参加者は八名(所員一名、助手一四名、研究生一名、教庁職員二名)で、左記の文献を通読、討議した。

“Modern Trends in World Religions” edited by J.M.

Kitagawa 中の “Islam and Modernity” (イスラムと近代性)

by Muhsin Mahdi, “Modern Trends in Judaism” (ユダヤ

教の現代動向) by Ellis Rivkin の二編である。なお、講読終

了論文は和訳し、回覧した。

昭和四十三年度

前年度にひきつづき、同書中の

“Religious Experience beyond Religions” (宗教を超えた宗教体験) by Karlfried von Dürckheim, “Modern Trends in Christianity” (キリスト教における現代動向) by Winston L. King の二編を講読した。

参加者は六名(所員一名、助手三名、教庁職員一名、学院職員一名)で、月二回の割で会が持たれた。なお、講読終了論文は前年度と同様の扱いとした。

これら諸文献の講読・討議をとおして、更にキリスト教に焦点をしばって、そこでの最先端の神学、現代社会の諸問題をどう担っているかとしているか、その態度・方法等について認識を深めることを志向して、四十四年度は“The Gospel of Christian Atheism” (キリスト教無神論の福音) by Thomas J.J. Altizer をとりあげる。

第二部門 宗教思想ゼミナール

昭和四十三年度

趣旨で願われているところをうけて、四十三年度より他宗教界

の諸文献に接し、講読討議するという第二部門が設けられた。有志参加の形で月一回。講読した文献は、(一)「宗教とは何か」西谷啓治著 (二)「清沢精神と革新仏教」久松真一述(参考資料・「絶対他力の大道」) (三)「仏教を学ぶ上での諸問題」上田義文述の三篇であった。

これら文献の講読をとおして反省させられることは、とりあげた文献の内容を十分に咀嚼できなかったことと、他宗教における宗学および教学の態度方法についても一層の学習が必要であるということであった。そこで今後は、文献を一書にかぎって講読し、講座形式をとり、その内容摂取につとめ、できれば、学問の基本的な態度方法を学びとるといふ方向にすすめるよう配慮していきたい。

教内時事懇談会

この会合は教団の当面する諸問題について、その問題の動態、構造、性質、意味等を認識し、教団活動の反省視点と展開方向を求めていくことを願ったものである。

教団の諸問題を考える会合としては、従来、時事懇談会、教学懇談会を実施してきたが、三十九年度後半より四十一年度まで所の事情から中止してきた。四十二年度よりあらたに右の趣意にた

って再開するについて、従来のように、単なる懇談にとどめず、各自が教団の問題を真にない自身の課題としてそれを問うていく姿勢を培うため、主体的、研究的に問題を追求していく方向をとることとした。

四十二年度は政治という問題に焦点をあて、そこから教団のかかえている課題をさぐることにした。テーマとして、「本教と政治」をたて、問題提起者において発表し討議した。(会合回数四年四回)

四十三年度は、視点をかえて、教団のかかえている問題を多方面から明らかにしていくことにした。素材として「岸本英夫氏を囲むラウンド・テーブル」(昭和35・3・17、18実施)をとりあげ、御取次成就信心生活運動について討議した。そこで問題にした諸点は、この運動への批判があるのはなぜか、なにを問題にしているのか。要綱、要目を支える本教の信心の内容はどのようなものか。この運動はどのような方向へ向っていくのか、というものである。なお、四十三年度からは、月一回教報を輪読し、そこから感じの問題を出し合い懇談する「教報を読む会」を開いた。

信心懇談会

信心懇談会は、職員個々が自己の信心を培うことを目的として開かれるもので、広く教内から講師を招いて講話をきき、懇談を

するということによって実施された。講師および講話の内容は次のとおりである。

昭和四十二年度

○大久保義隆——教会家庭における人間関係、財、ご用と家庭生活等の問題について(42・6・26)

○小野敏夫——両親の信心、自身の生い立ち、信心の歩み、昭和九・十年前後のことについて(42・11・1)

昭和四十三年度

○金光護佑——敗戦により復員して後の、本部教庁でのご用、霊地少年少女会、ボーイスカウト、「わかば」刊行、少年少女全国大会のご用、船橋布教について(43・7・9)

○佐藤一徳——自身が子供の頃から接した人達の信心、六高青年会、軍隊生活、病氣、ご用等をとおして育てられたこと、現在、金光学園という教育の場で直面させられている諸問題について(43・11・1)

なお、小野敏夫、佐藤一徳両氏の場合は、研究所設立記念日の一行事として実施した。

教内各種会合の傍聴

本所においては、教内における各種会合の傍聴を従来よりおこ

なってきたが、それは、本所の教学研究が、全教の実態をふまえてすすめられることを願いとするところにある。四十二、および四十三年度に傍聴した会合は次のとおりである。

昭和四十二年度

補導懇談会、全国青年信徒信心実習会、京都教会連合会主催の会合、第一、第二回教内協議会、教務機関職員研修会、所長会議、第三十八回臨時議会

昭和四十三年度

第六十一、第六十二回所長会議、教区教会布教協議会（信越、東近畿、中近畿、西近畿、中国、南九州の各教区）

学会講習会への参加

本所は、広く学問の各分野から、あるいは現代社会から提起されてくる問題にふれることによつて、本教教学のなすべき課題をたしかめていくという願いのもとに、学会（日本宗教学会、関西哲学学会、歴史学研究会）、および各種講習会等に参加している。昭和四十二、三年度、参加した学会、講習会、およびその参加人員は次のとおりである。

昭和四十二年度

日本宗教学会 四名（10・20・22）、関西哲学学会 二名（5・26・27）、

歴史学研究会 二名（5・27・28）、第三回日本宗教史研究会夏季研修会一名（7・25・27）、講習会—雑誌の管理と利用 一名（9・4・6）、天理教本部・東本願寺見学（学院研修旅行に同行）一名（43・2・7・9）岡山民俗学会大会 一名（43・2・25）

昭和四十三年度

日本宗教学会 三名（10・4・6）、関西哲学学会 二名（6・7・8）、歴史学研究会 二名（5・25・26）、日本社会心理学会公開シンポジウム 一名（5・25）、第四回日本宗教史研究会夏季研修会一名（7・29・31）、NCC宗教研究所主催第五回研修ゼミナール一名（9・3・6）、岡山民俗学会「金光町、鴨方町周辺の民俗調査中間報告」 二名（11・17）

研究生の養成

新しい研究者の養成は、教学研究の展開を求めるとついでに欠くことのできぬことである。それは、研究者を養成していく営みをとおして、新たな研究課題・視点・方法等が発掘され、そのことによつて教学の内容がより豊かになるばかりでなく、所における研究者の研究内容が吟味され、展開せしめられるという意味をもつところからである。

昭和四十二年度

A 研究生の所内実修

所内実修の実施は、四十二年度で十一回目であり、左記五名が、六月より六カ月間実修した。

伊藤 範人（九和教会） 石塚 陽子（佐渡教会）

真鍋 司郎（新居浜東教会） 佐藤 豊（芸備教会）

高橋行地郎（栗林教会）

なお、研究指導の強化と職員との日常的ふれ合いを意図して、実修期間中二回（七月・九月）各部への配属を実施した。

実修の概況

(1) 基礎実修

a、講義Ⅱ(イ)教学研究の歴史 (ロ)教学研究所の現況 (ハ)教学方法論

b、文献講読Ⅱ(イ)『金光大神御覚書』 (ロ)『御伝記「金光大神」について』(大淵千俊) (ハ)『「金光大神」を拝読して』(大淵千俊)

(ニ)『教団自覚運動の事実とその意味』(高橋正雄)

(ホ)『教学の意義・分野・課題』(大淵千俊) (ヘ)『教規の精神を正しく深く理解するために』(大淵千俊)

(2) 研究実修

a、レポート作成Ⅱ生活史の反省をとおして何がどのように問題になるか。

b、文献解題Ⅱ(イ)第一回 石川謙著『心学——江戸の庶民哲学』

(伊藤) 中央公論社刊『ガンジー』(石塚) 小林秀雄

著『私の人生観』(真鍋) 高橋正雄著『生き道としての

宗教』(佐藤) マルセル著『人間、この問われるもの』

(高橋) (ロ)第二回 高橋正雄著『信心』(伊藤) 島崎

敏樹著『感情の世界』(石塚) 和辻哲郎著『人間の学と

しての倫理学』(真鍋) 高橋正雄著『一筋のもの』(佐

藤) 高橋正雄著『道』(高橋) ——カッコ内は解題者名

c、研究要項作成Ⅱ研究題目の設定への一段階として問題意識を明確にし、研究態度・方法を吟味する。

d、レポート・文献解題・研究要項の各検討会

(3) 懇談・その他Ⅱ(イ)職員との懇談 (ロ)所内各種研究会講読会出席ならび所外教内各種会合傍聴 (ハ)御覚書用字索引作成 (ニ)各記録の整理

(4) 前年度同様、実修期間中には研究題目設定はおこなっていないが、その前段階として、問題意識の確認を内容とした研究要項を作成した。なお、真鍋、高橋両名は所内実修終了後、本所助手に任用された。

B 地方在住研究生

(1) 各自の問題意識を明確にし、研究題目を設定し、研究姿勢を整えていくため、研究生集会、および研究所総会に出席した。さらに必要に応じて、本所に出所し、指導所員より研究指導を受けた。

(2) 江郷繁樹、谷口千代雄両研究生は、昭和四十三年五月三十一日、藤島清一研究生は、同十二月二十四日にそれぞれ研究生委嘱期間を終了した。なお、研究報告のテーマは左記のとおりである。

江郷繁樹「教学に於ける文献解題の意味・役割について」谷口千代雄「責めるということ——そこにある問題をみつめて」藤島清一「人間の生の欲求の現れ——愛のもつ意味と調和への働き」

C 研究生集会（第六回）

研究生の研究成果の検討および研究生と本所職員との研究的交流を主たる目的として、昭和四十二年六月十三日におこなった。そのおもな内容は次のとおりである。

(1) 研究生期間終了者および中間者の研究報告書の検討を六グループにわけておこない、各自の問題を追求し、今後の研究方向を確認した。

(2) 検討会での問題点報告、および所感発表をおこない懇談した。

懇談内容は、(イ)自身の生き方を教学的に問題にしていくについては、どのような方法が要請されるか。(ロ)教学研究にともなう批判とはなにか、それをどのように受けていくべきか。(ハ)教会布教のなかで、教学はどのような役割をになっているか。等であった。

昭和四十三年度

A 研究生の所内実修

所内実修、第十二回研究生は、金光公正（福山教会）、平田カヲル（松橋教会）の二名であり、六月一日～十一月三十日の六カ月間、実修した。なお、その間、二回（六月・七月）各部に配属された。

実修の概況

(1) 基礎実修

a、講義Ⅱ(イ)教学研究の歴史 (ロ)教学研究所の現況

b、文献講読Ⅱ(イ)『金光大神御覚書』 (ロ)『教団自覚運動の事

実とその意味』(高橋正雄) (ハ)『教団その意義と働き』(金光

光教本部教庁編) (ニ)『教学の意義・分野・課題』(大淵千俊)

(ホ)「秋浮塵子の事蹟について——御覚書解釈のための試論」

(福嶋義次) (ヘ)「教祖の信心の基本的特性——现实生活と

の関係を中心として」(瀬戸美喜雄)

(2) 研究実修

a、レポート作成Ⅱ自身の問題意識の整理確認

b、教学論文解題Ⅱ論文に対する正しい理解力を養うとともに
教学方法論を学習するため、高橋一邦「高橋茂久平の信心
について——その二十九才まで」(金光) 高橋一郎「我
身」——『金光大神』における二女くら、病気の箇所を拜読
して」(平田)を解題した。

c、論文要項作成Ⅱ所内実修期間中に実質研究に着手するため
におこなった。

d、論文執筆Ⅱ所内実修期間における実修のまとめと、今後の
研究進捗のため執筆した。それぞれのテーマは左記のと
りであった。金光公正「教祖と古川八百藏とのかかわりに
ついて——江戸末期の人間関係を中心として」 平田カヲ
ル「家庭とは何か——家庭の機能について」

e、レポート・教学論文解題・論文要項・論文の各検討会

(3) 懇談・その他

(前年度と同様、四十二年度(3)項参照)

B 地方在住研究生

(1) 教会用務のなかにあつて、各自が研究の態勢をととのえてい
くため、研究生集会、および研究所総会に出席するほか、本所

に随時出所して研究指導を受けた。

(2) 山本悦生、井上睦弘両研究生は、昭和四十三年五月三十一日
に委嘱期間を終了し、左記の研究報告を提出した。

山本悦生「高橋正雄の八助かりVの究明とその根源——『朝な
朝な』(昭和二十八年)を中心に」

井上睦弘「吉舎教会初代について」

(3) 高橋信一研究生は三月三十一日に、佐藤豊研究生は十月三十
一日に、それぞれ委嘱を解かれた。

C 研究生集会(第七回)

従来の研究生集会の反省から、昭和四十三年度は、研究生期間
終了者については一日、中間者については四日間のプログラムを
組んで、六月十三日～十六日までの間、開催した。その意図する
ところは、研究生の育成・指導を積極的にすすめるため、研究生
の研究結果の検討および、教学にかかわる文献、論文等の講読を
とおして、教学研究の態度の醸成、研究方向の確立をはかるとこ
ろにあつた。

(1) 第一日は研究生期間終了者および中間者の研究報告・レポ
ートの検討をおこない、問題意識を明らかにし、以後の研究方向
を検討した。午後は研究生期間終了にあつたの懇談の場をも
つた。

(2) 第二日からは中間者に対して、教学研究の方法論の学習をねらいとして、(イ)『教学の意義・分野・課題』(大淵千仞) (ロ)『死んだと思うて慾をはなして神を助けてくれ』(高橋正雄) (ハ)『秋浮塵子の事蹟について』(福嶋義次)、以上三編のテキストを講読し、討議した。

(3) 第三日の午後は、従来、地方在住研究生から教会用務と研究が二元的になるとの実情が報告されてきているところから、研究員をまじえて懇談するという新たな企画を試みた。主に、教学的姿勢や研究意欲について論議されたが、研究所と、地方在住研究生との関係のあり方について反省させられるところがあった。

(4) 第四日は指導所員と研究生が、今後の研究のすすめ方について打合せをおこない、続いて、この集会全体をおしての反省の場をもった。

教学有志とのつながり

本教教団が教学研究機関として本所をもっていることは、教団が、その活動のあらゆる分野にわたって道本来のあり方にもとづくよう、たえず教団自体を吟味し、その働きを展開させていこうとする構えをとっていることを意味している。

そうした働きをもつ教学の充実のためには、教団の公の機関においてだけでなく、立場上自由な人たちの研究活動もすすめられ、両者の研究的な働きあい求められるのである。

本所としては、現在、教内の有志団体である教学会や、その他教学有志の研究活動に接し、そうしたところから提示される諸問題を撰取することによって、本所の研究基盤を吟味し培うことを願っている。

職員懇談会

本所の職員が、職員として御用をしていく上で、当面させられる幾多の問題がある。これらの問題は、単に、個人的な関心でのみ問題にされたり、個人が背負いこんでしまうようなことではならない。本所職員として、全体的な立場から、それらの問題を追求し、取り組んでいくべきである。この会はそうした姿勢が培われていくことを願いとして開かれる会合である。

四十二年度は問題もち出す適切な方途を見出しえず、実施をみなかった。

四十三年度は四月五日に実施した。このときは、本所職員としての服務というを中心に懇談した。懇談の内容は、おもに服務の現況についての一般的な話し合いであったが、そうしたなか

にも、本所本来のサービスのあり方、規則というものについての考え方、見方等について、それぞれに求めようとする姿が伺われた。

評 議 員 会

本所の運営は、研究機関という性格よりして教務教政の直接支配をうけてはならぬが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負いうるものでなければならぬ。評議員制度は、このような特質をもつ機関として公正妥当な全教的仕組みによる運営方式の樹立を願いとして運用されているものである。

第十二回（昭和四三・三・一三、一四）

昭和四十三年の方針、ならびに計画案の大綱と、予算の骨組みについて、審議検討がなされた。主として審議されたのは、各自の問題意識と研究テーマとの関係の問題、各自の問題意識からは容易に所の設定した基本課題には迫りえないという問題であった。審議の主要点は次のとおりである。

まず研究テーマに関してであるが、各自の問題関心から研究対象にかかわって研究テーマが選ばれるということは、一応自然ななりゆきではあるが、当初の問題関心を固定化して研究対象にとりくむということになっては、研究対象を正しく根本的に明らか

にしていくことにはなりにくい。およそ研究に値いするほどの意味をもつ大きな研究対象にとりくむ場合、対象に没入することによって、その中身を明らかにするにはかくかくの視点からとりくんでいくことが適切であるということに気づかせられて、それが本人の関心にも課題にもなるということが大切である。そういう研究上からもたせられてくるような問題意識が生まれてくることが必要である。

研究にかかわる問題意識についてさらに考えておかねばならぬ点は、問題意識というものは、研究をすすめる上にもたねばならぬものであることはいうまでもないが、それは本教の信心というものの存在理由が成り立つか否かという意味での問題意識でなければならぬ。今日の世界、社会の状況から迫られてくるいろいろな実践的要請にどう応ずるか、ということも一つの問題意識にはちがいないが、学問研究においては、現代の世界、社会における本教としての実践的な活動が生みだされる基盤になるものは一体どういうものであるか、そこがどうなっているかを問題にしようとする、より根本的な問題意識であることが必要である。

そもそも、信心そのものが生まれる力というものは、そういう世界、社会の状況からの要請によって生まれているのではない。信心そのものが生まれた生まれ方というものは、信心自身にある。

その信心自身からの信心の吟味が学問的に確実におこなわれることによつて、現実の世界、社会に対して存在する本教信心のあり方というものが、どういう姿をとっていくことにならねばならぬかということも生まれてくる。ともすれば、世界、社会からの要請にどう応ずるかという意識のほうに立ち、その観点から信心を吟味しようとしがちであるが、それでは本当の意味における信心の自己吟味ということがおこなわれえない結果におちいる。

とはいっても、もとよりこの現実社会からの要請に応ずるという面のこともおろそかにしてよいものでは決してない。しかし、そうしたいわゆる布教研究的な意味での働きの面は、教団が随時いろいろな仕組みや方法でもってなしうるのであるから、本研究所の教団における役割としては、そうした現実の生きた問題に足場をおきながら、その問題に対する対し方としては、あくまで基礎的的根本的なところからとりくむことが大切である。その意味で、現段階としては、何をおいてもまず金光大神御覚書、教団史の中心が確実に把握されねばならぬのではあるまいか。

以上が、研究面についての主たる問題点であるが、運営面にかかわつて、全教と研究所とのかかわりについて、研究活動をもつての教内との関係のしかたを今少しく開拓していく段階にさしかかっているのではないか、という点が指摘され、そうした自覚に

立って、昨年十一月の立教記念式に本所が主催した教学講演会的な活動面をおしすすめる努力を心がけることが願われた。

第十三回（昭四四・二・二七）

昭和四十四年度の方針と計画の大綱についての審議がなされたが、主として問題となったのは、共同研究とは何か、さらには共同研究をめざす研究者の意識はいかにあるべきか、という問題性にかかわるものであった。その要点を記すと次のごとくである。

およそ研究というものは、それが孤立した形でおこなわれる場合でも、他の研究者との内面的な関連をみきわめつつ、自身の成果の確認と他の成果の活用をはかることにおろそかであってはならない。共同研究とは、そこを一層自覚的に一つの仕組みにしていくことで、研究者相互の内面的な連絡と成果の相互利用の効果を十分にあげる一つの方式である。そこでは、自分のすすめている研究が、実際においてあまり意味のない研究テーマや方法に落ちいていないかどうかも検討されるであろうし、より有効な方法と、より適切なテーマに各自のそれを磨きあげていくことができる。そして、そのことが適切になされることによつて、全体としてきわめて有効な結果を招来することにもなる。であるから、共同研究というものは、一つのテーマを皆で分担共同して研究するのだというふうに単純に考えられてはならない。

研究所においては、その領域なり内容なりが広範かつ多岐にわたる本教の内容を全面的に研究しなければならぬが、それには段階的にすすめる要があり、その初段階として最も基礎的なところからとりすすめるにしているわけである。このような性格、意味をもつ「金光大神御覚書」「教団史」という課題究明に多数のものがとりくんでいく場合、それぞれが、このような対象の全体構造の基本的なところを明らかにしようと思われ、視点を求めていき、そこから、それぞれのテーマが選ばれてくるのが大切であって、そうした基本線につながらなかつたならば、結局は各自の主體的な研究も本格的なものにならないし、本教の教学として意義のある中心的な重みをもった研究にはならない。そのような基本線を追求することを、方向として、願いとしておこななければならぬ。

右のことは、各自が本気になってとりくんでいけば、当然問題になってこざるをえないであろう。したがってそのところを共同研究によって相互に求めあい、そして、それが自覚されて、共同研究グループの主題として右のような基本線がかかげられると、それにつながる自分の位置を確認し合ひながら、各自の研究姿勢と研究テーマとがどういうふうにつながりあっているか、どうあるか、つながらしていくべきか、という姿勢で一つの方向を

たえずもっていくようになる。

共同研究というものの大切なところはそういう点にあることを自覚し、そういうものであるとの意識が生まれてこない、共同研究というものはやれるものではない。以上のことからして、各自の共同研究ということに対する姿勢そのもの、あるいは、共同研究というもののもつ教学の領域内における必然性というようなことが、意識的に問題にされていく必要があるのではなからうか。

以上は、主として所の課題研究の今後のあり方についての問題点であるが、金光大神御覚書、教団史というこの二つの基本的な課題研究を基軸にとりすすめている諸活動の中で、今回特に問題とされたのは、教規講読会のあり方であった。この講読会は、所内の少数の有志による会合で、主として、教規に関する諸文献、諸資料を講読するというあり方でおこなわれていたものであるが、そのようなあり方について次のような意見が提出され、あらためて、この講読会のもっている意義の再認識を求められた。

教規は規定という形をもつて、本教の本質を表現し、本教の働きを社会に展開していく身構えを示しているものである。したがって、その内容はいたずらに墨守することなく、人間、社会の変化に伴って当然改められていかななくてはならない性質をもっている。しかしながら、改めるについては、ただ改めればよいという

わけのものではなく、そこにはよるべき基礎がなければならぬ。それには、本教の体制、社会的存在としての本教のあり方を、本質的に問題にしうる基礎になるものが常に究明されていなければならぬが、教団において、その働きを受けもつのは研究所である。

このような意味において、いつまでも「講読会」的なりくみ方にとどまっていたはならない。せひ、全員参加の形式をもった研究会なり、「演習」的な構えなりでとりくんでいき、所全体として、そのような基礎的なものに目を向けることを怠らないというあり方がすすめられていく中から、しだいにこの教規という領域を専攻する研究者が生まれてくることが願わしい。

諸機関とのつながり

本所が、教内諸機関とたえずつながりを保ち、相互理解を深めていくことは、共にもとづくべき根源と、それぞれが受けもつべき役割、教団において占める位置等を明らかにするためにも、また、本所のあり方が全教に理解せられ、教学的関心が全教的に醸成せられていくためにも欠くことのできないことである。

本所は、こうした意味あいから、機会あるごとに、本部教庁その他の諸機関と懇談の場をもってきたが、このことにとりくむ姿

勢がなお熟しかねるところから、四十二年度からは、話し合いの内容にはあまりとらわれず、懇談の場を重ねることによって、相互の日常的な接触を深めることに力をそそぎ、他方、四十三年度においては、本部教庁と本所とが教学振興の動きを着実にしうる基盤を培うことに焦点をおいて、教務当局者、本所評議員の出席を得て、運営懇談会（昭・43・10・8）を開催した。この会合においては、本所が全教各機関とかかわり合う上の基本姿勢について、眼をひらかれるものがあつた。それは大要次のごときものである。

たとえば、本所が教庁とのかかわりにおける問題にとりくむについては、本所のもつ目的・使命・役割という点から、教務・議会・教育等、教団のあらゆる活動部面について、それぞれのあり方の本来的姿をみ、そこから、当面問題となっている教学行政なら教学行政の問題は、こうであるべきではないか、というように考えるべきである。つまり、本教全体の仕組みにおけるそれぞれの受け持ちのちがいがいというものはつきりと前提におかれることによって、はじめて真に他の機関のことが問題にされうるし、そうしてこそ、他機関の問題と自身のところの問題との関連も自覚されることになる。そういうとりくみ方が大切である、というものであつた。

なお、四十三年度から金光図書館との間では、相互の業務報告、図書・資料についての情報交換等を内容とする定例的な会合（原則として隔月一回）がもたれることとなり、この会合の進捗が、教団的仕構えにおける図書・資料の有機的一括管理への手がかりを与えるであろうとの期待をいだかされている。

三十九・四十年年度の反省吟味

本所昭和三十九・四十年年度の動きは、開所十年を経た本所が、あらためて本所設立の意義・精神にたち返って、みずからの現実を反省吟味し、そこからの課題を明らかにして、あるべき姿を見出そうとする動きであった。

このような動きをとおして、本所の現体制が生み出されてきたのであるが、そこで掘り起こされた研究・運営両面にわたる基本的な問題を、あらためて全体的に反省吟味し、三十九・四十年年度の歩みのもつ意義を明確にすることは、今後の本所の歩みを的確にすすめていく上に大切な意味をもつものと考えられる。

このことは、本所の歩みが、今後事実において展開していくことと相まって、よりの確にすすめる性質のものではあるが、今なりにその願いを明確にしておくこととして、四十一年度より少人数によって、徐々にすすめられることになった。四十二年度

は実施をみなかったが、四十三年度は反省懇談の場が二回（7・6、8・28）もたれた。そこでは、三十九・四十年年度の本所の歩みのなかで、各自にとって何が中心問題であったか、その問題に各自どのようなとりくみ方をしたか、またそのとりくみ方のどこに問題を感じるか等について話し合い、それを手がかりに以後のすすめ方を検討し、さしあたっては、問題の確認を事実にもとづいてすすめることを申し合せ（7・6）、当時の記録（録音テープ、各自のメモ）を素材として、問題の抽出に着手した（8・28）。

教学研究会（本所主催）

本教の教学研究は、ただに本所のみですすめられるだけでなく、全教の信奉者がそれぞれの立場でその信心生活を基盤として自由にすすめられるべきものである。そして、研究それ自身の性質から、その研究内容が公開され、相互の批判、検討をとおしてその内容がより展開していくことが願われる。本会は、かかる働きを教団的立場で起こしていくこととして、本所がこれを主催し開催してきているものである。こんごこのことを一層自覚し、教学の内容が教団全体として正しく深くなっていくよう本所のおかれた教団的立場を自覚しつつ、この企画に十全を期したいと考えている。

かかる教团的立場での行事であるから、本紀要の性格から、本所としては本号よりこの記事は取扱わない。詳細は、42年度の第八回会合から金光教報をもって概要を発表したように、この形式をもってつづけていくこととする。

概説書編纂会（昭和四四・五・末現在）

この会は、本教の歴史、教祖の信心生活、教義、信奉者の信心生活、教団、教勢の現状など、本教信心のあらゆる部門にわたつてのことを、教团的な立場から組織だてて体系的に叙述し公刊することを願っている。

第一次草稿再修正案改稿のことは、こんにち教団において概説書編纂のもつ意義、本所の業務全般との関連、その遅延がもたらす教内への影響等考慮せられて、この際としては、ある程度全体調整者の主観が入ってもすみやかに成案を得るよう方針をたてた。現在、第二章「教祖」第三章「教義」―大淵囑託、第四章「信心生活」―小野囑託、第五章「教団」―橋本囑託の分担によってすすめられている。昭和四十三年度は、執筆者の健康その他執筆者が改稿のことに専念しがたい事情が予想外に重なったため、全体としては紀要八号に記した執筆段階をややすすみえたにとどまっている。

第二章「教祖」については、単に教祖の生活を事実をもって記述するのではなく、その事実がもっている意味をひきだし、叙述するという仕事であるだけに甚だ困難なところがあるが、現在、教祖の全生涯にわたるかなりまとまった草案をうるにいたっている。「教義」の章は、第二章の内容がおのずから第三章をきめてくるところがあり、したがって、第二章の内容がととのってくるに依りて第三章の骨組も次第にできてきつつある。現在は、この内容が要項的にとりまとめられている。

第四章「信心生活」は、信奉者の信心生活を、その中に働くこの道の働きとその進展・展開という視角からとらえるという意図のもとに、全体構想がねられている。

第五章は、昭和九・十年の前後まですすめられているが、以後の記述をすすめるについて、戦後の教団の歩みをどのようにみ、どのようにとらえるかが、困難な課題として迫ってきている。この点については、グループ員の討議を得べく執筆者においてその素材をととのえていっている。

右のような現況からして、全体的に成案をみる時期を予測することは、困難であるが、年度内には全体調整の段階に入りうることを目標に努力が重ねられている。

昭和43年度

<第1・3部>

教団問題にかかわっての高橋正雄

— 昭和九・十年事件以前 —

高橋 一 邦 (所 員)

議会議員有志の教団意識

長 野 威 真 一 (所 員)

有志盟約結成の時点にみる教団の問題

— 昭和九・十年事件史研究ノート —

藤 井 記 念 雄 (所 員)

金光教青年会の動静について (昭九・12~10・4)

藤 尾 節 昭 (助 手)

本教現段階における教学研究の必要性について

松 田 敬 一 (助 手)

教監小林鎮の「進言」の動機について

— 国粹新報事件の対応をとおして —

真 鍋 司 郎 (助 手)

管長辞任運動の転換について

— その積極的要因を中心として —

宮 田 真 喜 男 (所 員)

御礼之会と「お言葉」

渡 辺 溢 (所 員)

<第2・4部>

明治六年「神前撤去」の事蹟について

— 御覚書の解釈による研究ノート —

沢 田 重 信 (所 員) 9

神と教祖との関わり

— 四十四・五才の事蹟を中心として —

瀬 戸 美 喜 雄 (所 員)

教祖における「苦しみの場所」

— 三十七才の事蹟を中心として —

高 橋 行 地 郎 (助 手) 9

安政五年十二月二十四日のお知らせについての断想

— 御覚書研究ノート(1) —

竹 部 教 雄 (所 員) 9

教祖の社会意識について — その前半生における

信仰の展開との関連における試論 —

西 村 文 敏 (助 手)

精霊回向の事蹟について

— 御覚書の解釈のための試論(2) —

福 嶋 義 次 (所 員) 9

安政二年大患の教祖

— 教祖の信心を理解するための御覚書解釈 —

和 田 登 世 雄 (助 手)

研究報告一覽表 (5)

金光教教学研究所

○各部内の配列順序は、執筆者氏名の五十音順とした。

題 目	氏 名 (職 名)	紀 要 号 数
昭和42年度		
＜第1・3部＞		
昭和九・十年事件における高橋内局の動き (研究要項)	高橋 一 邦 (所 員)	
教団革正意識の展開 (研究要項)	長野 威真一 (所 員)	
研究課題の設定について		
— 教団自覚運動史研究の意味と方法に関連して —	藤井 記念雄 (所 員)	
三原則成立の過程とその意味 (研究要項)	藤尾 節 昭 (助 手)	
教監小林鎮の「進言」の意義 — 昭和九・十年		
事件史研究の一視点として — (研究要項)	真鍋 司 郎 (助 手)	
昭和九・十年事件の概観	宮田 真喜男 (所 員)	
昭和九・十年事件における有志盟約側の		
事態に処する態度・姿勢とその展開	三矢田 守 秋 (所 員)	
昭和九・十年事件の概観 (研究要項)	渡 辺 溢 (助 手)	
＜第2・4部＞		
明治六年「神前撤去」の事蹟についての研究ノート		
— 御覚書研究の方法を求めての実験的考察 —	沢田 重 信 (所 員)	
亀山に参拝していた頃の教祖		
— 御覚書解釈のための一試み —	瀬戸 美喜雄 (所 員)	
教祖三十七才の事蹟について	高橋 行地郎 (助 手)	
安政五年十二月二十四日のお知らせについて		
— 御覚書解釈のための一つの試み —	竹部 教 雄 (所 員)	
大肯定 — 42才の教祖 —	寺本 二千昭 (助 手)	
金光教の社会性について (二) — ふたたび研究の		
動機および一資料解題をとおして —	西村 文 敏 (助 手)	
「秋浮塵子」の事蹟について		
— 『御覚書』解釈のための試論 —	福嶋 義 次 (所 員)	8
教学の態度についての問題一、二		
— 教学上の陥り易い穿 —	和田 登世雄 (助 手)	

Our approach to the study of the Founder in the past fifteen years has been under severe criticism. Due to this criticism, we are now striving to study the Founder by the method of re-experience which requires us to examine our own life in the light of the Founder to enable us to get the deeper insight into the Founder's experiences.

The symposium which appeared in this issue is based upon the extensive discussions of the interpretation of the Founder's autobiographical note which is the basic literature for our study of the Founder.

The discussions were carried out under the following five subjects.

1. The nature of the Founder's autobiographical note
2. The basic attitude to the study of the note
3. The method of re-experience
4. An interpretation of the articles of the note
5. The viewpoint for the interpretation of the note and its examination

昭和44年9月10日印刷

昭和44年9月25日発行

金光教学第9号

編集・金光教教学研究 所

印刷・榊玉島活版所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

wed to resume his work in 30 days. During this time, he lived a quite life of meditation, which helped him to step into the next stage of his faith.

What is intended in this paper is to understand the meaning of the article of the compulsive and temporary retirement from his ministry.

It is necessary to analyze the problems faced by the Founder at that time and to know his way of dealing with them through the method of re-experience.

The Meiji government adopted the policy of unity of the church and state and put its basis upon Shinto. Unless they were officially recognized by the government, all religious organizations were not allowed to perform their activities.

The official who delivered the orders to stop the Founder's ministry was following the policy of the Meiji government.

Under these circumstances, the relationship between religion and politics became a very serious problem to the Founder. In other words, he faced the problem of religious freedom.

The essential meaning of the article which was written during the Founder's temporary retirement from the ministry deals with the subject of the proper relation between religion and politics.

SYMPOSIUM ON THE PROBLEMS OF THE INTER- PRETATION OF THE FOUNDER'S AUTOBIOGRAPHI- CAL NOTE

EDITED
TOYOH WADA

The most basic and urgent task that we must achieve in the theological study of Konkokyo is to clarify the necessity for a study of the Founder and to establish this study's methodology.

bring prosperity to the Kawate family.

What is intended in this paper is to grasp the meaning of this experience which seems quite mysterious and odd to people living in a modern age.

Many questions concerning the experience come to the authors mind:

1. What did the festival mean to the Founder?
2. How did God come to respond directly to the Founder?
3. Why did God inform the Founder of the history of his ancestors?
4. Why did his ancestors express their gratitude to him?

In interpreting this article, the perspective from which these four questions can be inter-related with each other must be defined. It is as follows.

How is the external element of the social customs, which had to be observed strictly as an adopted successor of the Kawate family, related to the internal element of his own inner life which was formed as his religious horizon was expanded?

The process in which the problems of relation between his external element and an internal element came to be serious to him and in which his new dimension of faith was discovered was examined from the above mentioned point of view.

FAITH, MISSION, AND POLITICS

—AN INTERPRETATION OF THE ARTICLE OF THE PROHIBITION OF THE FOUNDER'S MINISTRY IN 1873 BY THE GOVERNMENT—

BY

SHIGENOBU SAWADA

The Founder was prohibited to continue his ministry by an official of a local government on February 17, 1873. He was allo-

not know what to do except to make a whole-hearted apology for his offense against Konjin.

He referred to this helpless situation in his later years, saying that he had lived an extremely disappointing life.

The Founder came to realize that he was such a helpless and finite human being that he could not find out any other way with which to please Konjin than to observe the strict rules followed by the ordinary people.

Only when he was seriously ill at the age of forty two could he open the way to salvation through his entire trust in Konjin.

From the above consideration, it may well be said that even his utmost efforts to search for his true attitude toward Konjin had limitations from which he could not escape and his full-awareness of the limitation of his faculty led him to new dimension of life.

THE WORLD OF TRADITION AND THE WORLD OF FAITH

—AN INTERPRETATION OF THE ARTICLE OF THE FESTIVAL
IN MEMORY OF THE DEAD—

BY

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

When he was forty five years old, Kawate Bunjiro, the Founder of Konkokyo, happened to encounter with the seemingly strange experience that God spoke through him for the first time on the night of annual festival in memory of the ancestors of the Kawate family, into which he had been adopted. It took place July, 1858.

On this night, God gave his ancestors the opportunity to express their deep thanks to him for his strenuous efforts to

It meant to live his life without the idea that God is apart from man.

The Founder realized that his various misfortunes were due to holding a misconception of God. The Founder was shown how God led him through his past life of misery and was instructed in the true phase of human life under God's guidance.

His understanding of God's instructions made him change his style of life from a secular life of farming to a sacred life of ministry.

THE FOUNDER BEFORE HIS FIRST ENCOUNTER WITH GOD

—WITH SPECIAL REFERENCE TO HIS EXPERIENCES
AT THE AGE OF THIRTY SEVEN—

BY

KOJIRO TAKAHASHI

We, human beings, are often embarrassed by the problems of life which can not be solved easily even with the best intentions. What causes us to confine ourselves within these perplexing problems? How can we be free from them? In this paper these questions led the author to inquire into the meaning of the Founder's experiences at the age of thirty seven.

When he rebuilt his house at thirty seven years of age, he asked an almanac specialist to examine the kind of day, direction and place lest he should commit an offense against Konjin, a demonic deity of popular belief who was considered to be the most fearful deity.

Then the Founder was given a piece of advice and followed it very faithfully. In spite of his best efforts to carry it out, he met with various misfortunes, including his son's death. He did

following is author's fifth revision of the table:

1. From the birth of the Founder to his youth
 2. Seven tombs built within seventeen years
 3. His first reception of a divine favor
- (The rest is ommitted.)

AN INTERPRETATION OF THE FOUNDER'S ARTICLE OF DEC. 24, 1858

BY
NORIO TAKEBE

The article of the Founder's autobiographical note which was dealt in this paper begins with the description that God permitted the Founder to call himself honorifically Bunji Dai-myojin, "Man who became Kami", on Dec. 24, 1858. The brief summary of the article is as follows.

God indicated that the ancestors of the Kawate family had committed offenses against God, which had caused the Kawate's successive misfortunes. Then, looking back to his past life, he realized that his ignorance of his offense against God must have brought a series of misfortunes to him in spite of his utmost efforts to live a happy life. The founder was taught that God had protected and guided his life of misfortune. The article ends with his and his family's decision to believe in this God.

What is intended in this paper is to grasp the meaning of the article by knowing the inter-relationship between God's instructions and the Founder's responses to them. God revealed in the first section of the article that his succession of the Kawate family, as an adopted person, meant not only to preserve the Kawate family and keep it prosperous but also to urge them to live a life that pleased God. What does it mean to please God ?

THE OUTLINES OF THE PAPERS IN THIS ISSUE

The brief outlines in this issue were drafted in Japanese by the original authors. The following translation is by Yoshikazu Matsuda, assistant staff of the Institute.

A STUDY ON THE SENTENCE STRUCTURE OF THE FOUNDER'S AUTOBIOGRAPHICAL NOTE

BY
SHINSEI KONKO

It was considered impossible to make a table contents of the Founder's autobiographical note. But it was found possible in April 1969.

The article of his serious illness ends with the phrase of his deep gratitude for the God's revelation. This phrase can be found in his description of his wife's reception of a divine favor and his life which came to be guided by God. This phrase is a very conventional one used in those days at the end of the formal documents presented to the public office.

It was noticed that the paragraphs of the note always ended with a phrase of gratitude. When the note was examined more closely in the light of these phrases, it was found that the new paragraphs followed a natural progression so that the note read as a complete unit.

A tentative table of contents of the note was revised several times as the distinction between paragraphs was made clear. It will be modified as further study finds it necessary. The

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまっけて実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちをこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

THE JOURNAL OF KONKOKYO THEOLOGICAL RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Theological Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1969
No. 9

CONTENTS

SHINSEI KONKO

A Study on the Sentence Structure of the Founder's
Autobiographical note 1

NORIO TAKEBE

An Interpretation of the Founder's Article of
Dec. 24, 1858.....31

KOJIRO TAKAHASHI

The Founder before His First Encounter with God.....49

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

The World of Tradition and The World of Faith.....72

SHIGENOBU SAWADA

Faith, Mission, and Politics93

EDITED BY TOYOH WADA

Symposium on the Problems of the Interpretation
of the Founder's Autobiographical note 115

Reports on The Activities of the Institute

(April, 1967~March, 1969) 134

List of the Annual Reports of Studies (1967~1968)

The Brief English Outlines of the Papers in this Issue